

## 資料5-1

### 大阪府子ども総合計画「個別の取り組み」の実施状況 (令和4年度版)

#### 評価について

各項目に対する評価の考え方は以下の通りです。

- ◎：着実に取り組みが進んだ（目標達成度100～80%）
- ：概ね取り組みが進んだ（目標達成度79～50%）
- ★：計画通りに進んでいない（目標達成度49%以下）

<基本方向1 若者が自立できる社会>

| 少子化 対策 関連                               | 具体的取組                  | 事業名   | 事業内容   | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円)  | 令和4年度の取り組み状況 | 令和4年度までの自己評価  | 課題 今後の目標・展開   | 個別目標                        |                                 |                               |                               |   |                       |                 | 担当課 |
|---|------------------------|---|--------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|---|---|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------|-----------------|-----|
|   |                        |   |        |              |              |              |   |              |   |   | 項目                          | △△△△△(令和元年度当該)                  | 目標値(5年後)                      | 令和2年度実績値                      | 令和3年度実績値                                | 令和4年度実績値              | 令和4年度評価         |     |
|   |                        | 個別の取り組み1 キャリア教育の充実  |        |              |              |              |   |              |   |   |                             |                                 |                               |                               |   |                       |                 |     |
|   |                        | 取組項目1 - (1) 学校教育におけるキャリア教育の推進   |        |              |              |              |   |              |   |   |                             |                                 |                               |                               |   |                       |                 |     |
| ○ 小学校・中学校・高等学校・支援学校における段階的なキャリア教育の推進    | SDGsジュニアプロジェクト事業       | 児童生徒が、地域社会づくりに向けて参画していく意識や、地域の諸課題の解決に向けて主体的に取り組む力を高められるよう、キャリア教育全体指導計画に基づいた、実社会とのつながりを実感できる取組みを推進します。                               | 0      | 0            | 0            | 1,291        | 研修を通じて「大阪府キャリア教育プログラム」の周知・普及に努め、中学校区におけるキャリア教育全体指導計画に基づいた検証を促進した。<br>2025年日本国際博覧会協会との協働で開発した「教育プログラム」を活用し、万博やSDGSについて知り、地域の具体的な課題の解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育成するとともに、その成果をフォーラムの開催によって広く府内全体に発信した。<br>4月 キャリア教育・進路指導担当指導主事連絡会<br>7月 中学校進路指導担当者連絡会<br>8月 キャリア教育指導者研修<br>2月 SDGsジュニアフォーラム・オンラインボスターセッション | ◎            | 府域すべての中学校において「教育プログラム」を実施し、地域の具体的な課題の解決に向けて他者と協働しながら進める探究学習を通して、社会に主体的に参画していくための資質・能力を育成する。 | キャリア教育全体指導計画に基づいた取組みの共有率  | 73.3%                       | 共有率100%                         | 92.8%                         | 92.8%                         | 93.0%                                   | ◎                     | 教育庁市町村教育室小中学校課  |     |
|   | 工科高校の充実                | 工科高校において、高度な職業資格取得に対応した学習内容の充実を図ります。また、企業実習や技術者の招へいを推進します。  | 6,589  | 6,645        | 11,742       | 10,561       | ◆熟練技術者による指導を行い、高度な職業資格の取得や、企業と連携した課題研究を行い、技能・技術のレベルアップを図った。<br>◆老朽化した機器・装置が多く、安全性を考慮して、設備の更新を行つた。<br>◆生徒・保護者対象の進路説明会などにおいて、工科高校魅力化推進プロジェクトチームで作成した工科高校PR映像を掲載したホームページを紹介し、工科高校の魅力発信などを行つた。  | ◎            | 工科高校2・3年在籍生徒数に対する製造現場で有効な国家資格・公的資格・民間資格の取得総件数の割合および工科系大学への進学実績のより一層の向上をめざす。                 | 工科高校2・3年在籍生徒数に対する製造現場で有効な国家資格・公的資格・民間資格の取得総件数の割合<br>0.78件／人(30年度) | 0.78件／人(30年度)               | 0.97件／人(令和元年度)                  | 0.97件／人(令和3年度)                | 0.99件／人(令和4年度)                | ◎                                       | 教育庁教育振興室高等学校課         |                 |     |
|   | キャリア教育推進モデル事業          | 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促すために教育的働きかけを実践する学校教育におけるキャリア教育の開発を行います。<br>また、すべての児童生徒が自己有用感を高めることができるようにキャリア教育のモデルプランを普及させます。 |        |              |              |              | 平成28年度で事業終了   |              |   |   |                             |                                 |                               |                               | 教育庁教育振興室高等学校課 教育庁私学課                    |                       |                 |     |
|   | エンパワメントスクール等生徒支援体制整備事業 | エンパワメントスクールにキャリア教育コーディネーター及びスクーラルソーシャルワーカーを配置することにより、当該高等学校に在学する生徒の就学を支援する。また、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けてキャリア教育の推進を図ります。      | 20,290 | 21,963       | 24,986       | 21,402       | 令和3年度に引き続き、エンパワメントスクール、大阪わかば高校、桃谷高校に配置し、各校における支援体制の充実を図った。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |   |                             |                                 |                               |                               |   | 教育庁教育振興室高校再編整備課       |                 |     |
|   | 府立高等学校キャリア教育体制整備事業     | 進路決定に向けて支援を必要とする生徒の増加に対応するため、高校3年間のロードマップ作成等を通じて支援内容の充実を図るとともに、モデル校において、就職した卒業生の職場定着に向けた支援、状況分析を行うことでキャリア教育のさらなる充実を図ります。            | 2,277  | 1,842        | 1,842        | 0            | モデル校における職場定着支援事業において、卒業生が就職した企業に対する訪問報告会や在校生に対するアセスメント、企業開拓を実施するとともに、事業によって得られたノウハウ等をキャリア教育コーディネーター研修にて伝達した。  | ◎            | 3年間の事業によって得ることができた「卒業後の職場定着」などに関するノウハウをいかし、キャリア教育の充実を図る。                                    |   |                             |                                 |                               |                               |   | 教育庁教育振興室支援教育課 高校再編整備課 |                 |     |
| 高校生に対する地元企業による会社説明会の実施を促進               | 合同求人説明会                | 就職応募機会の拡大及び、より適切な就職の促進を図り、在校中に一人でも多くの生徒が内定を得ることを目的とし、事業主と生徒が一堂に会する場として、合同求人説明会(2回)を開催します。   | 0      | 0            | 0            | 0            | 11月にエディオンアリーナ大阪に87社を招き、対面にて開催した。  | ◎            | 引き続き、大阪労働局と連携し開催していくことで、就職を希望する生徒の進路実現の一助としていく。   | 府立高校全日制・定期制の就職内定率<br>(全国平均 98.2%)                                 | 94.3%(30年度)<br>(全国平均 98.2%) | 就職内定率<br>全国水準を目指す               | 95.3%<br>(全国平均 97.9%)         | 95.3%<br>(全国平均 97.9%)         | 95.8%<br>(全国平均 98.0%)                   | ○                     | 教育庁教育振興室高等学校課   |     |
| 高校と高等職業技術専門校との連携                        | 産業人材育成協議会              | 高等職業技術専門校の産業人材育成協議会に出席するなど、連携を図ります。   | 0      | 0            | 0            |              | 例年7月に実施している、府内の産業系高校が参加する大阪府産業教育フェアで、各技校に特別参加いただいた。また、11月に実施した「北大阪産業人材育成協議会」総会については出席し、技校で実施する職業訓練の活性化を図るために意見交換や、広報活動に関して協議を行つた。   | ◎            | 引き続き、高等職業技術専門校の産業人材育成協議会に出席するなど、連携を図る。  |   |                             |                                 |                               |                               |   | 教育庁教育振興室高等学校課         |                 |     |
|   | 高等職業技術専門校活性化事業         | 高校と連携強化を図るために、高校のリソースを活用し、工科高校職員の機械加工等の技能実習研修及び意見交換等を行う。また、近隣市及び商工団体等々協力し、ものづくりの面白さを知つてもらうための講演会等を開催します。                            | 5,228  | 5,539        | 5,091        | 7,661        | 校リーフレット表紙の作成、校見学会(高校生の受け入れ)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |   |                             |                                 |                               |                               |   | 商工労働部雇用推進室人材育成課       |                 |     |
| インターンシップや多様な職場体験の充実                     | 府内インターンシップ             | 大阪府府内のある各所と出先機関において、行政事務等の就業体験の応募を府立学校に募り、参加生徒の職業観・勤労観の向上を図り、府政に対する理解を深めます。   | 0      | 0            | 0            | 0            | 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止。  | ◎            | 新型コロナウィルス感染症の動向を踏まえ、令和5年度は実施している。インターン生の受け入れのため、積極的な周知を図っていく。                               | 府立高校全日制のインターンシップ実施率<br>(全国平均 88.5%)                               | 67.4%(29年度)<br>(全国平均 88.5%) | 府立高校全日制のインターンシップ実施率<br>全国水準をめざす | 令和2年度職場実習・インターンシップ実施状況調査を実施せず | 令和3年度職場実習・インターンシップ実施状況調査を実施せず | 21.8%<br>(全国調査の結果は現時点で公表されていないため、回答不可。) |                       | 教育庁教育振興室高等学校課   |     |
| 取組項目1 - (2) キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進 |                        |   |        |              |              |              |   |              |   |   |                             |                                 |                               |                               |   |                       |                 |     |
| 大学や経済団体と連携した実践型キャリア教育                   | 課題解決型授業(PBL)           | 大学が企業・行政・地域と連携し、それぞれが抱える課題を学生の力により解決を図り、学生が企業等に解決策を提案します。   | 0      | 0            | 0            | 0            | 関西外国语大学及び桃山学院教育大学の学生が「ものづくり大阪製ブランドの魅力発信」をテーマに行った。大阪産業局協力のもと、府内ものづくり中小企業と学生のマッチングを行つともに大阪タクシーマヤが実施する「OSAKA ええモノ」の取組みとコラボレーションした「学生EXPO 2023 OSAKA ええモノ」において、学生が考案した新製品や既存製品の販売、ワークショップを行つた。  | ◎            | 令和5年度以降もテーマを設定し、継続して事業を実施していく。  |   |                             |                                 |                               |                               |   |                       | 商工労働部雇用推進室人材育成課 |     |
|   | 企業人による出前講座             | 大阪府が企業と大学等の橋渡しを行い、企業の若手社員等が大学に出向き、学生に対し働き甲斐や仕事の楽しさ等を講義します。  | 0      | 0            | 0            | 0            | 関西経済同友会(この取組みの提言者)等と連携し、企業の社員が大学に出向き、授業を行う。府は、大学と企業(講師)の橋渡しを担う。令和4年度では計6企業5大学と連携し出前講座が開催され、688名の大学生が受講した。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |   |                             |                                 |                               |                               |   | 商工労働部雇用推進室人材育成課       |                 |     |

| 少子化<br>対策<br>関連       | 具体的取組                                      | 事業名  | 事業内容         | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円)   | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの<br>自己評価   | 課題<br>今後の目標・展開  | 個別目標               |                      |                              |              |              |              |                 | 担当課                   |                |
|-----------------------|--|--|--------------|------------------|------------------|------------------|--|--|--|---|--------------------|----------------------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------------|----------------|
|                       |  |  |              |                  |                  |                  |  |  |  |   | 項目                 | 目標値<br>(令和元年度当<br>年) | 目標値<br>(6年度未)                | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価     |                       |                |
|                       |  | 個別の取り組み2 若者の就職支援   |              |                  |                  |                  |  |  |  |   |                    |                      |                              |              |              |              |                 |                       |                |
|                       |  | 取組項目2-(1)若者への就職支援の強化   |              |                  |                  |                  |  |  |  |   |                    |                      |                              |              |              |              |                 |                       |                |
| 求職者を対象とした就労支援の充実      | 求職者を対象とした職業訓練(高等職業技術専門校)                   | 府内の高等職業技術専門校(4校)において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。  |              | 446,650          | 409,475          | 446,572          | 612,098  | 一般科目入校者数 461名、修了者数 356名<br>(複数年度に渡る科目あり)   | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  | 就職率                | 90.5%<br>(30年度)      | 80.0%                        | 91.8%        | 91.4%        | 93.0%        | ◎               | 商工労働部雇用推進室人材育成課技術専門校G |                |
|                       | 離職者等再就職訓練(民間委託訓練)                          | 民間教育訓練機関に委託して、離職者等を対象とした職業訓練を実施します。  |              | 1,036,602        | 1,027,728        | 998,209          | 1,464,856  | 離職者等再就職訓練・デュアルシステム訓練<br>年間定員: 5,159人<br>コース数: 193コース<br>受講者: 3,372人  | ○  | 着実に取り組みを進めるためには、受講生確保に課題がある。  |                    |                      |                              |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室人材育成課委託訓練G  |                |
| ◎ OSAKAしごとフィールドによる支援等 | 若者(求職者)の就職支援                               | 若者が自分に合った就職ができるよう、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど若者のキャリア形成支援を行います。また、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供します。   |              | 546,020          | 390,221          | 405,109          | 419,991  | OSAKAしごとフィールドの若年者(34歳以下)の利用者数(延べ): 4,395人<br>新規登録者数: 6,368人<br>就職者数: 3,523人  | ○  | 今後も引き続きOSAKAしごとフィールドにおいて、若者が自分に合った就職ができるよう、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど若者のキャリア形成支援を行っていきます。また、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供していきます。                 |                    |                      |                              |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室就業促進課       |                |
|                       | 就職支援希望カード                                  | 高校中退時及び卒業時に就職を希望しながら未就職だった生徒で「就職支援希望カード」を教育委員会に提出された方に対して、定期的にOSAKAしごとフィールドや地域若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を行っています。   |              |                  |                  |                  |  | 「就職支援希望カード」登録者24名に対し、OSAKAしごとフィールドや地域若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を実施。  | ○  | 今後も引き続きOSAKAしごとフィールドにおいて、高校中退時及び卒業時に就職を希望しながら未就職だった生徒で「就職支援希望カード」を教育委員会に提出された方に対して、定期的にOSAKAしごとフィールドや地域若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を行っていきます。                      |                    |                      |                              |              |              |              | 商工労働部雇用推進室就業促進課 |                       |                |
| 人材育成プログラムの活用          | 「人材育成プログラム」                                | 「採用され、働き続ける」ための「人材育成プログラム」を活用し、就職・定着支援を行います。   | (132,085の内数) | (137,507の内数)     | 253,237の内数       | 265,249の内数       | 女性が採用され働き続けるための力を身につける「人材育成プログラム」を活用したセミナーを実施<br>実施回数: 13回<br>参加者数: 115人 | ◎  | 対面、オンラインの特性を考慮し、参加しやすくかつ効果的なセミナーとなるよう、集客やアンケートの結果を踏まえ工夫していく。 |   |                    |                      |                              |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室就業促進課       |                |
|                       | 取組項目2-(2)就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援              |  |              |                  |                  |                  |  |  |  |   |                    |                      |                              |              |              |              |                 |                       |                |
| OSAKAしごとフィールド等による支援など | 若年無業者等の就職支援                                | OSAKAしごとフィールド(大阪府地域若者サポートステーションなど)において、働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや職場体験を通じた就職支援を行います。                                |              | 546,020          | 390,221          | 405,109          | 419,991  | 大阪府地域若者サポートステーションのキャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるスタッフアップ、協力企業での就労体験などにより、就労に向けた支援を実施   | ○  | 今後も引き続きOSAKAしごとフィールド(大阪府地域若者サポートステーションなど)において、働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや職場体験を通じた就職支援を行っていきます。また、府内8カ所に設置されている地域若者サポートステーションに対し、助言や情報提供を行い、地域拠点における支援体制の強化を図ります。 |                    |                      |                              |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室就業促進課       |                |
|                       | 取組項目2-(3)障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援               |  |              |                  |                  |                  |  |  |  |   |                    |                      |                              |              |              |              |                 |                       |                |
| 障がい者を対象とした就労支援の充実     | 障がい児の進路選択支援事業                              | 障がい児が支援学校等(府立支援学校高等部、府立高等支援学校)の障がい生徒自立支援コース・共生推進教室)在学中の夏休み等に、就労移行支援事業所を利用した短期間の就労体験を受けることで、卒業後の進路選択を支援し、障がい児の自立を促進します。 |              |                  |                  |                  |  | 平成27年に廃止   |  |   |                    |                      |                              |              |              |              | 福祉部障がい福祉室自立支援課  |                       |                |
|                       | 府内職場実習の受入れ                                 | 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を実施します。  | 0            | 0                | 0                | 0                | 0  | 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を実施。福祉施設利用者は10名、支援学校7校から7名の生徒を実習生として受け入れた。   | ★  | 大阪府下の市町村など各自治体でも同様の実習受入れが広がっており、実習生が在住する自治体で実習を受けができるようになります。これについて、府庁での実習ニーズが減っている。障がい者の法定雇用率の引き上げにより、採用募集する企業の業種、職種が多様化しており、それに伴い障がい者が希望する仕事も多様化してきている。           | 支援学校の生徒の府内職場実習の受入れ | 15校<br>(30年度)        | 高等部のある支援学校より各1名(令和元年度対象校42校) | 0校<br>(未実施)  | 0校<br>(未実施)  | 7校           | ★               | 福祉部障がい福祉室自立支援課        |                |
|                       | 障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進(障害者就業・生活支援センター事業)     | 障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一括して提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。   | 135,603      | 112,518          | 112,518          | 112,518          | 112,518  | 障がい者の地域生活及び就労の安定と福祉の向上を図るために、障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)を社会福祉法人等に委託して実施した。<br>令和4年度は、71,864件の相談・支援、1,052名の障がい者の就職につながった。<br>【令和4年度補助対象法人】<br>18法人                          | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                    |                      |                              |              |              |              |                 |                       | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|                       | ITを活用した就労の促進(大阪府ITステーション就労促進事業)            | 障がい者がITを活用して就労できるようIT講習等の訓練のみならず、相談や就労支援を行い、就労をめざす障がい者と障がい者雇用を検討している企業をマッチングさせる役割を持つ「障がい者の雇用・就労支援拠点」として障がい者の就労促進を図ります。 | 83,755       | 83,602           | 83,602           | 83,683           | 83,683   | 大阪府ITステーションにおいて、障がい者の雇用・就労の支援拠点として、就労に向けたIT講習・訓練を実施し、移動が困難で支援機器を活用することにより意思疎通が可能となる重度の障がい者を対象には、支援機器の相談や操作指導を行った。<br>【令和4年度実績】<br>IT講習支援件数: 73人<br>重度障がい者に対するIT支援件数: 18件 | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                    |                      |                              |              |              |              |                 |                       | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|                       | 知的障がい者、精神障がい者のチャレンジ雇用の推進(大阪府ハートフルオフィス推進事業) | 知的障がい者、精神障がい者を非常勤職員として雇用し、社会福祉を専門とする職員等のもとで、障がい特性に合った事務補助業務を経験することにより、一般就労移行を支援します。                                    | 72,104       | 81,255           | 89,418           | 99,237           | 99,237   | 公務労働分野において、国が示すチャレンジ雇用の趣旨を踏まえ、一般就労を目指す知的障がい者及び精神障がい者を大阪府が非常に勤作業員として期限付き(最長2年7ヶ月)で雇用し、府庁での実際の業務経験が民間企業への就職やその後の職場定着に結び付くよう支援している。なお、令和4年度は、雇用期間満了前の作業員3名が早期の就職を果たした。      | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  | 就職者数               | 10人<br>(30年度)        | 10人<br>(令和元年<br>度)           | 8人           | 8人           | 13人          | ◎               | 福祉部障がい福祉室自立支援課        |                |

| 少子化<br>対策<br>関連    | 具体的取組   | 事業名   | 事業内容   | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの<br>自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開         | 個別目標             |                                |              |              |              |             |                 | 担当課  |                |
|--------------------|---|---|--|------------------|------------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------------|------------------|--------------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|--|----------------|
|                    |   |   |  |                  |                  |                  |                  |  |                  |                        | 項目               | 目標値<br>(令和元年度当<br>年)<br>(6年度未) | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価 |                 |  |                |
|                    | 障がい者を対象とした就労支援の充実   | 精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)  | 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 | 2,822            | 2,378            | 2,143            | 6,892            | 精神障がい者の社会参加を進めるため、理解ある協力事業所での実習を通して社会生活適応のための訓練を実施している。<br>【事業実績】<br>訓練生数 18人<br>支援機関数 16事業所<br>協力事業所数 17事業所<br>年間総訓練日数 578日 | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |                  |                                |              |              |              |             |                 |  | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|                    |   | 障がいのある求職者を対象とした職業能力開発校(大阪障害者職業能力開発校など)  | 大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校、特別委託施設において、障がいのある方を対象とした職業訓練を実施します。  | 889,264          | 872,578          | 940,933          | 1,191,671        | 障がい科目入校者数 291名、修了者数 243名<br>(複数年度に渡る科目あり)  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 就職率              | 90.5%<br>(30年度)                | 80.0%        | 77.9%        | 88.0%        | 79.5%       | ◎               | 商工労働部雇用推進室人材育成課技術専門校G                              |                |
| 企業における障がい者の雇用機会の拡大 | 障がい者雇用促進センターの運営   | 施策の情報提供や職場開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。  |  | 17,249           | 21,666           | 22,625           | 26,695           | ハートフル条例対象外の障がい者雇用に取り組む企業への支援 155件(戸別訪問)  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 府内民間事業主の実雇用率     | 2.08%<br>(元年度)                 | 2.3%         | 2.12%        | 2.21%        | 2.25%       | ◎               | 商工労働部雇用推進室就業促進課                                    |                |
|                    | 精神・発達障がい者の職場定着支援(人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバイス研修事業・精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業) | 精神障がい者雇用企業での体験研修やセミナー受講等を通じて、障がい特性に対する理解と職場内での協力体制を構築するなど、企業の受け入れ環境を整備することにより、精神障がい者及び発達障がい者の雇用の促進や職場定着の向上を図ります。                    |  | 10,767           | 9,566            | 9,446            | 9,539            | 【人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修】<br>計4回実施。58社・76名参加<br>【精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援】<br>出展企業 85社、参加者436名、職場体験135回             | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |                  |                                |              |              |              |             |                 | 商工労働部雇用推進室就業促進課                                    |                |
|                    | 精神・発達障がい者の職場定着支援(精神・発達障がい者雇用管理普及事業)   | 雇用する精神障がい者等のセルフコントロールを積極的にサポートできる雇用管理手法の普及を進め、企業の定着支援能力を強化することにより精神障がい者及び発達障がい者の職場定着の向上を図ります。併せて導入した雇用管理手法の効果検証を実施し、定着支援手法の改善を図ります。 |  | 0                | 0                | 0                | 0                | セミナー参加: 577名   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |                  |                                |              |              |              |             | 商工労働部雇用推進室就業促進課 |  |                |
|                    | 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)の運用   | 大阪府と契約関係等にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取り組みを支援し、障がい者雇用を促進します。                                       |  | 17,249<br>(再掲)   | 21,666<br>(再掲)   | 22,625           | 26,695           | ・第17条関係(義務)<br>達成状況報告書提出件数 125件(うち達成55社、未達成70社)<br>・第24条関係(努力義務)<br>雇用推進計画書作成等支援件数 437件(延べ)                                  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 府内民間事業主の実雇用率     | 2.08%<br>(元年度)                 | 2.3%         | 2.12%        | 2.21%        | 2.25%       | ◎               | 商工労働部雇用推進室就業促進課                                    |                |
| 就労を通じた社会的自立支援の充実   | 大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施   | 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取り組みの周知を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。   |  | 17,249<br>(再掲)   | 0                | 204              | 994              | ・福祉部・商工労働部・教育庁で連携し、障がい者雇用や職場実習、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進に積極的・先駆的に取り組む事業主を登録し、その取り組みのPRを行ふことで、障がい者の就労支援や雇用の拡大を図った。                 | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 登録企業数            | 217社<br>(30年度)                 | 300社         | 161社         | 190社         | 190社        | ○               | 福祉部障がい福祉室自立支援課<br>商工労働部雇用推進室就業促進課<br>教育庁教育振興室支援教育課 |                |
|                    | 障がい者雇用促進センターの運営(再掲)   | 施策の情報提供や職場開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。(再掲)  |  | 17,249<br>(再掲)   | 21,666<br>(再掲)   | 22,625           | 26,695           | ハートフル条例対象外の障がい者雇用に取り組む企業への支援 155件(戸別訪問)  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 府内民間事業主の実雇用率(再掲) | 2.08%<br>(元年度)                 | 2.3%         | 2.12%        | 2.21%        | 2.25%       | ◎               | 商工労働部雇用推進室就業促進課                                    |                |
|                    | 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)(再掲)  | 大阪府と契約関係等にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)の設置などにより、企業の取り組みを支援し、障がい者雇用を促進します。(再掲)                                   |  | 17,249<br>(再掲)   | 21,666<br>(再掲)   | 22,625           | 26,695           | 第17条関係(義務)<br>達成状況報告書提出件数 125件(うち達成55社、未達成70社)<br>・第24条関係(努力義務)<br>雇用推進計画書作成等支援件数 437件(延べ)                                   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 府内民間事業主の実雇用率(再掲) | 2.08%<br>(元年度)                 | 2.3%         | 2.12%        | 2.21%        | 2.25%       | ◎               | 商工労働部雇用推進室就業促進課                                    |                |
|                    | 大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施(再掲)   | 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取り組みの周知を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。(再掲)   |  | 17,249<br>(再掲)   | 0<br>(再掲)        | 204              | 994              | ・福祉部・商工労働部・教育庁で連携し、障がい者雇用や職場実習、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進に積極的・先駆的に取り組む事業主を登録し、その取り組みのPRを行ふことで、障がい者の就労支援や雇用の拡大を図った。                 | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 登録企業数(再掲)        | 217社<br>(30年度)                 | 300社         | 161社         | 190社         | 190社        | ○               | 福祉部障がい福祉室自立支援課<br>商工労働部雇用推進室就業促進課<br>教育庁教育振興室支援教育課 |                |

| 少子化対策関連                       | 具体的な取組                 | 事業名  | 事業内容  | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度までの取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開  | 個別目標                           |                       |                 |                       |                        |                        | 担当課              |                               |                  |
|-------------------------------|------------------------|--|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|---|--------------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------|-------------------------------|------------------|
|                               |                        |  |   |              |              |              |              |  |              |   | 項目                             | 目標値(令和元年度当該年)         | 目標値(6年度末)       | 令和2年度実績値              | 令和3年度実績値               | 令和4年度実績値               | 令和4年度評価          |                               |                  |
|                               |                        |  | <b>個別の取り組み3 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進</b>           |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
|                               |                        |  | <b>取組項目3-(1) 困難を有する青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築</b> |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
| ○ 市町村による支援ネットワークの構築           | 市町村による支援ネットワークの構築の促進   | 市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、福祉、医療、労働、教育等の関係機関や民間支援団体の連携を促進することにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会等のネットワーク構築を支援します。       | 316   | 190          | 455          | 303          |              | 市町村において、ひきこもり青少年へのアトリーチなど重層的な支援ができるよう、市町村と支援のノウハウを持つ民間支援団体の意見交換会を実施。市町村職員のための広域連携勉強会や青少年のひきこもり支援を行っている市と共同し、「ひきこもりUX女子会in3市」を開催するなど、市町村における協議会の設置等支援ネットワークの構築や取組強化を支援。 | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |
|                               |                        |  | ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施                               | 550          | 500          | 550          | 550          | ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の開催<br>(研修実施回数)<br>回数:5回<br>研修受講者数:145人(のべ人数)  | ◎            | 支援においてネットワーク構築ができるよう多機関連携の技術を含めた研修を継続して実施します。   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課(R4~地域福祉課に移管) |                  |
|                               |                        |  | <b>取組項目3-(2) 高校の中退・不登校に対する対策の強化</b>                 |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
| ○ 困難を有する生徒の支援に携わる関係機関の連携強化    | 課題を抱える生徒フォローアップ事業      | 高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して相談をするとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。                      | 29,999  | 29,999       | 30,977       | 27,648       |              | NPO等民間支援団体が府立高校15校に居場所を設け、そこで受けた相談をもとに校内体制や外部の専門機関につなげなどして、中退・不登校防止に向けた取組みを実施した。<br>延べ12,131人を支援   | ◎            | 引き続き、個々の生徒への丁寧な対応と、学校との連携を随時行っていく。  |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  | 教育庁高等学校課                      |                  |
|                               |                        |  | <b>取組項目3-(3) ひきこもりの相談支援</b>                         |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
| ○ ひきこもりの相談支援                  | ひきこもり地域支援センター事業        | ひきこもりの状態にある本人・家族等からの電話相談を実施し、相談内容に応じて適切な支援機関につなぎます。また、ひきこもり支援者に対する後方支援として、市町村や関係機関に対し支援方法に関する技術支援を実施します。       | 6,895   | 7,330        | 5,986        | 8,972        |              | 府民からの直接の電話相談に応じるとともに、ひきこもりに関する相談を受けている関係機関に対して、精神保健医療福祉の専門性を活かしたコンサルテーションを実施しました。<br>(相談対応件数)<br>・電話相談件数 延べ529件<br>・相談支援機関支援件数 延べ295件<br>・コンサルテーション件数 延べ98件            | ◎            | 支援者や市町村、関係機関に対し支援方法に関する後方支援することで、ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになります。 |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課  |
|                               |                        |  | <b>個別の取り組み4 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進</b>            |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
|                               |                        |  | <b>取組項目4-(1) 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進</b>           |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
| ○ 大学等との連携による若者のライフデザインへの理解の促進 | ライフデザイン講座の実施           | 結婚・妊娠・出産・子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する実例を知る機会を大学生等に提供します。  | 0   | 0            | 0            | 0            | 0            | 婚活イベントとあわせたセミナーを実施(2回)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                |                       |                 |                       |                        |                        | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                               |                  |
| 高校・大学での食育の推進                  | 高校生・大学生等の生活習慣病予防対策     | ・高等学校において、主体的かつ継続的に食育を取り組まれるよう、家庭科や保健の授業、部活動等での食育事例の紹介や指導教材の提供等を行う。<br>・大学等や企業と連携したV.O.S.メニュー・キャンペーン等の普及啓発を行う。 | 1,091   | 728          | 698          | 2,149        |              | ①府ホームページでの情報発信<br>各保健所が高校と連携して作成した食育プログラムをホームページに掲載(11事例)<br>②大学と連携した普及啓発<br>管理栄養士養成施設と連携し、若い世代の食生活改善に向けた事業を検討   | ○            | 事業目標の達成に向け、府民のヘルスリテラシーの低さに課題がある。  | 朝食欠食率(15歳～19歳)<br>(平成27～29年平均) | 17.5%<br>(平成27～29年平均) | 5%以下<br>(令和5年度) | 15.9%<br>(平成28～30年平均) | 14.5%<br>(平成29～令和元年平均) | 14.5%<br>(平成29～令和元年平均) | ★                | 健康医療部健康推進室健康づくり課              |                  |
|                               |                        |  | <b>取組項目4-(2) 結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進</b>         |              |              |              |              |  |              |   |                                |                       |                 |                       |                        |                        |                  |                               |                  |
| ○ 結婚を希望する人を支援する取り組みの広報・啓発     | 切れ目がない支援のためのポータルサイトの運営 | 結婚・妊娠・出産・子育て支援ポータルサイトを運営し、結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を行います。   | 0   | 0            | 0            | 0            | 0            | 市町村が実施する事業をサイト上で紹介   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                |                       |                 |                       |                        |                        | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                               |                  |
| ○ 結婚を応援する機運の醸成                | ネットワークの構築              | 出会いの場の創出や、結婚支援方策の充実等を図るためにネットワークを、府内の市町村や商工会議所等と形成し、イベントの共同開催や事例ノウハウの共有を実施し、後押しが必要な層への働きかけを実施。                 | 0   | 0            | 0            | 0            | 0            | おおさか結婚応援ネットワーク会議の開催(令和5年2月9日)  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                |                       |                 |                       |                        |                        | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                               |                  |
| ○ 出会いの機会の創出                   | 婚活イベントの実施              | 関係部局と連携し、民間のノウハウや資金を活用し、市町村・企業・団体等との協働によりイベントを実施するなど、様々な出会いの創出に向けた取組を図る。                                       | 0   | 0            | 0            | 0            | 0            | 2回実施(令和4年8月21日・令和5年3月18日)  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                |                       |                 |                       |                        |                        | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                               |                  |

<基本方向2 子どもを生み育てることができる社会>

| 少子化対策関連                 | 具体的な取組                           | 事業名   | 事業内容 | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度の取り組み状況  | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開   | 個別目標              |              |                                   |          |          |          | 担当課             |                 |
|-------------------------|----------------------------------|---|------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--|-------------------|--------------|-----------------------------------|----------|----------|----------|-----------------|-----------------|
|                         |                                  |   |      |              |              |              |              |   |              |  | 項目                | 現状(令和元年度当初)  | 目標値(6年度末)                         | 令和2年度実績値 | 令和3年度実績値 | 令和4年度実績値 | 令和4年度評価         |                 |
|                         |                                  | 個別の取り組み5 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実   |      |              |              |              |              |   |              |  |                   |              |                                   |          |          |          |                 |                 |
|                         |                                  | 取組項目5-(1) 周産期医療体制の整備  |      |              |              |              |              |   |              |  |                   |              |                                   |          |          |          |                 |                 |
| ○ 周産期医療体制の整備            | 周産期母子医療センター運営補助事業                | 府内の周産期医療体制の充実を図るために、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対し、高度な医療を提供する周産期母子医療センターの運営に対し補助を行います。   |      | 640,623      | 614,491      | 598,415      | 1,041,965    | 総合周産期母子医療センター6か所、地域周産期母子医療センター16か所、計22か所に補助金を交付した。  | ◎            | 周産期母子医療センターは、地域における周産期医療の拠点でもあることから、引き続き機能維持ができるよう取り組む。  |                   |              |                                   |          |          |          |                 | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                         | 周産期緊急医療体制整備事業                    | 総合周産期母子医療センターを中心とする母体・胎児から新生児まで一貫した高度な周産期医療を提供できる体制の整備・運営を行います。   |      | 17,136       | 17,537       | 17,604       | 17,647       | 一般社団法人大阪府医師会に委託し、周産期医療情報システムの運営、周産期医療従事者の研修4回、新生児蘇生講習会4回を実施するなど、周産期緊急医療の効果的な体制整備を図った。   | ◎            | ハイリスク患者は一定の割合で生じていることから、周産期緊急医療体制の維持に引き続き取り組む。   |                   |              |                                   |          |          |          |                 | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                         | 周産期緊急医療体制コ-ティネーター設置事業            | 母体や胎児が危険な状態にある妊婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療が受けられる医療機関に搬送するため、コ-ティネーター業務をおこなう専任医師を、大阪母子医療センターに配置します。  |      | 39,024       | 39,101       | 39,024       | 39,178       | 大阪母子医療センターにコ-ティネーター業務を委託し、夜間・休日に非常勤の専任医師を配置した。(コ-ティネート件数:130件)  | ◎            | 出生数が減少傾向にあるものの、コ-ティネート件数は例年同程度であることから引き続き体制の維持に努める。  |                   |              |                                   |          |          |          | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |
|                         |                                  | 取組項目5-(2) すこやかな妊娠と出産  |      |              |              |              |              |   |              |  |                   |              |                                   |          |          |          |                 |                 |
| ○ ハイリスク妊婦への支援           | 「にんしん SOS」相談事業                   | 予期せぬ妊婦等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供や必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。   |      | 7,630        | 7,698        | 7,698        | 7,698        | にんしんSOS実績<br>メール・電話による相談を受理:相談対応件数 実1,367人、延人数2,120人<br>相談内容により、必要時、医療、保健、福祉機関への連絡やサービスの紹介を行った。<br>ホームページの運営                          | ◎            | 思いがけない妊婦に悩む妊婦に届くよう、にんしんSOSの相談窓口の周知を引き続き取り組む。   | 相談件数              | 1,739件(30年度) | 望まない妊娠等で悩む人が必要な支援を受けるため、適切な応対ができる | 2717件    | 2,272件   | 2,120件   | ◎               | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                         | 妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業          | 妊婦健診の未受診や、医師や助産師を介しない自宅出産、飛び込みによる出産等のいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。   |      | 510          | 510          | 510          | 510          | 府内の分娩医療機関に調査を実施。未受診や飛び込み出産による出産調査の結果、本調査の未受診の該当する妊婦133人。<br>市町村研修会で結果報告や、福祉部と協同で策定した「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の活用についても周知した。(大阪産婦人科医会に委託) | ◎            | 調査結果を踏まえてハイリスク妊婦への支援体制の構築を図り、ガイドラインを作成し周知を図っている。今後、事業のあり方について検討が必要。  | 妊婦健診の未受診・飛び込み出産の数 | 285件(30年度)   | 30年度件数より減少をめざす                    | 192件     | 132件     | 133件     | ◎               | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                         | 一次救急医療ネットワーク整備事業(産婦人科救急搬送体制確保事業) | 「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等夜間・休日における産婦人科の救急搬送について、大阪府内を3つの地域に分け、当番制により受入病院を確保することにより、一次的に対応する体制を整備します。  |      | 122,291      | 123,621      | 126,062      | 127,979      | 夜間・休日の当番病院における受入実績:993件   | ◎            | 出生数が減少傾向にあるものの、受入実績は例年同程度あることから引き続き体制の維持に努める。  |                   |              |                                   |          |          |          | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |
| ○ 不妊・不育に悩む夫婦への支援        | 不妊・不育総合対策事業                      | 不妊・不育に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。  |      | 11,802       | 22,501       | 21,723       | 21,770       | 不妊・不育に悩む方々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図るために、不妊・不育に関する相談や情報提供、不育症検査費用の助成を行った。   | ◎            | 不妊・不育に悩む方々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図るために、引き続き、不妊・不育に関する相談支援や情報提供、不育症検査費用の助成に取り組む。  | 相談件数              | 268件(30年度)   | 不妊や不育に悩む人が必要な支援を受けるため、適切な応対ができる   | 443件     | 639件     | 679件     | ◎               | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                         | 特定不妊治療費助成事業                      | 保険が適用されず高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。   |      | 453,222      | 943,088      | 893,883      | 0            | 不妊治療の保険適用化に伴い、令和4年4月1日以降に治療を開始する方の助成は廃止となったが、令和4年3月31日以前に治療を開始した方の年度をまたぐ一回の治療についての経過措置を実施した。  | ◎            | 令和4年4月に不妊治療が保険適用化されたことに伴い、本事業は終了。<br>保険適用化による患者負担増加については、国が保険適用されたことによる影響を調査の上、保険適用外治療の中でも、先進医療として効果が確認できたものから早期に保険適用の対象とするなど、保険制度の改善により患者負担の軽減が図られるよう引き続き国に対し要望する。独自助成を実施する市町村に対し、大阪府新子育て支援交付金により支援を継続。 |                   |              |                                   |          |          |          | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |
| ○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 | 子育て世代包括支援センターの設置促進               | 全ての妊産婦と乳幼児の状況等を包括的かつ継続的に把握し、相談・支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行ひ、「子育て世代包括支援センター」の全市町村における設置を促進するため、人材育成研修や情報交換のための連絡会を開催します。   |      | 292          | 149          | 225          | 396          | ・子育て世代包括支援センターは令和2年度末に全市町村で設置済。   | ◎            | 改正児童福祉法により、R6年4月市町村は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点を一体化することも家庭センターの設置が努力義務となり、福祉部と連携して子ども家庭センター設置を促進していく必要がある。  |                   |              |                                   |          |          |          | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |
|                         | 妊娠・出産包括支援推進事業                    | 身近に相談できる者がいるなど、支援を受けることが適切と判断される妊産婦及びその家族に対する相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る「産前・産後サポート事業」や、産後1年以内の母子への心身ケア・育児サポートを行う「産後ケア事業」等について、連絡調整会議や研修等を実施し、市町村における実施体制の整備を支援します。<br>なお、「産前産後サポート事業」には、孤立しやすく、産前・産後で育児等の負担が多い多胎妊娠を支援するための「多胎ビアサポート事業」や「多胎妊娠サポート事業」を含みます。 |      | 292          | 149          | 225          | 396          | ・人材育成研修 受講者数 基礎編2日 延104人 スキルアップ編1日延 50人<br>事業についての理解促進を図った。   | ◎            | 改正児童福祉法により、R6年4月市町村は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点を一体化することも家庭センターの設置が努力義務となり、福祉部と連携して子ども家庭センター設置を促進していく必要がある。<br>令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                   |              |                                   |          |          |          | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |
|                         | 産婦健診の実施促進                        | 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るために、産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査について、連絡会の開催や実施要綱、スキームのひな型の提供等により未実施市町の実施が進むよう支援します。   |      | 292          | 149          | 198          | 198          | 未実施市には実施に向けた相談に応じ、適宜要綱などを情報提供するなど支援。<br>事業実施状況について市町村調査を行いまどめをフィードバックした。  | ◎            | 令和5年4月時点での産婦健診は40市町村が実施。<br>令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                   |              |                                   |          |          |          | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |

| 少子化<br>対策<br>関連                                | 具体的取組                                | 事業名   | 事業内容  | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円)  | 令和4年度の取り組み状況 | 令和4年度までの<br>自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開   | 個別目標                         |                                |                      |                     |                     |                      | 担当課         |                                  |
|--|--------------------------------------|---|---|------------------|------------------|------------------|---|--------------|------------------|--|------------------------------|--------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|-------------|----------------------------------|
|  |                                      |   |   |                  |                  |                  |   |              |                  |  | 項目                           | 現状<br>(令和元年度当初)                | 目標値<br>(6年度末)        | 令和2年度<br>実績値        | 令和3年度<br>実績値        | 令和4年度<br>実績値         | 令和4年度<br>評価 |                                  |
|  |                                      |   | <b>個別の取り組み6 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築</b>        |                  |                  |                  |   |              |                  |  |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             |                                  |
|  |                                      |   | <b>取組項目6-(1) 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築</b> |                  |                  |                  |   |              |                  |  |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             |                                  |
| ○ 地域における子育て支援と<br>その情報提供の充実(地域<br>子ども・子育て支援事業) | 利用者支援事業                              | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。  | 270,075                                       | 139,365          | 123,559          | 107,321          | 153か所   |              | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | 一時預かり事業                              | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、主として屋間ににおいて、保育所・幼稚園・認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行なう事業を推進します。   | 826,930                                       | 909,855          | 969,234          | 1,159,702        | 延べ利用児童数 2,689,343(人日)   |              | ○                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | 地域子育て支援拠点事業                          | 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。  | 1,084,568                                     | 1,076,572        | 961,786          | 865,218          | 43市町村462箇所で実施   |              | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | ファミリー・サポート・センター事業                    | 児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者の相互援助活動に関する連絡・調整を行なうファミリー・サポート・センター事業を推進します。  | 68,988  | 74,987           | 76,830           | 80,163           | 37市町で実施   |              | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | 養育支援訪問事業                             | 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行ないます。   | 36,405  | 38,015           | 39,450           | 49,020           | 43市町村で実施  |              | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                   |
|  | 要保護児童対策地域協議会                         | 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業を推進します。  | 39,797  | 44,311           | 50,118           | 52,191           | ・子どもを守るネットワーク強化事業の実施(38市町村で実施)  |              | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                   |
|  | 延長保育事業                               | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等において保育を実施する事業を推進します。  | 336,367                                       | 330,480          | 344,430          | 449,316          | 実利用児童数 58,412人  |              | ○                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | 病児保育事業                               | 保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所・認定こども園・病院・診療所・その他の場合において、保育を行う事業を推進します。  | 885,468                                       | 897,947          | 1,149,808        | 1,729,519        | 延べ利用児童数 193,328人日   |              | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)                | 保護者が労働等により屋間家庭にない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室・児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進します。   | 3,421,545                                     | 3,638,433        | 3,776,098        | 4,613,306        | 利用者数:71,035人  |              | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
|  | 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) | 保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。   | 4,233   | 5,129            | 6,024            | 10,384           | ショートステイ事業:29市町89箇所で実施<br>トワイライトステイ事業:7市町15箇所で実施   |              | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課                  |
| ○ 健康医療部保健康<br>全戸訪問事業                           | 乳児家庭全戸訪問事業                           | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行なほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行ないます。  | 80,228  | 82,502           | 87,428           | 82,940           | 全市町村が乳児家庭全戸訪問を実施<br>訪問家庭件数 53,394件  |              | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 健康医療部保健康<br>全戸訪問事業               |
|  | 高齢者による子育て支援の<br>推進                   | 子どもに対する遊びの指導・安全確保などを通じた、高齢者による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。<br>また、公益社団法人大阪府シルバーパートナーズ協議会等を通して、府内各市町村のシルバーパートナーズによる子育て支援の取組みの推進等を働きかけます。 | 6,921   | 8,598            | 8,605            | 8,715            | 放課後児童支援員認定資格研修修了者:うち、65歳以上の修了者数:63名   |              | ○                | 認定資格研修の修了者に占める高齢者の割合は、近年全体の10%程度と一定割合を占めている。引き続き、この割合を維持できるよう研修開催について、HP掲載や市町村関係機関等を通じた周知などに努めていく。 |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子育て支援課<br>福祉部高齢介護室介護支援課 |
| 幼児期からの生活習慣確立支援                                 | 幼児期からの生活習慣の確立支援(生活リズム向上キッズ大作戦!事業)    | 子どもの家庭での生活状況を親子で一緒に確認するチャレンジカードや、生活習慣の重要性を理解するためのリーフレットにより、幼児期からの生活習慣の定着を図ります。  | 0   | 0                | 0                | 0                | HPIに掲載  |              | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                              |                                |                      |                     |                     |                      |             | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課                 |
| より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できる場づくりの促進                | 教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)              | より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関と連携して親学習の機会の提供を促進します。  | 33,635  | 36,718           | 43,669           | 58,084           | 新型コロナウイルス感染症の影響は残るもの、可能な範囲で、大人(保護者)に対する親学習が実施された。府では、親学習に係る研修会、交流会(3回)を実施し、内容充実、実施促進に努めた。 |              | ★                | 着実に取り組みを進めるためには、課題を抱える保護者等の参加促進と親学習の内容充実に課題がある。  | 大人(保護者)に対する親学習を小学校数以上実施した市町村 | 24/41市町村<br>(30年度)<br>(政令市を除く) | 全市町村<br>(政令市を除く)     | 9/41市町村<br>(政令市を除く) | 7/41市町村<br>(政令市を除く) | 17/41市町村<br>(政令市を除く) | ★           | 教育府市町村教育振興課                      |
| 子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対する訪問や相談等の支援の促進 | 教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)              | 子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭にかんじ、地域の人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進します。  | 33,635  | 36,718           | 43,669           | 58,084           | 市町村において、家庭教育支援チームによる訪問型支援が実施された。府では、訪問支援に係る研修会、交流会(3回)を実施し、活動の普及啓発に努めた。                   |              | ◎                | 着実に取り組みを進めるためには、市町村における財源不足や人材不足に課題がある。  | 訪問型家庭教育支援を実施した市町村            | 17市町村<br>(30年度)<br>(政令市を除く)    | 訪問型家庭教育支援を実施する市町村の増加 | 18市町村               | 17市町村               | 18市町村                | ◎           | 教育府市町村教育振興課                      |
|  | 障がい児とその保護者に対する相談支援の充実                | 指定障がい児相談支援事業所が確保されるよう市町村に対して働きかけます。   | 0   | 0                | 0                | 0                | 障がい児相談支援事業所のある市町村数:43市町村  |              | ◎                | 障がい児相談支援実施市町村数   | 41市町村<br>(令和2年度)             | 42市町村                          | 43市町村                | 43市町村               | ◎                   | 福祉部障がい福祉地域生活支援課      |             |                                  |

| 少子化対策関連                                       | 具体的取組                          | 事業名   | 事業内容    | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度の取り組み状況  | 令和4年度までの自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開   | 個別目標              |                 |               |              |              |              | 担当課               |                      |                                 |                 |
|---|--------------------------------|---|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|---|--------------|--|-------------------|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|----------------------|---------------------------------|-----------------|
|   |                                |   |         |              |              |              |              |   |              |  | 項目                | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(5年度末) | 令和2年度実績値     | 令和3年度実績値     | 令和4年度実績値     | 令和4年度評価           |                      |                                 |                 |
| 食育の推進   | 食に関するボランティア等の食育活動支援            | 地域において府民の生活に密着した活動を行っている地域活動栄養士会や大阪府食生活改善連絡協議会等の食育活動を支援するとともに、管理栄養士・栄養士養成施設等の学生による地域での食育ボランティア活動が拡大するよう支援する。        | 0       | 8            | 64           | 279          |              | ①食生活改善推進員リーダー研修会の実施(55名参加)<br>②管理栄養士養成施設と連携し、若い世代の食生活改善に向けた事業を検討  | ○            | 事業目標の達成に向けて、地域活動栄養士会や大阪府食生活改善連絡協議会の食育活動支援の他、管理栄養士・栄養士養成施設の支援が課題となる。  | 食育推進に携わるボランティアの人数 | 5,622人(28年度)    | 増加(令和5年度)     | 5,663人(令和元年) | 4,814人(令和3年) | 4,753人(令和4年) | ★                 | 健康医療部健康推進室<br>健康づくり課 |                                 |                 |
|   | 大阪府中央卸売市場における食育の推進             | 府内食品流通基地の拠点である中央卸売市場において、食育の推進を図ります。  | 0       | 0            | 0            | 0            |              | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、「市場見学会」は実施していません。また、令和4年度の「市場開放デー」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、関係者、来場の安全を第一に考慮した結果、中止となりました。   | ★            | 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため取り組みを見合わせていましたが、今年度は4年ぶりに市場開放デー開催します。  |                   |                 |               |              |              |              | 環境農林水産部<br>中央卸売市場 |                      |                                 |                 |
|   | 保育所・認定こども園における食育の取組支援          | 市町村等関係機関と連携し、保育所・認定こども園に対する食事プロセスPDCA2020年版の普及啓発や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所における食育の取り組みを支援します。 | 18      | -            | 0            | 0            |              | 令和4年度 児童福祉施設研修(食事提供関係)WEB研修会の開催<br>令和4年12月18日(日)～令和5年2月18日(土)、YouTubeによる配信<br>(配信内容)① 講演: 食を通じて健康で豊かな生活を!<br>講師: 千里金蘭大学生活科学部食物栄養学科 准教授 中村清美<br>② 食育実践報告<br>社会福祉法人 こばと会(吹田市) 株式会社魚国槽本社<br>社会福祉法人臨浜保育園 わきはまこども園(貝塚市)<br>(視聴回数)①948回 ②こばと会 547回 魚国本社 552回 わきはまこども園 475回<br>(主催)大阪府、中核市 | ◎            | 令和5年度児童福祉施設研修会(食事提供関係)を中核市と共に開催予定<br>内容、日程等未定  |                   |                 |               |              |              |              |                   | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課     |                                 |                 |
| ○ 子育てを支える機運醸成の取り組みの促進                         | 広域連携・官民協働による子育て応援事業(まいど子でもカード) | 企業等の協賛を得て、子育て世帯がシンボルマークのついた携帯電話画面や会員証(カード)などを店舗で掲示することで、割引・特典などのサービスを提供することにより、子育て世帯を社会全体で応援する機運醸成を図ります。            | 8,692   | 8,692        | 7,560        | 23,714       |              | 協賛店舗数: 8,458店舗<br>会員登録数: 244,665人   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                   |                 |               |              |              |              | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課  |                      |                                 |                 |
| ○ 子どもの「非認知能力」の育成に向けた乳幼児期における家庭の教育力向上を図る取組みの促進 | 家庭教育力向上事業                      | 多様な場での保護者支援や、保育士や保健師、家庭教育支援員等の保護者支援を担う人材への研修等を通して、子どもの「非認知能力」の育成に向け、乳幼児期における家庭の教育力向上を図ります。                          | 972     | 1,689        | -            | -            |              | 終了年度: R3<br>理由: 本事業は、R1～R3までの3ヵ年実施であり、R4からは、これまでに作成した啓発リーフレットや手引書等を活用した市町村の取組みを推進している。  |              |  |                   |                 |               |              |              |              | 教育庁地域教育振興課        |                      |                                 |                 |
| <b>取組項目6-(2)子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築</b>         |                                |   |         |              |              |              |              |   |              |  |                   |                 |               |              |              |              |                   |                      |                                 |                 |
| 福祉サービス第三者評価事業の推進                              | 福祉サービス第三者評価事業の推進               | 福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。                | 2,994   | 3,233        | 3,499        | 4,411        |              | 福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組んだ。<br>・認証評価機関数: 17機関(令和5年3月31日時点)<br>・児童福祉分野の評価結果公表件数: 59件<br>・児童福祉分野の評価調査者養成人数: 15人   | ○            | 第三者評価は監査ではなく、サービスの質向上のための取組であるといわれているが、受審することの制度上のメリットが少なく、また制度の認知度が低いために、受審件数が伸びない。<br>第三者評価の更なる受審促進・制度の認知度向上に向けて府内関係各課をはじめ、市町村、評価機関等との連携強化が必要。 |                   |                 |               |              |              |              |                   |                      | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課                 |                 |
| CSW等による地域における要支援者の見守り・差見・つなぎのネットワークづくりの推進     | 地域福祉・高齢者福祉交付金                  | 地域福祉、高齢者福祉分野において、市町村が地域の実情に沿ったサービスを展開できるよう、交付金を交付し、市町村の取り組みを支援します。  | 894,351 | 895,275      | 894,277      | 901,598      |              | すべての要支援者が安心して生活できるよう、CSWの配置や小地域ネットワーク活動など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する取組みに対して「地域福祉・高齢者福祉交付金」による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築に向けた施策展開を支援した。<br>【交付実績】<br>・交付市町村数: 34市町村(政令・中核市を除く)<br>・交付額合計: 894,277,000円   | ◎            | 引き続き、すべての要支援者が安心して生活できるよう、CSWの配置や小地域ネットワーク活動など、地域住民による支え合い、助け合い活動を推進する取組みに対して「地域福祉・高齢者福祉交付金」による支援を行い、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築に向けた施策展開を支援する。          |                   |                 |               |              |              |              |                   |                      | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課<br>福祉部高齢介護企画支援課 |                 |
| 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援                         | 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援          | 地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員、主任児童委員への各種研修を実施するとともに、各々の活動の促進を図ります。   | 270,575 | 280,213      | 282,512      | 281,859      |              | 福祉行政の多様化、専門化傾向の中で、民生委員・児童委員が広範な知識と技術を習得することによって、その活動が効率的に実施された。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、動画配信によるオンライン研修も導入するなど、工夫をしながら研修等を実施した。<br>・民生委員会長連絡会: 9回<br>・民生委員・児童委員研修: 延べ9回・2,841人参加  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                   |                 |               |              |              |              |                   |                      |                                 | 福祉部地域福祉推進室地域福祉課 |

| 少子化<br>対策<br>関連                             | 具体的取組                                     | 事業名  | 事業内容         | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円)   | 令和4年度の取り組み状況 | 令和4年度までの<br>自己評価        | 課題<br>今後の目標・展開 | 個別目標           |                 |               |              |              |              | 担当課             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|---|--|--------------|------------------|------------------|------------------|--|--------------|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   |   |  |              |                  |                  |                  |  |              |                         |                | 項目             | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(5年度末) | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>個別の取り組み7 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進</b> |   |  |              |                  |                  |                  |  |              |                         |                |                |                 |               |              |              |              |                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目7-（1）保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進</b> |   |  |              |                  |                  |                  |  |              |                         |                |                |                 |               |              |              |              |                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 待機児童解消に取り組む市町村を支援                         | 認定こども園整備事業<br>保育所等整備事業<br>小規模保育設置促進事業     | 認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う市町村を支援します。 | 435,960      | 469,657          | 2,563,068        | 2,196,151        | 92箇所の施設整備・改修を実施し、2,533人の定員増（※安心こども基金、保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金の実績の合計値）  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 国家戦略特別区域制度の活用                             | 国家戦略特別区域制度の活用                             | 保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やす等、国家戦略特別区域制度を活用した事業を推進します。           | 10,901       | 11,396           | 12,755           | 14,964           | 受験申請者数：1,139人  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 病児保育、延長保育等の保育サービスの充実                      | 病児保育事業(再掲)                                | 保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業を推進します。                                       | 885,468      | 897,947          | 1,149,808        | 1,729,519        | 延べ利用児童数 193,328人日  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 延長保育事業(再掲)                                | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。                                     | 336,367      | 330,480          | 344,430          | 449,316          | 実利用児童数 58,412人   | ○            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 幼稚園における預かり保育事業を支援                         | 私立幼稚園振興助成費<br>(預かり保育助成事業)                 | 幼稚園の教育時間外に在園児に対し預かり保育を実施し、多様な保育ニーズに対する幼稚園を支援します。   | 361,820      | 494,793          | 462,892          | 462,880          | 私立幼稚園171園のうち、161園に対し助成を行い、取組を支援した。（94.2%）<br>161園のうち、通常保育日に11時間以上開園する幼稚園は92園（57.5%）であった。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 私立幼稚園171園のうち、161園に対し助成を行い、取組を支援した。（94.2%）<br>161園のうち、通常保育日に11時間以上開園する幼稚園は92園（57.5%）であった。<br>◎ 教育庁私学課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>個別の取り組み8 仕事と生活の調和の推進</b>                 |   |  |              |                  |                  |                  |  |              |                         |                |                |                 |               |              |              |              |                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目8-（1）仕事と生活と調和の推進</b>                 |   |  |              |                  |                  |                  |  |              |                         |                |                |                 |               |              |              |              |                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認定こども園、保育所、小規模保育等の充実により待機児童解消に取り組む市町村を支援    | 認定こども園整備事業<br>保育所等整備事業<br>小規模保育設置促進事業(再掲) | 認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う市町村を支援します。 | 435,960      | 469,657          | 2,563,068        | 2,196,151        | 92箇所の施設整備・改修を実施し、2,533人の定員増（※安心こども基金、保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金の実績の合計値）  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 働き続けやすい職場環境整備と働き方の見直しの取組促進                  | 「男女いきいき」事業者登録・認証・表彰制度                     | 男女ともいきいきと働くことのできる職場環境づくりの取組みを進める意欲のある事業者を登録・認証・表彰する「男女いきいき」各種制度により、事業者の取組みを応援します。                            | 157          | 345              | 161              | 311              | 702社登録（令和5年3月末現在）<br>企業向けの講座研修情報の提供等を実施  | ◎            | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 登録事業者数         | 443社<br>(30年度) | 680社<br>(令和4年度) | 585社          | 651社         | 702社         | ◎            | 府民文化部男女参画・府民協働課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | OSAKA女性活躍推進会議                             | 女性が自らの意思によって持てる能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、行政と経済団体、労働団体、大学等が相互に連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げます。            | 526          | 568              | 705              | 831              | ワーキングウーマン応援事業（平成28年度終了）の後継事業として女性キャリア継続応援事業を実施。<br>啓発冊子を作成・配布し、周知に努めた。<br>OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリ2days と連携し、中小企業の人事労務担当者、従業員、その他関心のある方を対象に「聞いてみよう！一歩先行く働き方～両立支援とダイバーシティ～」をテーマとした育児と仕事の両立支援、女性活躍、ダイバーシティの先進事例を学ぶセミナーを実施。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室労働環境課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 仕事と子育ての両立の推進                              | 仕事と子育ての両立を推進するため、労働関係啓発冊子の配布、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知いたします。また、労働時間短縮の促進などについて、企業等に対し、啓発を行います。                  | 526          | 568              | 705              | 831              | ワーキングウーマン応援事業（平成28年度終了）の後継事業として女性キャリア継続応援事業を実施。<br>啓発冊子を作成・配布し、周知に努めた。<br>OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリ2days と連携し、中小企業の人事労務担当者、従業員、その他関心のある方を対象に「聞いてみよう！一歩先行く働き方～両立支援とダイバーシティ～」をテーマとした育児と仕事の両立支援、女性活躍、ダイバーシティの先進事例を学ぶセミナーを実施。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室労働環境課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 出産、子育て後の再就職の支援                              | 保育活動と就職活動の一括支援                            | OSAKAしごとフィールド「働くママ応援コーナー」において、保活と就活を一体的に支援しています。また、同建物内にある民間保育所「保育ルーム キッズもみの木」と連携し、就職活動中の一時保育サービスを提供しています。   | (546,020の内数) | (390,784の内数)     | 404,957の内数       | 419,991の内数       | キャリアカウンセリングやセミナー等を通じて就職活動と保育所探しに関する情報を提供し、育児と仕事の両立支援に貢献した。<br>また、企業主導型保育施設「保育ルーム キッズもみの木」と連携し、就職活動中の一時保育サービスを実施。<br>カウンセリング152件 セミナー49回開催 延参加者数582人  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室就業促進課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 男女雇用機会均等の更なる推進                              | 各種啓発冊子の作成と開催セミナーの実施など、労働相談の実施             | 労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。   | 40,161       | 31,424           | 30,677           | 39,076           | ワーキングウーマン応援事業（平成28年度終了）の後継事業として女性キャリア継続応援事業を実施。<br>OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリ2days と連携し、中小企業の人事労務担当者、従業員、その他関心のある方を対象に「聞いてみよう！一歩先行く働き方～両立支援とダイバーシティ～」をテーマとした育児と仕事の両立支援、女性活躍、ダイバーシティの先進事例を学ぶセミナーを実施。<br>労働関係啓発冊子、セミナーにおいて関係テーマを取り上げ、周知に努めるとともに、府内商業施設での労働相談会（ペント9回）、労働相談セミナー（ペント9回）等に、労働相談会や労働相談セミナーを実施。 | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室労働環境課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 多様な働き方への支援                                | 各種啓発冊子の作成と開催セミナーの実施など、労働相談の実施(再掲)         | 労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。   | 40,161       | 31,424           | 30,677           | 39,076           | ワーキングウーマン応援事業（平成28年度終了）の後継事業として女性キャリア継続応援事業を実施。<br>OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリ2days と連携し、中小企業の人事労務担当者、従業員、その他関心のある方を対象に「聞いてみよう！一歩先行く働き方～両立支援とダイバーシティ～」をテーマとした育児と仕事の両立支援、女性活躍、ダイバーシティの先進事例を学ぶセミナーを実施。<br>労働関係啓発冊子、セミナーにおいて関係テーマを取り上げ、周知に努めるとともに、府内商業施設での労働相談会（ペント9回）、労働相談セミナー（ペント9回）等に、労働相談会や労働相談セミナーを実施。 | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                |                |                 |               |              |              |              |                 | 商工労働部雇用推進室労働環境課  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 少子化<br>対策<br>関連    | 具体的取組                                 | 事業名  | 事業内容   | 令和2年度決算額<br>(千円)                               | 令和3年度決算額<br>(千円)                               | 令和4年度決算額<br>(千円)                               | 令和5年度予算額<br>(千円)  | 令和4年度の取り組み状況  | 令和4年度までの<br>自己評価   | 課題<br>今後の目標・展開  | 個別目標 |                 |               |              |              |              | 担当課   |  |                 |          |
|--------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|--|---|------|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---|--|-----------------|----------|
|                    |                                       |  |  |  |  |  |   |   |  |   | 項目   | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(5年度末) | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価   |  |                 |          |
|                    | <b>取組項目8 - (2)働き方改革の推進</b>            |  |  |  |  |  |   |   |  |   |      |                 |               |              |              |              |   |  |                 |          |
| ○                  | 働き方改革の推進                              | 各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施(再掲)  | 働き方改革関連法の施行を踏まえ、労働関係法制度等の普及啓発を行うとともに、労使紛争・労働問題の未然防止、解決に向けた支援を行います。 | 42,477   | 34,418   | 34,157   | 43,448  | ワーキングウーマン応援事業(平成28年度終了)の後継事業として女性キャリア継続応援事業を実施。OSAKA女性活躍推進ドーン de キラ2days と連携し、中小企業の人事労務担当者、従業員、その他関心のある方を対象に聞いてみよう 一歩先行く働き方～セミナーとダイバーシティセミナーとした育児と仕事の両立支援、女性活躍、ダイバーシティの先進事例を学ぶセミナーを実施。労働関係啓発冊子・セミナーにおいて関係テーマを取り上げ、周知に努めるとともに、府内商業施設での労働相談会イベント(9回)、労働相談啓発イベント・セミナー及び通常の労働相談において関係内容に対応。 | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |                 |               |              |              |              |   |  | 商工労働部雇用推進室労働環境課 |          |
|                    | <b>個別の取り組み9 その他子育てを支援する取り組みの推進</b>    |  |  |  |  |  |   |   |  |   |      |                 |               |              |              |              |   |  |                 |          |
|                    | <b>取組項目9 - (1) その他子育てを支援する取り組みの推進</b> |  |  |  |  |  |   |   |  |   |      |                 |               |              |              |              |   |  |                 |          |
|                    | 児童手当等の支給                              | 児童手当等の支給   | 次代の社会を担う子どもを支援するため、児童手当等を支給します。                                    | 児童手当<br>19,787,354<br>児童扶養手当<br>539,504        | 児童手当<br>19,417,513<br>児童扶養手当<br>530,670        | 児童手当<br>18,630,936<br>児童扶養手当<br>530,670        | 児童手当<br>18,481,270<br>児童扶養手当<br>506,858   | 児童手当受給者数579,767人<br>児童扶養手当受給者数1,041人  | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |                 |               |              |              |              | 福祉部子ども家庭家庭支援課   |  |                 |          |
| 先天性代謝異常の早期発見と適切な治療 | 先天性代謝異常等検査事業                          | 先天性代謝異常症等を早期に発見し、適切な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施します。   |  | 83,438   | 82,936   | 79,562   | 79,997  | 新生児マス・スクリーニング検査希望者に対し、検査を実施した。<br>総検査数123,300件<br>(内訳)<br>・先天性代謝異常等検査 40,046件<br>・副腎過形成症検査 42,650件<br>・甲状腺機能低下症検査 40,604件   | ◎  | 拡大マススクリーニング検査の公費助成の要望については、一般社団法人大阪府医師会会長からの要望あり。拡大マススクリーニング検査について、検査の意義や実施場所等について引き続き周知し、公費助成については、全国統一して実施すべきものであり、国庫補助制度創設について、引き続き国へ要望していく。 |      |                 |               |              |              |              |   | 健康医療部保健医療室地域保健課  |                 |          |
| ○ 医療費の負担軽減         | 母子医療給付事業                              | 小児慢性特定疾患に罹患している児童等に対する医療費の援助等を行います。結核に罹り、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。   |  | 1,064,653                                      | 1,072,230                                      | 1,047,186                                      | 1,159,501   | ・小児慢性特定疾患に罹患している児童に対する医療費の援助等を行う<br>令和4年度交付件数:2,738件 決算額:914,930千円<br>・結核児童療育給付 実績0件  | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  | 交付件数 |                 |               |              |              |              | 2738件   | ◎  | 健康医療部保健医療室地域保健課 |          |
|                    | 福祉医療費助成                               | 乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業(乳幼児・ひとり親家庭・障がい児)に対して補助を行うとともに、乳幼児医療費助成については、新子育て支援交付金を創設し、市町村の取組を支援します。                  | ・医療費助成<br>2,070,814<br>・新子育て支援交付金<br>2,960,409                     | ・医療費助成<br>2,519,632<br>・新子育て支援交付金<br>2,953,183 | ・医療費助成<br>2,473,552<br>・新子育て支援交付金<br>2,944,641 | ・医療費助成<br>2,393,227<br>・新子育て支援交付金<br>2,995,549 | 【医療費助成】<br>市町村が実施する医療費助成について補助<br>乳幼児医療:2,473,552千円<br>ひとり親家庭医療:2,939,530千円<br>障がい児医療:9,209,580千円<br>【新子育て支援交付金】<br>市町村における乳幼児医療費助成をはじめとして子育て支援施策の充実を支援するため、交付金を交付<br>成果配分率:1,699,999千円<br>優先配分率:477,367千円<br>子育て支援(市町村計画枠):767,277千円 | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |   |      |                 |               |              |              |              |   | 福祉部子ども家庭子ども青少年年齢・障がい・福祉室地域生活支援課                              |                 |          |
| ○                  | 小児急救電話相談事業                            | 小児急救電話相談事業   | 小児科医の支援体制のもと、看護師が電話相談により、保護者への助言等を実施します。                           | 53,560   | 55,391   | 55,960   | 56,222  | 保護者の不安解消を図るとともに、病院への軽症患者の集中を回避するため電話相談事業を実施した。<br>令和4年度相談件数 73,075件   | ◎  | 令和5年度以降も引き続き事業を実施していく。  |      |                 |               |              |              |              |   | 健康医療部保健医療室地域保健課  |                 |          |
| ○ 教育費の負担軽減         | 奨学金制度の周知・啓発                           | 奨学金周知のため各種資料を作成します。高等学校奨学生を対象とした奨学金制度説明会を開催し、奨学金制度、進路指導のために必要な制度説明を行います。市町村進路相談員を対象とした研修を開催し、進路相談員の資質向上と奨学金制度の周知を行います。               |  | 0  | 0  | 0  | 0   | 奨学金周知のための資料を作成し、奨学金担当者向けの説明会をオンデマンド配信により、市町村進路相談員を対象とした研修および、生徒保護者対象の奨学金説明会は集合開催により実施した。生徒・保護者を対象とした奨学金相談会を10月に実施。また、随時奨学金相談専用電話にて相談を受け付けた。   | ◎  | 引き続き奨学金制度を理解し活用してもらうための説明会・研修・相談会を実施し、周知に努める。また奨学金相談専用電話による随時相談も継続し、府民からの相談に対応する。   |      |                 |               |              |              |              |   | 教育庁教育振興室高等学校課  |                 |          |
|                    | 高等学校等就学支援金事業                          | 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、就学支援金を高等学校の授業料に充てます。(所得制限あり。)(国庫負担事業10/10)  | 【私立】<br>22,305,512   | 【私立】<br>22,118,286                             | 【私立】<br>22,087,962                             | 【私立】<br>23,417,733                             | 【私立】<br>大阪府内の私立高等学校等に在学する生徒90,646人の授業料に充てるため、就学支援金を118法人に交付した。  | ◎   | 受給資格を持つ生徒が確実に支援を受けられるよう、引き続き学校を通じた周知を進めていく。                          |   |      |                 |               |              |              |              | 【私立】<br>大阪府内の私立高等学校等に在学する生徒90,646人の授業料に充てるため、就学支援金を118法人に交付した。                    | ◎  | 教育庁私学課          |          |
|                    | 高等学校等奨学給付金事業                          | 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学金のための給付金を支給します。(国庫補助事業1/3)   | 【私立】<br>1,787,895  | 【私立】<br>1,693,612                              | 【私立】<br>1,679,684                              | 【私立】<br>1,809,371                              | 【私立】<br>私立高等学校等に在学する生徒14,403人の保護者(大阪府内在住者)に対して、奨学金のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図った。   | ◎   | 受給資格を持つ保護者が確実に支援を受けられるよう、引き続き学校や他都道府県を通じて周知を進めていく。                   |   |      |                 |               |              |              |              | 【私立】<br>私立高等学校等に在学する生徒14,403人の保護者(大阪府内在住者)に対して、奨学金のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図った。 | ◎  | 教育庁私学課          |          |
|                    | 高等学校等学び直し支援金事業                        | 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月(定期制・通信制は48月)の経過後も、最大12月(定期制・通信制は最大24月)、継続して学び直し支援金を授業料に充てます。(所得制限あり。国庫補助事業10/10) | 4733<br>【私立】<br>32,098   | 3763<br>【私立】<br>34,893                         | 3298<br>【私立】<br>25,540                         | 3298<br>【私立】<br>25,540                         | 公立高校生就学<br>支援金事業<br>10,877,677<br>の内数<br>【私立】<br>39,410   | 公立高校生就学<br>支援金事業<br>大阪府内の公立高校に在学する生徒に対して学び直し支援金制度を適用し、その授業料に充てた。(人数:134人)<br>私立<br>大阪府内の私立高等学校等に在学する生徒210人の授業料に充てるため、学び直し支援金を34法人に交付した。   | ◎  | 受給資格を持つ生徒が確実に支援を受けられるよう、引き続き学校を通じた周知を進めていく。   |      |                 |               |              |              |              |   | 【私立】<br>大阪府内の私立高等学校等に在学する生徒210人の授業料に充てるため、学び直し支援金を34法人に交付した。 | ◎               | 教育庁施設財務課 |
|                    | 大阪府育英会奨学金貸付事業                         | 向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、(公財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行うことで、教育の機会均等を図ります。  | 483,650  | 519,108  | 490,620  | 557,188  | 奨学資金貸付 16,853人<br>入学時増額奨学資金貸付 4,087人  | ◎   | 向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、引き続き(公財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行っていく。 |   |      |                 |               |              |              |              | 奨学資金貸付<br>16,853人<br>入学時増額奨学資金貸付<br>4,087人  | ◎  | 教育庁私学課          |          |



| 少子化<br>対策<br>関連         | 具体的取組                              | 事業名   | 事業内容   | 令和2年度決算額<br>(千円)   | 令和3年度決算額<br>(千円)   | 令和4年度決算額<br>(千円)   | 令和5年度予算額<br>(千円)   | 令和4年度の取り組み状況  | 令和4年度までの<br>自己評価                   | 課題<br>今後の目標・展開   | 個別目標               |                     |                     |                     |                 |                 | 担当課             |                      |                   |
|-------------------------|------------------------------------|---|--|--|--|--|--|---|------------------------------------|--|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|-------------------|
|                         |                                    |   |  |  |  |  |  |   |                                    |  | 項目                 | 現状<br>(令和元年度当初)     | 目標値<br>(6年度末)       | 令和2年度<br>実績値        | 令和3年度<br>実績値    | 令和4年度<br>実績値    | 令和4年度<br>評価     |                      |                   |
|                         |                                    |   | <b>個別の取り組み10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実</b>   |  |  |  |  |   |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 |                      |                   |
|                         |                                    |   | <b>取組項目10-(1) 学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム</b>   |  |  |  |  |   |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 |                      |                   |
|                         | スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化         | スクールソーシャルワーカー配置事業   | 市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを配置できるよう府内市町村を支援。<br>・相談件数:延べ46,495件<br>・校内及び連携ケース会議へのスクールソーシャルワーカー参加ケース数5,615<br>市町村支援のためスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを派遣するとともに、本事業の円滑な事業運営についてスーパーバイザー会議を実施し、スクールソーシャルワーカー連絡会を実施し情報共有や事例検討を行う。<br>・スクールソーシャルワーカー連絡会5回<br>・スクールソーシャルワーカー育成支援研修6回<br>・スクールソーシャルワーカーミドルリーダー研修5回 | 50,733   | 56,155   | 63,325   | 74,632   | 府内全ての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう府内市町村を支援。<br>・相談件数:延べ46,495件<br>・校内及び連携ケース会議へのスクールソーシャルワーカー参加ケース数5,615<br>市町村支援のためスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを派遣するとともに、本事業の円滑な事業運営についてスーパーバイザー会議を実施し、スクールソーシャルワーカー連絡会を実施し情報共有や事例検討を行う。<br>・スクールソーシャルワーカー連絡会5回<br>・スクールソーシャルワーカー育成支援研修6回<br>・スクールソーシャルワーカーミドルリーダー研修5回 | ○                                  | 家庭に関する生徒指導上の課題等に対して適切な支援が進むよう、市町村のSSW事業体制の見直し及びSSWの資質向上に向けて雇用のSSWSVによる支援をより充実させていくことが課題。 |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 |                      | 教育府市町教育室中小学校課(生指) |
| 高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み | 課題を抱える生徒フォローアップ事業                  | 高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。  | 29,999   | 27,444   | 27,648   | 31,044   | NPO等民間支援団体が府立高校15校に居場所を設け、そこで受けた相談をもとに校内体制や外部の専門機関につなげなどして、中退・不登校防止に向けた取組みを実施した。<br>延べ12,131人を支援 | ○   | 引き続き、個々の生徒への丁寧な対応と、学校との連携を随時行っていく。 |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 | 教育庁教育振興室高等学校課        |                   |
| 市町村と連携した取組              | 子どもの貧困緊急対策事業費補助金                   | 市町村において実施する、課題を有する子どもや保護者を発見し支援へのつなぎや見守りを行う取組等に対し、補助金を交付します。  | 220,606  | 242,103  | 249,794  | 250,000  | 28市町が補助金を活用し、子どもや保護者を支援につなぐ取組を実施   | ○   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。            |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                      |                   |
|                         |                                    |   | <b>個別の取り組み11 ひとり親家庭等の自立促進</b>  |  |  |  |  |   |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 |                      |                   |
|                         |                                    |   | <b>取組項目11-(1) ひとり親家庭等の自立促進</b>   |  |  |  |  |   |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 |                      |                   |
| ○ 就業支援                  | 母子家庭の母を対象とした職業訓練(高等職業技術専門校)        | 立地的に優れる夕陽丘校において、母子家庭の母が受講しやすいよう、訓練時間を配慮した職業訓練を実施します。<br>【設備料】<br>・ホテルサポート事務実務、会計実務<br>ともに年間定員60人(30人×2)訓練期間6か月  | 立地的に優れる夕陽丘校において、母子家庭の母が受講しやすいよう、訓練時間を配慮した職業訓練を実施します。<br>【設備料】<br>・ホテルサポート事務実務、会計実務<br>ともに年間定員60人(30人×2)訓練期間6か月   |  |  |  |  | 平成29年度終了  |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 | 商工労働部雇用推進室人材育成課 |                      |                   |
|                         | 母子家庭の母等を対象とした職業訓練(民間委託訓練)          | 生活保護受給者や児童扶養手当受給者、就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。  | 1,036,602  | 1,027,727  | 998,209  | 1,464,856  | すべての知識等習得コース・企業実習付コース(193コース、定員5,159名)について、ひとり親家庭の父母優先枠を設定(離職者等再就職訓練事業の決算額・予算)                   | ○   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。             |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 |                 | 商工労働部雇用推進室人材育成課委託訓練G |                   |
|                         | 母子家庭等就業・自立支援センター事業                 | 就業と子育ての両立を図るために、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップによる事業を展開するとともに、マザーズハローワークをはじめとした就業相談機関と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。                      | ～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(18,071)に含む  | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                       | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                       | OSAKA女性活躍推進プロジェクトの一環として、OSAKAじごとフィールドを中心とした連携機関同士のネットワーク構築、情報交換、相談会への参加について検討<br>・母子家庭等就業・自立支援センター事業<br>・就職者数89人 | ○  | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   | 就業支援講習会受講者の就業率                     | 各年度の就業率83.6%(30年度)   | 就業支援講習会受講者の就業率9割以上 | 就業支援講習会受講者の就業率95.1% | 就業支援講習会受講者の就業率91.9% | 就業支援講習会受講者の就業率86.5% | ○               | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                      |                   |
|                         | 母子・父子自立支援プログラム策定事業                 | 一般市等において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。また、関連事業との連携強化を図り、就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かで重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。 | (府のみ)<br>60  | (府のみ)<br>40  | (府のみ)<br>120   | (府のみ)<br>400   | 府及び福祉事務所を設置している25市町のうち、23市町において実施<br>プログラム策定件数230件   | ○   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。            |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                      |                   |
|                         | 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業                 | ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるうえ、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就業につなげため、一般市における高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。            | (府のみ)<br>16,127  | (府のみ)<br>23,770  | (府のみ)<br>21,245  | (府のみ)<br>27,820  | 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業<br>・すべての福祉事務所設置市町(25市町)で実施<br>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<br>・福祉事務所設置市町(25市町)中、14市町で実施 | ○   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。            | 実施市町村数   | 親の学び直しの事業実施:15市    | 26市町                | 親の学び直しの事業実施:12市     | 親の学び直しの事業実施:12市     | 親の学び直しの事業実施:14市 | ○               | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                      |                   |
|                         | ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設        | ひとり親家庭の親の就業促進に向けた社会的機運を高める取組として、ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度を新設します。   | 0  | 0  | 0  | 0  | 区分(1)において1社表彰した  | ○   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。            |  |                    |                     |                     |                     |                 | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                      |                   |
|                         | ひとり親家庭等日常生活支援事業及びファミリー・サポート・センター事業 | 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。また、ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。   | ～6/14 140<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(18,071)に含む  | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>※ひとり親家庭等日常生活支援事業のみ | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>※ひとり親家庭等日常生活支援事業のみ | 家庭生活支援員:60人<br>・利用状況(派遣時間数):397.75時間<br>・新子育て支援交付金の優先配分枠メニュー(ファミリー・サポート・センター利用支援事業)1市                            | ○  | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                      |                   |
| ○ 生活面への支援               | ひとり親家庭等生活向上事業                      | 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るよう努めます。  | ～2,166<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(18,071)に含む   | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                       | ・2,166<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む             | ・2,166<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                                       | 生活支援講習会 受講者数:308人<br>相談支援事業(土日夜間電話相談)利用者数:278人   | ○   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。            |  |                    |                     |                     |                     |                 | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                      |                   |
|                         |                                    | 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るために、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。   | ～2,166<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(18,071)に含む   | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                       | ・2,166<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む             | ・2,166<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                                       | 生活支援講習会 受講者数:308人<br>相談支援事業(土日夜間電話相談)利用者数:278人   | ○   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。            |  |                    |                     |                     |                     |                 | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                      |                   |
| 相談機能の充実                 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業                 | 母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るために研修会や情報提供を行います。  | ～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(18,071)に含む  | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                       | ・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                       | 母子・父子自立支援員等研修会の実施(年5回)   | ○  | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                                    |  |                    |                     |                     |                     |                 | 福社部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                      |                   |
| 経済的支援                   | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金                    | ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、子どもの修学や親自身の就労などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行います。  | 485,107  | 543,188  | 528,221  | 1,432,249  | 貸付件数 266件(R5.3.31)<br>(内訳)<br>母子福祉資金 252件<br>父子福祉資金 8件<br>寡婦福祉資金 6件                              | ○   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。             |  |                    |                     |                     |                     |                 |                 | 福社部子ども家庭局家庭支援課  |                      |                   |

| 少子化<br>対策<br>関連 | 具体的取組              | 事業名  | 事業内容   | 令和2年度決算額<br>(千円)   | 令和3年度決算額<br>(千円)       | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円)                  | 令和4年度の取り組み状況 | 令和4年度までの<br>自己評価        | 課題<br>今後の目標・展開 | 個別目標 |                 |               |              |              |                 | 担当課             |
|-----------------|--------------------|--|--|--|------------------------|------------------|-----------------------------------|--------------|-------------------------|----------------|------|-----------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
|                 |                    |  |  |  |                        |                  |                                   |              |                         |                | 項目   | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(6年度末) | 令和3年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値    | 令和4年度<br>評価     |
|                 |                    |  | <b>個別の取り組み1.2 共同養育の推進</b>  |  |                        |                  |                                   |              |                         |                |      |                 |               |              |              |                 |                 |
|                 |                    |  | <b>取組項目1.2-(1) 面会交流の促進</b>   |  |                        |                  |                                   |              |                         |                |      |                 |               |              |              |                 |                 |
| 法律等相談事業の実施      | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 弁護士による法律相談を実施します。<br>面会交流については、必要に応じて、相談者に法テラス、弁護士会や民間団体等を紹介します。   | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                             | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                             | 母子・父子自立支援員等研修会の実施(年5回) | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。           |              |                         |                |      |                 |               |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |
| 相談機能の充実         | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を行います。   | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                             | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                             | 母子・父子自立支援員等研修会の実施(年5回) | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。           |              |                         |                |      |                 |               |              |              | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
| 面会交流に向けた支援      | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 面会交流をスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、その実態把握に努めるとともに、府立母子・父子福祉センターにおいて、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進めます。<br>離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、面会交流や養育費の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組みを推進します。 | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・1,268<br>・661<br>・1,830 | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・1,268<br>・661<br>・1,830 | 母子・父子自立支援員等研修会の実施(年5回) | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。           |              |                         |                |      |                 |               |              |              | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                 |                    |  | <b>取組項目1.2-(2) 養育費確保への支援</b>   |  |                        |                  |                                   |              |                         |                |      |                 |               |              |              |                 |                 |
| 法律等相談事業の実施      | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 養育費の取り決めやその履行確保、多重債務問題など、弁護士による法律相談を実施します。<br>養育費相談では、必要に応じて、相談者に法テラス、弁護士会や民間団体等を紹介します。  | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                             | ・～6/14 4,452<br>・6/15～ 府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む<br>・府立母子・父子福祉センター指定管理料(22,747)に含む                             | 法律相談<br>面会交流・養育費相談 15件 | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。           |              |                         |                |      |                 |               |              |              | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
| 養育費確保に向けた取組の推進  | 養育費確保に向けた取組の推進     | 当事者に対する養育費の取り決めを促すとともに、民間の保証会社と連携した支援制度を活用するなど、養育費の確保に関する取組を進めています。  | 0  | 0  | 20                     | 1,160            | ・大阪府養育費の履行確保支援事業<br>公正証等作成費用支援 1件 | ◎            | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |                |      |                 |               |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |

| 少子化<br>対策<br>関連          | 具体的取組                                    | 事業名  | 事業内容                       | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円)                                | 令和4年度の取り組み状況  | 令和4年度までの<br>自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開  | 個別目標                             |                                |                                   |                     |                     |                      |                 | 担当課             |
|--------------------------|--|--|----------------------------|------------------|------------------|------------------|---|---|------------------|---|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|-----------------|-----------------|
|                          |  |  |                            |                  |                  |                  |   |   |                  |   | 項目                               | 現状<br>(令和元年度当初)                | 目標値<br>(5年度末)                     | 令和2年度<br>実績値        | 令和3年度<br>実績値        | 令和4年度<br>実績値         | 令和4年度<br>評価     |                 |
|                          |  |  | <b>個別の取り組み1.3 児童虐待の防止</b>  |                  |                  |                  |   |   |                  |   |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      |                 |                 |
|                          |  |  | <b>取組項目1.3-(1) 児童虐待の防止</b> |                  |                  |                  |   |   |                  |   |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      |                 |                 |
| ○発生予防のための取り組み(子育て支援策の充実) | 「にんしんSOS」相談事業<br>(再掲)                    | 予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、姉妹の孤立化を防ぎます。   | 7,630                      | 7,698            | 510              | 510              | 510   | にんしんSOS実績<br>メール・電話による相談を受理:相談対応件数 実1,367人、延人数2,120人<br>相談内容により、必要時、医療、保健、福祉機関への連絡やサービスの紹介を行った。<br>ホームページの運営  | ◎                | 思いがけない妊娠に悩む妊婦に届くよう、にんしんSOSの相談窓口の周知を引き続き取り組む。                        | 相談件数(再掲)                         | 1,739件<br>(30年度)               | 望まない妊娠等で悩む人が必要な支援を受けるため、適切な対応ができる | 2717件               | 2,272件              | 2,120件               | ◎               | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                          | 妊娠健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業(再掲)              | 妊娠健診の未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。   | 510                        | 510              | 510              | 510              | 510   | 府内の分娩医療機関に調査を実施。未受診や飛び込み出産による出産調査の結果、本調査の未受診の該当する妊婦 133人。<br>市町村研修会の結果報告や、福祉部と協同で策定した「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」の活用についても周知した。<br>(大阪産婦人科医会に委託)  | ◎                | 調査結果を踏まえてハイリスク妊婦への支援体制の構築を図り、ガイドラインを作成し周知を図っている。今後、事業のあり方について検討が必要。 | 妊娠健診の未受診・飛び込み出産の数(再掲)            | 285件<br>(30年度)                 | 30年度件数より減少をめざす                    | 192件                | 132件                | 133件                 | ◎               | 健康医療部保健医療室地域保健課 |
|                          | 利用者支援事業(再掲)                              | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保健・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。   | 270,075                    | 139,365          | 123,559          | 107,321          | 153か所   |   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                          | 一時預かり事業(再掲)                              | 家庭において保育を受けることより、時に困難となつた乳児は、児童について、主として昼間にいて、保育所、幼稚園、認定こども園等の他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を推進します。   | 826,930                    | 909,855          | 969,234          | 1,159,702        | 延べ利用児童数 2,689,343(人日)                           |   | ○                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                          | 地域子育て支援拠点事業<br>(再掲)                      | 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。   | 1,084,568                  | 1,076,572        | 961,786          | 993,346          | 43市町村462箇所で実施                                   |   | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                          | ファミリー・サポート・センター事業(再掲)                    | 児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者の相互援助活動に関する連絡・調整を行なうファミリー・サポート・センター事業を推進します。   | 68,988                     | 74,987           | 76,830           | 80,163           | 37市町で実施   |   | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                          | 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)(再掲) | 保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。  | 4,233                      | 5,129            | 6,024            | 10,384           | ショートステイ事業:29市町89箇所で実施<br>トワイライトステイ事業:7市町15箇所で実施 |   | ◎                | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                          | 乳児家庭全戸訪問事業(再掲)                           | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行なうほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。   | 80,228                     | 82,502           | 87,428           | 82,940           | 全市町村が乳児家庭全戸訪問を実施<br>訪問家庭件数 53,394件              |   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |
|                          | 養育支援訪問事業(再掲)                             | 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談・指導・助言その他必要な支援を行います。   | 36,405                     | 38,015<br>(再掲)   | 39,450           | 49,020           | 43市町村で実施  |   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局家庭支援課  |                 |
|                          | 教育コミュニティづくり推進事業(家庭教育支援)(再掲)              | より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関と連携して親学習の機会の提供を促進します。市育てに不安や負担感を持つ、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進します。 | 33,635                     | 36,718<br>(再掲)   | 43,669           | 58,084           | 58,084  | 新型コロナウイルス感染症の影響は残るもの、可能な範囲で、大人(保護者)に対する親学習が実施された。<br>市町村において、家庭教育支援チームによる訪問型支援が実施された。<br>府では、家庭教育支援に係る研修会、交流会を(4回)実施し、内容充実、実施促進に努めた。  | ★                | 着実に親学習の取り組みを進めるためには、課題を抱える保護者等の参加促進と親学習の内容充実に課題がある。                 | 大人(保護者)に対する親学習を小学校数以上実施した市町村(再掲) | 24/41市町村<br>(30年度)<br>(政令市を除く) | 全市町村(政令市を除く)                      | 9/41市町村<br>(政令市を除く) | 7/41市町村<br>(政令市を除く) | 17/41市町村<br>(政令市を除く) | ★               | 教育府市町村教育振興課     |
|                          | 居所不明児童への対応強化                             | 地域における子育て機能の充実と住民参加のネットワークを構築し、子育て支援家庭の情報の共有を通じた支援を行なうとともに、居所不明児童が発生した場合には、速やかな所在確認に取り組みます。  | 1,071                      | 0                | 0                | 0                | 0   | ・居住実態の把握できない児童の調査を実施。<br>・市町村が適切な対応を進めているよう市町村への支援を実施。  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      | 福祉部子ども家庭局家庭支援課  |                 |
| 児童虐待防止キャンペーン             | 児童虐待防止キャンペーンの実施                          | 児童虐待の発生防止や早期発見の重要性について、府民の意識啓發を図ることにより、府民、行政、関係団体が一体となって児童虐待防止対策に取り組む気運を醸成するため、厚生労働省の主導による「児童虐待防止推進月間(11月)」等を活用し、児童虐待防止キャンペーンを実施します。               | 389                        | 145              | 3,744            | 4,217            | 4,217   | 民間団体と連携し、平成27年7月から「189」の3桁となった児童相談所虐待対応ダイヤル(現「児童相談所虐待対応ダイヤル」)の周知に取組んだ。<br>また、ひとりでも多くの府民の方に、児童虐待防止のために何ができるのかを考え方、行動する機運を高めていただくために、児童虐待防止推進月間である11月を中心とし、市町村、民間団体と連携しながら「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施し、集中的な広報啓発活動に取組んだ。 | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                  |                                |                                   |                     |                     |                      |                 | 福祉部子ども家庭局家庭支援課  |

| 少子化<br>対策<br>関連     | 具体的取組                | 事業名  | 事業内容    | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円) | 令和4年度までの<br>取り組み状況   | 令和4年度までの<br>自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開         | 個別目標  |                                |               |              |              |              |             | 担当課             |                 |                 |
|---------------------|----------------------|--|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------------|-------|--------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                     |                      |  |         |                  |                  |                  |                  |  |                  |                        | 項目    | 現状<br>(令和元年度当初)                | 目標値<br>(5年度未) | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価 |                 |                 |                 |
| ○ 儿童虐待に関する相談・対応     | 児童虐待防止推進会議における取組     | 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るとともに、重大な児童虐待ゼロの実現をめざし、次の取組を実施します。<br>・オール大阪での啓発活動<br>・子ども家庭総合支援拠点の設置促進<br>・警察との定期的な合同研修<br>・SNSを活用した児童虐待防止相談事業 等 | 36,338  | 61,208           | 58,377           | 67,821           |                  | ①オール大阪での啓発活動<br>・府内全首長によるオレンジシャンバーの着用<br>・重大な児童虐待「ゼロ」宣言の活用<br>②子ども家庭総合支援拠点の設置促進<br>・市町村にかけて調査を実施<br>・取り組み例について、府内市町村へ周知。<br>③精神科医との連携<br>・精神科医を講師とした動画研修の配信<br>④警察との定期的な合同研修<br>・合同研修の実施<br>・次年度以降の頻度・内容等の検討<br>⑤SNSを活用した相談事業<br>・国システムを活用し、毎年で相談窓口を設置。<br>⑥警察との全件情報共有<br>・「全件情報共有」の統一 | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             |                 | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |                 |
|                     |                      |  |         |                  |                  |                  |                  |  |                  |                        |       |                                |               |              |              |              |             |                 |                 |                 |
|                     |                      |  |         |                  |                  |                  |                  |  |                  |                        |       |                                |               |              |              |              |             |                 |                 |                 |
|                     | 要保護児童対策地域協議会の強化(再掲)  | 子ども家庭センターでの市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、早期対応力を高めます。  | 39,797  | 44,311           | 50,118           | 52,191           |                  | 子どもを守るネットワーク強化事業の実施(38市町村で実施)  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |                 |                 |
|                     | 子ども家庭センターの通告受理対応     | 夜間・休日虐待通告専用電話を設置し、24時間365日切れ目がない虐待通告対応を行っています。<br>また、通告を受けてから原則48時間以内に児童の安全を確認します。とりわけ、最重度の虐待事案については24時間以内の安全確認を目指します。                 | 122,234 | 126,693          | 121,842          | 138,076          |                  | 児童虐待通告への対応体制整備の一環として、安全確認業務の一部や夜間休日の電話相談業務について、民間団体への委託を実施。  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |                 |                 |
|                     | 市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 | 子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増しています。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施します。          | 1,704   | 1,905            | 1,712            | 1,905            |                  | 子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増している。このため、市町村相談担当者等が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施した。<br>研修開催日数 11日<br>講座数 23講座<br>37市町村延べ1,300名参加  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             |                 |                 | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |
|                     | 家族再統合支援              | 子ども家庭センターにおいて、「虐待をしてしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」、「虐待を受けた子ども、特別なケアを要する子ども」等に対する支援プログラムを活用し、家族機能の再生を図ります。                                     | 5,724   | 5,703            | 5,848            | 7,442            |                  | ・虐待再発防止のための親教育(全13回)を実施<br>・子どもへの虐待・子育て不安のある保護者支援(全13回)を実施。<br>参加 15件<br>子どもへの虐待・子育て不安のある保護者支援 参加 8件   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             |                 | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |                 |
| ○ 医療機関と保健機関の連携事業の推進 | 児童虐待等危機介入援助チームの運営    | 深刻な児童虐待等の権利侵害から子どもを守るために、法律・医学の専門家からなるチームを設置し、子ども家庭センターと連携して必要な調査、相談、調整を行っています。  | 15,089  | 15,615           | 16,138           | 16,014           |                  | 増加・深刻化する児童虐待等子どもの権利侵害に適切に対応するため、子ども家庭センター所長の要請に応じ、事業について専門的見地から調査を行い、保護者、関係者に必要な助言を行うとともに、子ども家庭センター等関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行った。<br>構成 弁護士106名、医師22名、計128名<br>活動回数 1,386回(R5.3.31時点)  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             |                 |                 | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |
|                     | 相談援助業務の点検・検証         | 子ども家庭センターにおける業務や重大事案を点検・検証することによって、子どもや保護者への相談援助業務が適切に実施されているかどうか確認します。  | 138     | 401              | 345              | 1,678            |                  | ・点検会議 2回実施<br>・毎年6センターのうち2センターの点検を実施<br>・一時保護所の第三者評価を実施  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭支局家庭支援課 |                 |                 |
| 医療機関と保健機関の連携事業の推進   | 要養育支援者情報提供票          | 妊娠・出産・育児期に養育支援特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防します。  | 0       | 0                | 0                | 0                |                  | 妊娠・出産・育児期に養育支援特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防。   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |       |                                |               |              |              |              |             | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |                 |
| 市町村保健師等の人材育成支援      | 児童虐待発生予防対策事業         | 未受診妊婦などリスクの高い妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、市町村保健センター等の人材育成支援を行います。   | 612     | 612              | 612              | 612              |                  | 子どもの虐待についての基本的知識をもち、妊娠期から乳幼児期における保健師の支援の重要性及び支援方策について保健師に理解を促すとともに、子ども612の虐待防止における保健師の専門性の向上を図るために、対象別研修を統合して実施。<br>令和4年度受講状況: 延 259人受講  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 研修受講者 | 11保健所及び市町村<br>延べ503人<br>(30年度) | 研修受講者の<br>増加  | 132人         | 113人         | 259人         | ◎           |                 | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |

| 少子化<br>対策<br>関連                          | 具体的取組                                  | 事業名  | 事業内容                          | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの<br>自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開  | 個別目標             |                 |               |              |              |              | 担当課         |                |                                   |
|--|--|--|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|------------------|---|------------------|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|----------------|-----------------------------------|
|  |  |  |                               |                  |                  |                  |                  |  |                  |   | 項目               | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(5年度末) | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価 |                |                                   |
|  |  |  | <b>個別の取り組み1.4 社会的養育体制の整備</b>  |                  |                  |                  |                  |  |                  |   |                  |                 |               |              |              |              |             |                |                                   |
|  |  |  | <b>取組項目1.4-(1) 社会的養育体制の整備</b> |                  |                  |                  |                  |  |                  |   |                  |                 |               |              |              |              |             |                |                                   |
| 市町村の子ども家庭支援体制の構築                         | 市町村の家庭支援体制等の整備に向けた取組みの支援               | 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のための「子育て世代包括支援センター」や、子ども等に対する必要な支援を担う「市町村子ども家庭総合支援拠点」など、市町村の家庭支援体制の整備に向けた取組みを支援します。  | 0                             | 0                | 0                | 0                | 0                | (健康医療部)<br>子育て世代包括支援センターは令和2年度末に全市町村で設置済み。<br>(福祉部)<br>「子育て世代包括支援センター」の全市町村における設置を促進するため、人材育成研修を開催した。研修1回実施・延91人参加。<br>令和3年4月時点で、全市町村が子育て世代包括支援センター設置済み。<br>令和4年度末時点で、41市町村中37市町村において子ども家庭総合支援拠点が設置された。  | ◎                | (健康医療部)<br>改正児童福祉法により、R6年4月市町村は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点を一体化することも家庭センターの設置が努力義務となり、福祉部と連携して子ども家庭センター設置を促進していく必要がある。<br>(福祉部)<br>令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |                  |                 |               |              |              |              |             |                | 健康医療部保健医療室地域保健課<br>福祉部子ども家庭局家庭支援課 |
|  | 子どもに対する在宅支援サービスの充実に向けた支援               | 府内市町村が策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組状況の進捗管理を行います。  | 0                             | 0                | 0                | 0                | 0                | 府内市町村における令和3年度実績及び令和4年度見込みについて、取組状況の調査を行い、進捗管理を行った。  | ◎                | 令和5年度以降も継続して進捗管理を実施していく。  |                  |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局青少年課  |                                   |
| 子ども家庭センターの体制強化                           | 児童福祉司等の計画的な配置と人材育成                     | 増加する児童虐待相談対応件数や、複雑・困難化するケースについて、子どもの心理、健康・発達、法律等の側面から適切に対応するとともに、業務量に見合った体制強化及び専門性向上に向け、児童福祉司等の計画的な配置に取り組みます。  | 0                             | 0                | 0                | 0                | 0                | 令和元年8月に公表した「児童福祉司の増員計画」において、高い専門性の確保・維持の観点から、毎年20人程度増員することとし、令和4年度は児童福祉司を20人増員した。  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                  |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                    |
| 一時保護機能の拡充                                | 体制や各機能の強化                              | 子どもの権利擁護が図られるとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、緊急保護機能やアセスメント機能の強化に取り組みます。また、新たに一時保護所の設置をはじめとした体制の強化策について検討を進めます。  | 94,778                        | 86,897           | 182,476          | 264,852          |                  | 子どもの権利擁護が図られるとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な一時保護ができるよう、緊急保護機能やアセスメント機能の強化を行った。また、中高生を受け入れる民間施設に一時保護委託料の加算を行った。さらに、新たな一時保護所の設置をはじめとした体制の強化策について検討を行った。   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                  |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                    |
|  | 個別性が尊重されるような環境整備                       | 子どものニーズや状態像に合わせて適切な一時保護ができるよう、児童養護施設等における一時保護専用施設の整備を推進するなど、多様な一時保護の場を整備します。また、一時保護中の教育・学習支援など、一時保護環境の充実を図ります。   | 12,747                        | 21,467           | 21,757           | 36,534           |                  | 「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」の策定にあたり、乳児院及び児童養護施設に對し小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた中高生を受け入れる民間施設に一時保護専用床の整備を希望する施設に対し、令和3年度の新たに一時保護専用床の開設に向け施設整備を行った。<br>(令和4年度一時保護専用床設置数:3箇所)   | ○                | ・令和5年10月より、3か所目の一時保護所が開設されることを踏まえ、一時保護専用床については増設ではなく、支援の充実に向けて取り組む。   |                  |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                    |
| 「家庭における養育環境と同様の養育環境」と「できるかぎり良好な家庭的環境」の推進 | 包括的な里親等支援体制の構築や委託率の向上に向けた取組みの推進        | 子ども家庭センター管内全域を対象として、里親のリクルートから養育支援までを包括的に支援するA型「オースタリング機関」(1支援機関あたり40家庭の里親を管理・支援)、及び児童養護施設等に配置された里親支援専門相談員を中心に里親支援を行うB型「オースタリング機関」(1支援機関あたり20家庭の里親を管理・支援)の設置を進めるとともに、B型「オースタリング機関」の取組実績に応じた新たな加算の仕組みの実施など、里親支援体制の構築及び委託率向上を図ります。 | 168,998                       | 203,127          | 216,562          | 230,562          |                  | ・各子ども家庭センター管内にA型「オースタリング機関」を整備し、はぐくみホーム支援機関事業を委託。また、子ども家庭センター全管内の養子縁組里親・週末里親への支援のため、養子縁組里親支援機関事業、週末里親支援事業を委託。<br>・B型「オースタリング機関」については、乳児院3施設、児童養護施設44施設の計22施設を指定し、実績に応じた委託料を支払う「里親登録推進事業」により、取組みを支援した。<br>・児童と里親の交流や関係調整を十分に行なった上で里親委託を行えるよう、委託前の交流の機会を十分に確保することを目的とした「里親への委託前養育支援事業」を実施した。 | ○                | ・里親等委託率について、令和元年度当初の11.6%からは着実に増加傾向にあるが、計画の目標値とは離れているため、令和5年度も継続して事業に取り組んでいく。   | 里親等委託率<br>(30年度) | 11.6%<br>(30年度) | 26%           | 14.8%        | 14.9%        | 14.6%        | ○           | ○              | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                    |
|  | 施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた働きかけ | 各施設の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」に基づき施設整備を行なうよう、大阪府が適宜助言等を行うとともに、一時保護専用施設の整備等、施設の高機能化及び多機能化・機能転換が進むよう働きかけます。  | 216,839                       | 247,051          | 502,622          | 512,173          |                  | 令和元年度に各施設が策定した「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画」に基づき、令和4年度に施設整備を希望する施設について、計画に基づき整備を実施した。<br>(令和4年度整備施設数:7施設)  | ○                | ・第三次社会的養育体制整備計画に基づく小規模化の促進、各施設にヒアリングや希望調査を実施し、補助制度やスケジュールなどを詳細に打ち合わせを行い、確実に小規模化を進めていく。  |                  |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                    |
|  | 児童自立支援施設の運営による子どもの社会的自立に向けた支援          | 府の児童自立支援施設である府立修徳学院及び府立子どもライフサポートセンターでは、高い専門性を活かし、非行や家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対し、社会的自立を支援します。   | 191,327                       | 216,025          | 197,515          | 238,292          |                  | 府立修徳学院及び府立子どもライフサポートセンターにおいて、非行や家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対し、社会的自立を支援した。   | ○                | 1. 修徳学院<br>・新寮舎2棟の建設工事、小中学校の教室等の整備工事、令和6年4月からの事務委託継続にかかる規約の延長(議決事項)及び堺市と協議書の締結<br>2. 子どもライフサポートセンター<br>・堺市定員縮小に向けた堺市の協議                               |                  |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                                   |
| 施設退所児童等に対する自立支援の充実                       | 社会性の獲得や、自立する力を身につけるための支援の提供            | 施設や里親等と連携し、退所を控えた子どもたちの生活相談支援やソーシャルスキルを学ぶための講習会を実施するとともに、大学等就学者の卒業までの居住支援に取り組みます。  | 13,327                        | 13,207           | 13,281           | 13,472           |                  | ソーシャルスキルトレーニングについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの開催や、実施予定を変更するなどしつつ、児童の退所後の自立を支援し、退所後児童については、生活相談及び就労・就学相談を行い、地域で安定した生活をするための支援を行った。  | ○                | ・自立支援担当職員の複数配置や配置要件の緩和を国に要望する。<br>・令和6年度の児童福祉法改正に向けて、大阪市、堺市、施設等を含めた検討会を開催し、府域の自立支援体制を構築する。  |                  |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                                   |
|  | 自立した後も支えとなるような支援の充実                    | 自立支援担当職員の配置など退所後の生活相談支援体制を構築するとともに、家賃や生活費等の賃付や身元保証人の確保等を行うことにより、児童等の社会的自立を支援します。   | 6,732                         | 8,300            | 5,218            | 30,939           |                  | 措置解除後も施設等で生活するため、安心安全な養育環境を整えるよう、施設等に対し居住費及び生活費を補助し、対象者の就学を支援した。   | ○                | ・自立支援担当職員の複数配置や配置要件の緩和を国に要望する。<br>・令和6年度の児童福祉法改正に向けて、大阪市、堺市、施設等を含めた検討会を開催し、府域の自立支援体制を構築する。  |                  |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                                   |
| 子どもの権利擁護の充実                              | 子どもが意見を表明しやすい環境づくり                     | 子どもが権利の主体であるという改正児童福祉法の理念を頭頃に、「子どもの権利ノート」と「あなたへの大切なお知らせ」により子どもが意見を表明しやすい環境づくりに努めます。  | 721                           | 4,230            | 10,000           | 10,000           |                  | ・施設等で生活する児童年齢以上の全児童に対し、子どもの権利ノート及び権利侵害があつた場合に届け出ることのできるはがきを添付した「あなたへの大切なお知らせ」を配付し、早期発見に努め、権利侵害があつた場合は第三者に意見を述べやすい仕組みを整えた。また、施設と措置機関が合同で権利ノートに関する講習会を実施し虐待等の予防に取り組んだ。<br>・国庫補助を受け、施設職員等への研修を実施するとともに、訪問アドボカシーに係るモデル事業を実施した。(児童養護施設等3か所、ファミリーホーム1か所)   | ○                | ・訪問アドボカシーの取組みについては、令和6年4月より「意見表明等支援事業」として自治体の努力義務となることを踏まえ、今後の府域全体への展開を検討。<br>・子どもの権利擁護機関の設置に向け、仕組みを整備する。   |                  |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課                    |
|  | 権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築               | 「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に被措置児童等援助専門部会を開催し、虐待行為や児童間トラブルへの対処について、事業への対応を検討するとともに再発防止に向けた取組みを推進します。  | 140                           | 128              | 184              | 250              |                  | 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会に被措置児童等援助専門部会を開催して、専門家の意見を聴き、再発防止の取り組みを行った。<br>(開催回数:令和4年度3回)   | ○                | ・案件の増加に伴い、説明に要する時間も増大しており、委員から意見を伺つたり、再発防止策を講ずるための議論を交わす時間が少なくなっている。都会の運営にあたり、より効率化を図り、議論を行う運営方法を検討する必要がある。   |                  |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                                   |

| 少子化<br>対策<br>関連        | 具体的取組  | 事業名  | 事業内容                              | 令和2年度決算額<br>(千円)                  | 令和3年度決算額<br>(千円)                        | 令和4年度決算額<br>(千円)  | 令和5年度予算額<br>(千円)  | 令和4年度の取り組み状況 | 令和4年度までの<br>自己評価   | 課題<br>今後の目標・展開 | 個別目標  |  |  |  |              |                 |                 | 担当課             |
|------------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|---|---|---|--------------|--|----------------|---|--|--|--|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                        |  |  |                                   |                                   |   |   |   |              |  |                | 項目  | 現状<br>(令和元年度当初)  | 目標値<br>(6年度末)  | 令和2年度<br>実績値                               | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値    | 令和4年度<br>評価     |                 |
|                        |  |  | 個別の取り組み15 障がいのある子どもへの支援の充実        |                                   |   |   |   |              |  |                |   |  |  |  |              |                 |                 |                 |
|                        |  |  | 取組項目15-(1) 障がいのある子どもへの医療・福祉支援     |                                   |   |   |   |              |  |                |   |  |  |  |              |                 |                 |                 |
| ○ 障がいのある子どもに対する支援体制の拡充 | 居宅介護・重度障がい者等<br>包括支援・同行援護・行動<br>援護               | 介護が必要とする障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活等の介護を行う市町村に対して補助を行います。(居宅介護・重度障がい者等包括支援)  | 13,173,185<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数) | 14,502,704<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数) | 15,864,674<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)       | 17,502,922<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※当初                  | 令和4年度大阪府障がい者自立支援給付費等負担金<br>(居宅介護・重度訪問介護・同行援護及び重度障害者包括支援等)<br>障がい児に対する負担分は左記の内数  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 短期入所   | 障がい児等のいる家庭において、保護者が疾病、出産等により介護することが困難になった場合、設置で短期入所を行う市町村に対して補助を行います。  | 1,110,308<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)  | 1,142,936<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)  | 1,215,346<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)        | 1,190,631<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※当初                   | 令和4年度大阪府障がい者自立支援給付費等負担金<br>短期入所)(障がい児に対する負担分は左記の内数)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 計画相談支援   | 障がい福祉サービス等を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行った市町村に対して補助を行います。  | 853,515<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)    | 989,257<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)    | 1,088,178<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)        | 1,290,153<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※当初                   | 令和4年度大阪府障がい者自立支援給付費等負担金<br>(計画相談支援)(障がい児に対する負担分は左記の内数)  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 移動支援   | 屋外での移動が困難な障がい児等について、外出のための支援を行う市町村に対して補助を行います。   | 2,536,049<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)  | 2,478,951<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)  | 2,388,697<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)        | 2,603,406<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※不可分のため地域生活支援促進事業分を含む | 大阪府市町村地域生活支援事業費補助金<br>(障がい児に対する負担分は左記の内数)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 補装具費の支給  | 身体障がい児等の失われた身体機能の補完、代替する補装具の交付、修理または借用にかかる費用を支給する市町村に対して補助を行います。   | 495,623<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)    | 493,941<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)    | 489,182<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)          | 492,472<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※当初                     | 令和4年度大阪府障がい者自立支援給付費等負担金<br>(補装具費の支給)(障がい児に対する負担分は左記の内数)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 日常生活用具の給付・貸与                                     | 障がい児等の日常生活をより円滑にするための支援用具等を給付または貸与する市町村に対して補助を行います。  | 2,536,949<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)  | 2,478,951<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)  | 2,388,697<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※当初 | 2,603,406<br>(障がい児に対する負担分は上記の内数)<br>※不可分のため地域生活支援促進事業分を含む | 大阪府市町村地域生活支援事業費補助金<br>(障がい児に対する負担分は左記の内数)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 障がい児通所支援事業の充実                                    | 障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。<br>また市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。<br>さらに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。        | 0                                 | 0                                 | 0                                       | 0   | 〇児童発達支援事業所数(医療型を含む)<br>・実施の事業所数 921事業所(指定都市を除く)<br>・実施市町村数 39市町村(指定都市を除く)<br><br>〇放課後等デイサービス事業所数<br>・実施の事業所数 1,101事業所(指定都市を除く)<br>・実施市町村数 40市町村(指定都市を除く)<br><br>〇保育所等訪問支援実施事業数<br>・実施の事業所数 97事業所(指定都市を除く)<br>・実施市町村数 31市町村(指定都市を除く)<br><br>〇児童発達支援センター設置市町村数 33市町村(指定都市を除く) | ◎            | 今後も障がい児支援の充実のため、大阪府障がい者計画及び障がい児計画の目標を全市町村において達成できるよう働きかけていく。                               |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉企画課     |
|                        | 障がい児入所施設における療育指導等の充実                             | 障がい児の自立支援及び福祉サービスの向上を促進するため、障がい児の状況に応じた療育の充実を図ります。また、障がい児入所施設に対し、サービス向上を図るため、看護師の配置を行った場合に経費を支援します。  | 3,040                             | 2,888                             | 2,888                                   | 2,888   | 障がい福祉施設機能強化推進事業の実施<br>障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児(者)の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助した。   | ◎            | 国が府の実情に即した看護師加配分の加算を認める報酬体系にする。あるいは、医療的ケアを適切に行える程度の配置が可能となる報酬単価に現報酬単価を改定した時点で事業終了予定。       |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉地域生活支援課 |
|                        | 難聴児補聴器交付事業                                       | 身体障がい者手帳の交付対象とならない中度難聴児に対して補聴器の購入にかかる費用の一部を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。   | 249                               | 224                               | 823                                     | 950   | 補聴器交付件数・11件<br>補聴器交付台数・22台<br>検査料交付件数・0件  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉地域生活支援課 |
|                        | 障がい児等療育支援事業<br>(障がい児・難聴児)<br>(重心児支援は医療的ケア児の項に別掲) | 在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、障がい児(者)の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等を実施します。   | 11,169                            | 7,201                             | 7,365                                   | 7,484   | 委託実施機関 2箇所<br>・機関支援事業<br>相談支援・実施中<br>障がい児支援においては相談支援に加え、障がい児通所支援事業所等を対象とした研修等を実施中。<br>研修: 全体研修 1回<br>専門研修会 3回<br>地域別交流会 3回  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉地域生活支援課 |
|                        | 訪問看護利用料助成事業<br>(対象: 障がい児(者))                     | 重度障がい児の在宅療養を支援するため、訪問看護ステーションを利用する重度障がい児に対し、利用料の助成を実施する市町村に対して補助を行います。   | 3                                 | 39                                | 0                                       | -   | 平成30年4月の福祉医療の再構築に伴い、平成29年度末で事業廃止。経過措置として過年度診療分のみ経過措置として補助。(令和4年度で終了)  |              |  |                |   |  |  |  |              |                 | 福祉部障がい福祉地域生活支援課 |                 |
|                        | 障がい児福祉手当、重度<br>障がい者在宅生活応援制度                      | 重度の障がい児等の福祉の増進を図るため、障がい児福祉手当を支給します。また、重度の身体障がいと重度の知的障がいの重複障がい児(者)と介護する方々の在宅生活の推進のため、重度障がい者在宅生活応援制度の給付金を支給します。  | 11,832                            | 11,904                            | 11,408                                  | 11,857  | 障がい児福祉手当: 11,408千円<br>重度障がい者在宅生活応援制度: 395,890千円   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉地域生活支援課 |
|                        | 障がい・難病児等療育支援<br>体制整備事業                           | 保健所において、身体障がい児、小児慢性特定疾患児とその家族に対して、専門相談や集団での療育指導を実施するとともに、地域での総合的な支援体制づくりを推進する。病院から地域へのスムーズな移行や日常生活の支援のための地域間連携機関とのネットワークづくりを保健師が主導して行います。また、難病児等へのピアカウンセリング等をNPO法人難病院に委託して実施します。 | 5,922                             | 5,164                             | 5,301                                   | 9,720   | ・身体障がい児: 専門相談、患者・家族交流会を開催<br>・慢性疾患児: 専門相談、患者・家族交流会を開催<br>・ピアカウンセリング事業: 電話相談等を実施   | ◎            | ・着実に取り組みを進めるためには、地域における支援体制の充実が必要。<br>事業の継続実施とともに、ツール等を活用した自立自律支援など、移行期医療支援の視点を意識した取組を進める。 | 相談件数           | 専門相談(30年度)<br>身体障がい児延べ91人<br>小児慢性延べ269人<br>集団支援延べ309人 | 専門相談(R2年度)<br>身体障がい児延べ42人<br>小児慢性疾患児延べ32人<br>小児慢性疾患児延べ220人<br>集団支援延べ32人<br>ピアカウンセリング相談 57件 | 専門相談(R3年度)<br>身体障がい児延べ19人<br>小児慢性疾患児延べ131人<br>小児慢性疾患児延べ210人<br>集団支援延べ198人<br>ピアカウンセリング相談 68件 | 専門相談(R4年度)<br>身体障がい児延べ19人<br>小児慢性疾患児延べ120人 | ○            | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                 |                 |
| 府民の障がい理解のための取組         | 発達障がい啓発事業  | 「世界自閉症啓発デー」(4月2日)及び「発達障がい啓発週間」(4月2日~8日)に自閉症をはじめとする「発達障がいについて、府民の正しい理解と認識を深めるための事業を実施します。   | 0                                 | 0                                 | 0                                       | 0   | 世界自閉症啓発デー(4月2日)に、府内主要建物のブルーライトアップを行うとともに、4月17日に発達障がい啓発のためのオンラインセミナー「世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間 in OSAKA 2022 もっと知ろうよ、発達障がい」を実施。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                |   |  |  |  |              |                 |                 | 福祉部障がい福祉地域生活支援課 |



| 少子化対策関連                       | 具体的取組                              | 事業名  | 事業内容    | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開   | 個別目標              |                                   |   |                                   |   |                                    | 担当課  |               |                 |
|-------------------------------|------------------------------------|--|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|--|-------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|---|------------------------------------|--|---------------|-----------------|
|                               |                                    |  |         |              |              |              |              |  |              |  | 項目                | 現状(令和元年度当初)                       | 目標値(6年度末)   | 令和2年度実績値                          | 令和3年度実績値  | 令和4年度実績値                           | 令和4年度評価  |               |                 |
| 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備 | <b>取組項目1.5-(2) 障がいのある子どもへの教育支援</b> |  |         |              |              |              |              |  |              |  |                   |                                   |   |                                   |   |                                    |  |               |                 |
|                               | 障がいのある生徒の高校生活支援事業                  | 府立高校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「エキスパート支援員」等を配置し、教育環境を整備します。   | 101,737 | 109,655      | 129,161      | 129,181      | 129,181      | 全ての府立高校にエキスパート支援員(臨床心理士)を配置。また、障がい等により配慮が必要な生徒に対する支援の要望があった学校に学校生活支援員を配置しました。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   | 障がいのある生徒の高校生活支援事業 | エキスパート支援員としてスクールカウンセラーを全府立高校に配置。  | 生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた、障がいにより配慮を必要とする生徒の状況に応じて、介助員を32校に、学習支援員を29校に配置。 | エキスパート支援員としてスクールカウンセラーを全府立高校に配置。  | 学校から要望があつた、障がいにより配慮を必要とする生徒の状況に応じて、介助員を30校に、学習支援員を37校に配置。 | エキスパート支援員としてスクールカウンセラーを全府立高校に配置。   | 学校から要望があつた、障がいにより配慮を必要とする生徒の状況に応じて、介助員を29校に、学習支援員を34校に配置。                | ◎             | 教育庁教育振興室高等学年課   |
|                               | 府立支援学校の教育環境の充実                     | 府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針(令和2年10月)」に基づき、もと府立西淀川高校を活用した支援学校の整備をはじめ、教育環境の確保に取り組みます。                                 | 14,391  | 59,627       | 123,555      | 3,944,601    | 3,944,601    | もと府立西淀川高校を活用した新たな知的障がい支援学校の整備について、令和6年4月開校へ向けて実施設計を行い、工事に着手した。また、生野支援学校の移転整備に関する基本計画を策定した。   | ◎            | 府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の増加に伴う教室不足の解消と、国が令和3年度に制定した「特別支援学校設置基準」に沿うようにするため、第2次大阪府教育振興基本計画期間中に、子どもたちの障がいの状況に応じた、新たな支援学校の整備や校舎増築等、必要な環境整備を行う。 |                   |                                   |   |                                   |   |                                    |  | 教育庁教育振興室支援教育課 |                 |
|                               | 障がい種別ごとの支援学級設置の促進                  | 障がい種別による支援学級の設置や、支援学校におけるセンター機能を活用し、小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。  | 0       | 0            | 0            | 0            | 0            | 支援学級の障がい種別による設置をすすめ、小・中・義務教育学校合わせて270学級の増設を行った。(政令市を除く)  | ◎            | 引き続き、児童生徒の障がいの状況等に応じた学びの場の充実に努める。  |                   |                                   |   |                                   |   |                                    | 教育庁教育振興室支援教育課  |               |                 |
|                               | 市町村医療的ケア体制整備推進                     | 令和2年度末で終了  | 32,206  |              |              |              |              | 終了年度: 令和2年度末<br>理由: 同様の補助事業が国においても開始されたため。   |              |  |                   |                                   |   |                                   |   |                                    | 教育庁教育振興室支援教育課  |               |                 |
|                               | 市町村医療的ケア等実施体制サポート                  | 小・中学校で勤務する学校看護師の周知や走着支援を行うとともに、医療的ケアを安全に行うための施設改修や備品購入等の補助に加え、外人材活用や医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村に対し、その経費の一部を補助します。                                | 2,735   | 26,746       | 29,670       | 63,034       | 63,034       | ・学校看護師のための医療講習会開催(7/30, 8/3)<br>・医療的ケア児に対する新型コロナウイルス感染症対策等についての助言を行うため、医師等の専門家を派遣(6市9校へ派遣)<br>・府内小中学校の教職員や看護師、市町村教育委員会を対象に医療的ケア実践報告会をWEB開催し、先進的な事例の報告等を行つた。<br>・体制整備等に係る経費の補助 体制整備: 4市 外部人材: 22市町 通学支援: 13市町 | ◎            | 市町村に対し、補助事業のさらなる活用を促す。   |                   |                                   |   |                                   |   |                                    |  |               | 教育庁教育振興室支援教育課   |
|                               | 医療的ケア通学支援事業                        | 府立学校において、医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会を保障します。  | 128,584 | 252,987      | 365,158      | 487,817      | 487,817      | 16校92人が本事業を利用して通学した。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                   |                                   |   |                                   |   |                                    | 教育庁教育振興室支援教育課  |               |                 |
| 支援学校におけるキャリア教育・就労支援の充実        | 教育課程改善事業                           | モデル校2校に「授業改善アドバイザー」を配置し、そのノウハウを全府立支援学校に情報提供し、支援学校における、キャリア教育・職業教育充実に向けて、各学部の教育課程の見直しを図り、教員の専門性の向上や授業改善とともに就労意欲の向上、就職率の向上を図ります。                       | 0       | 0            | 0            | 0            | 0            | 同事業については令和元年度に終了   |              |  | 知的障がい支援学校卒業生の就職率  | 28.7%(30年度)                       | 35%(令和4年度)  |                                   |   |                                    | 教育庁教育振興室支援教育課  |               |                 |
| 一人ひとりの教育のニーズに応じた支援の充実         | 府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備        | 府立高校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図るよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備します。   | 34,777  | 33,862       | 41,288       | 47,303       | 47,303       | 知的障がい生徒自立支援コースの募集人員について、令和4年度より、1校において募集人員を1名増員した。<br>また、府内の中学生・保護者等を対象に「知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室など実践報告会」を開催し、自立支援推進校・共生推進校における実践発表を行うとともに、学校別ブース形式の個別相談を実施し、中学生・保護者等からの質問に応じた。                                 | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施する  |                   |                                   |   |                                   |   |                                    |  |               | 教育庁教育振興室高校教育改革課 |
|                               | 「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進               | 障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備します。<br>福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。 | 0       | 0            | 0            | 0            | 0            | 府立支援学校及び市町村教育委員会が連携をして、地域支援リーディングスタッフ(府立支援学校)及び市町村リーディングチームを活用しながら、地域支援ネットワークの整備をすすめた。また、「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会をWeb開催(オンライン配信)した。   | ◎            | 引き続き府立支援学校及び市町村教育委員会の連携を進めしていく。  |                   |                                   |   |                                   |   |                                    |  | 教育庁教育振興室支援教育課 |                 |
| 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援          | 通級指導教室の充実                          | 国定数を活用しながら通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍するLD(学習障がい)、ADHD(注意欠如多動性障がい)を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実します。   | 0       | 0            | 0            | 0            | 0            | 小・中・義務教育学校を合わせて69教室の増設を行い、404教室とした。(政令市を除く)  | ◎            | 市町村と連携しながら、通級による指導の一層の充実を図る。   | 通級指導教室の充実         | 小学校 201教室<br>中学校 70教室<br>合計 271教室 | 国定数を活用しながら通級指導教室を充実   | 小学校 233教室<br>中学校 79教室<br>合計 312教室 | 小学校 233教室<br>中学校 79教室<br>合計 312教室                         | 小学校 302教室<br>中学校 102教室<br>合計 404教室 | ◎  | 教育庁教育振興室支援教育課 |                 |
| 私立学校における障がいのある子どもの支援          | 障がいのある生徒の高校生活支援                    | 生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ支援を行います。  | 70      | 0            | 357          | 95           | 95           | 生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ支援を行つた。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                   |                                   |   |                                   |   |                                    | 生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ支援を行つた。 | ◎             | 教育庁私学課          |
|                               | 私立幼稚園特別支援教育助成                      | 特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るために、私立幼稚園に対し助成します。  | 994,600 | 1,033,870    | 1,161,076    | 1,267,728    | 1,267,728    | 令和4年度補助対象: 217園 1,526人   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                   |                                   |   |                                   |   |                                    | 令和4年度補助対象: 217園 1,526人   | ◎             | 教育庁私学課          |

| 少子化対策関連 | 具体的取組                          | 事業名   | 事業内容   | 令和2年度決算額(千円)  | 令和3年度決算額(千円)                                   | 令和4年度決算額(千円)                                   | 令和5年度予算額(千円)                                   | 令和4年度の取組み状況  | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開             | 個別目標 |             |           |          |          |          |         | 担当課            |
|---------|--------------------------------|---|--|---|--|--|--|--|--------------|------------------------|------|-------------|-----------|----------|----------|----------|---------|----------------|
|         |                                |   |  |   |  |  |  |  |              |                        | 項目   | 現状(令和元年度当初) | 目標値(6年度末) | 令和2年度実績値 | 令和3年度実績値 | 令和4年度実績値 | 令和4年度評価 |                |
|         | 支援学校等における障がいのある幼児・児童・生徒への経済的支援 | 特別支援教育就学奨励費   | 支援学校等に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のため必要な経費についてその一部を支給します。   | 754,509   | 752,493  | 393,127  | 933,024  | 支援学校に就学する幼児・児童・生徒の保護者等に対し、通学費や教科用図書購入費等就学のため必要な経費についてその一部を支給しました。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |      |             |           |          |          |          |         | 教育庁教育振興室支援教育課  |
|         | 学校卒業後等の学びの場づくり                 | 学校卒業後等の学びの場づくり                                      | 平成30年度に実施した「障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、「学びの場」に関する取組みについて、保護者や生徒等にしっかりと情報を行き渡らせる必要があります、「学びの場」への期待が多様であることが把握されたことを踏まえ、府内で「学びの場」の提供に取組む事業所等の情報を広く公表する仕組みを運用します。 | 0   | 0  | 0  | 0  | HPにて、府内の「学びの場」の情報発信を行うとともに、「学びの場」を周知するため、支援学校等にチラシの配布を行った。また、支援教育課と連携し、支援学校の校長会等で「学びの場」の情報共有も実施した。                             | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |      |             |           |          |          |          |         | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|         | 聴覚に障がいのある子ども等の支援等              | 聴覚に障がいのある子ども等の支援等                                   | 府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点として、新生児聴覚スクリーニング検査(分娩医院で生後すぐ実施)で要再検となって以降の乳幼児及びその保護者に係る相談支援や関係機関との連携体制の確保、手話(ことば)の獲得支援を担う専門人材の養成確保や派遣など、一貫した取組みである「こめっこプロジェクト」を実施します。          | 6月14日まで<br>2,491千円<br>6月15日から<br>279,356千円(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数 | 350,999<br>(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数       | 356,144<br>(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数       | 389,444<br>(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数       | 保護者向けの手話習得支援、保護者同士の交流の場の提供、カウンセリング等を実施した。<br>また、聴覚に障がいのある子どもの言語獲得支援スタッフを養成、他機関からの派遣要請にも応じるなど、聴覚障がい児とその保護者支援に取り組んだ。             | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |      |             |           |          |          |          |         | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|         | 視覚に障がいのある子ども等の支援等              | 視覚に障がいのある子ども等の支援等                                   | 府立福祉情報コミュニケーションセンターを拠点として、就学前の視覚障がいのある幼児等に対し、相談支援や通所支援等の必要な援助等を行います。   | 6月14日まで<br>1,196千円<br>6月15日から<br>279,356千円(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数 | 350,999<br>(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数       | 356,144<br>(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数       | 389,444<br>(府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理料)の内数       | 視覚障がい児童を療育している家庭に対し、次の事業を実施した。<br>電話や来館による育児の指導・相談などの助言指導を行った。<br>視覚障がい乳幼児に対し、通所による基本的な生活習慣の確立など、自立に向けて適切な療養を行った。              | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |      |             |           |          |          |          |         | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|         | 支援学校等への支援等                     | 府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)及び府立稻スポーツセンターによる支援学校等への支援等 | 府内障がい者スポーツの中核拠点であるファインプラザ大阪等において、府立支援学校等への支援を行うほか、府立支援学校等のダンスパフォーマンスに係る発表等の場を確保します。  | 246,779千円(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数                            | 249,508<br>(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数 | 270,932<br>(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数 | 265,331<br>(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数 | 支援学校等へ、ファインプラザ大阪や稻スポーツセンターから障がい者スポーツ指導員等を派遣する出前事業や、備品の貸出等を実施した。<br>また府立支援学校等のダンスパフォーマンス発表の機会を提供するため、支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪を開催した。 | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |      |             |           |          |          |          |         | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |
|         |                                |   | ファインプラザ大阪等において、スポーツ教室(水泳、バトミントン、体操等)、文化教室(音楽、料理等)等を行います。   | 246,779千円(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数                            | 249,508<br>(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数 | 270,932<br>(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数 | 265,331<br>(障がい者交流促進センター運営費と稻スポーツセンター運営委託費)の内数 | ファインプラザ大阪および稻スポーツセンターにて、多種多様なスポーツ・文化事業を開催した。<br>新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して開催したものなどもあるが、代替事業の開催や開催数を増やすなど工夫しながら実施した。            | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 |      |             |           |          |          |          |         | 福祉部障がい福祉室自立支援課 |

| 少子化<br>対策<br>関連                                | 具体的取組                          | 事業名  | 事業内容      | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの<br>自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開  | 個別目標     |                 |                                    |              |              |              | 担当課             |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--------------------------------|--|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|------------------|---|----------|-----------------|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|------------------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|
|  |                                |  |           |                  |                  |                  |                  |  |                  |   | 項目       | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(6年度末)                      | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価     |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>個別の取り組み16 外国につながる子どもへの支援について</b>            |                                |  |           |                  |                  |                  |                  |  |                  |   |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目16-(1) 在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援</b>     |                                |  |           |                  |                  |                  |                  |  |                  |   |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援                     | 「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づく施策の推進    | 平成14年12月に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づき、国籍や民族の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、在日外国人施策を総合的に推進します。    | 0         | 104              | 176              | 260              | 260              | 定住生活を営んでいる外国人(在日外国人)に関する諸課題について、本府が取り組むべき施策に関する意見を幅広く求めるため、「大阪府在日外国人施策有識者会議」を設置(平成4年10月)、運営している。<br>【令和4年度の開催状況】<br>・とき:令和4年11月21日(第48回)、令和5年3月17日(第49回)<br>・議題●第48回<br>(1)大阪府在日外国人施策に関する指針の改正について<br>●第49回<br>(1)大阪府在日外国人施策に関する指針の改正について<br>(2)大阪府在日外国人施策の実施状況(令和4年度)について<br>(3)その他 | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 |                  | 府民文化部人権局人権擁護課 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 外国人受入環境整備事業                    | 在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に達やかに到達できるよう、11言語で情報提供・相談を行う(公財)大阪府国際交流財団の実施する一元的相談窓口に対し、補助を行います。         | 20,000    | 19,000           | 20,000           | 20,000           | 20,000           | 相談件数:2,927件  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |          |                 |                                    |              |              |              | 府民文化部都市基盤創造局国際課 |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業           | 大阪府Webページにおいて、学校生活に係る情報を多言語(12言語)で提供します。市町村と連携して、府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施します。                 | 1,409     | 1,298            | 1,473            | 1,516            | 1,516            | ・ホームページを活用し、学校生活に関する情報を13言語(日本語を含む)、進路に関する情報を16言語(日本語を含む)で提供した。<br>・日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に、市町村との連携のもと、府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施した。  | ◎                | ・引き続き学校生活及び進路選択に向けて必要となる情報を多言語に翻訳し、必要としている当該児童生徒・保護者に対して適切に情報提供していく。<br>・日本語指導を必要とする帰国・渡日児童生徒やその保護者等を対象に、市町村との連携のもと、引き続き府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施する。              |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 | 教育庁市町村教育室【進路】    |               |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 日本語教育学校支援事業                    | 日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポート等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。 | 7,601     | 7,344            | 17,067           | 17,067           | 17,067           | 日本語指導が必要な生徒が在籍する学校からの要望に対し、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポートとして派遣した。また、府立高校の教員向け研修を4月・9月・11月・12月の年4回実施し、日本語指導等の充実を図った。   | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |          |                 |                                    |              |              |              |                 | 教育庁教育振興室高等学校課   |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 利用者支援事業(再掲)                    | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。          | 1,084,568 | 139,365          | 123,559          | 107,321          | 107,321          | 153か所  | ◎                | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |          |                 |                                    |              |              |              | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 外国籍の子どもの就学機会の確保                | 市町村教育委員会に対して、それぞれの工夫された就学支援の取組み事例を広く伝え、外国籍の子どもの就学機会が適切に確保されるよう支援します。                           | 0         | 0                | 0                | 0                | 0                | 市町村教育委員会に対して、外国籍の子どもの就学に係る取組み状況調査を行うとともに、市町村の学事関係事務担当者会を開催し、各市町村の工夫された就学支援の取組み事例を広く伝えなど、すべての外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学機会が適切に確保されるよう指導助言を行った。  | ◎                | 引き続き、市町村教育委員会に対して、外国籍の子どもの就学に係る取組み状況調査を行うとともに、市町村の学事関係事務担当者会を開催し(R5年度は9/1予定)、各市町村の工夫された就学支援の取組み事例を広く伝えたり、情報交流を行ったりする等、全ての外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学機会が適切に確保されるよう指導助言を行う。 |          |                 |                                    |              |              |              |                 | 教育庁市町村教育室【学事】   |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 日本語指導推進事業                      | 日本語指導が必要な児童生徒が教室で授業を受けることができるための日本語能力の向上に向けた学習環境の整備を支援します。                                     | 38,672    | 16,889           | 30,129           | 37,868           | 37,868           | ・府の日本語指導員4名が、府域で少数散在等により十分に日本語指導を受けられない児童生徒135名に対して、一人一台端末を活用したオンラインによる日本語指導を実施した。<br>・外国人児童生徒支援員7名が、24校で支援し、教職員から4829件、保護者から123件、児童生徒から7313件相談応じた。  | ○                | ・日本語指導が必要な児童生徒がより一層急増している。そのため、オンラインによる日本語指導を充実させるとともに、日本語指導を受けられない児童生徒の状況を丁寧に把握し、市町村・学校との連携のもと日本語指導体制を充実させていくことが課題。  |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 | 教育庁市町村教育室【学事・進路】 |               |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>個別の取り組み17 その他支援が必要な人や子どもへの支援</b>            |                                |  |           |                  |                  |                  |                  |  |                  |   |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目17-(1) 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実</b> |                                |  |           |                  |                  |                  |                  |  |                  |   |          |                 |                                    |              |              |              |                 |                 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |
| 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実                   | 児童虐待発生予防対策事業(「んしんSOS」相談事業(再掲)) | 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制を整備し、孤立することなく正確な情報を知り必要な支援を受けることにより児童虐待を予防します。                        | 7,630     | 7,698            | 7,698            | 7,698            | 7,698            | にんしんSOS実績<br>・メール・電話による相談を受理:相談対応件数 実1,367人、延人数2,120人<br>相談内容により、必要時、医療、保健、福祉機関への連絡やサービスの紹介を行った。<br>・ホームページの運営   | ◎                | 思いがけない妊娠に悩む妊婦に届くよう、にんしんSOSの相談窓口の周知を引き続き取り組む。  | 相談件数(再掲) | 1,739件(30年度)    | 望まない妊娠等で悩む人が必要な支援を受けるための、適切な応対ができる | 2717件        | 2,272件       | 2,120件       | ◎               | 健康医療部保健医療室地域保健課 |                  |               |  |  |  |  |  |  |  |

| 少子化<br>対策<br>関連 | 具体的取組                      | 事業名   | 事業内容                     | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円)   | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの<br>自己評価   | 課題<br>今後の目標・展開   | 個別目標 |                 |               |              |              |              |             | 担当課            |                |                 |
|-----------------|----------------------------|---|--------------------------|------------------|------------------|------------------|--|--|--|--|------|-----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------|----------------|----------------|-----------------|
|                 |                            |   |                          |                  |                  |                  |  |  |  |  | 項目   | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(6年度末) | 令和2年度<br>実績値 | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 令和4年度<br>評価 |                |                |                 |
|                 |                            |   | 取組項目17-(2) 配偶者等からの暴力への対応 |                  |                  |                  |  |  |  |  |      |                 |               |              |              |              |             |                |                |                 |
| DV被害者に対する相談・支援  | DV防止に向けた啓発、関係機関との連携        | 配偶者等からの暴力の根絶に向けて、様々な関係機関が連携を図ることで総合的な支援体制の整備を進め、暴力の被害者を支援するための取り組みを推進します。DV防止のための啓発のほか、被害者を支える人材の育成など、市町村における相談機能の確保に向けた支援を行います。  |                          | 24               | 71               | 68               | 173  | ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、啓発イベント及びバーブルライトアップを実施。<br>・市町村相談員等を対象にしたブロック別情報交換・事例検討会を開催。<br>・医療関係者及び教職員向け「DV被害者対応マニュアル」を、関係者へ配布しました。<br>・校長会等でデートDV防止啓発リーフレット等の活用について周知した。<br>・教職員を対象に、面前DVやデートDVに関する研修会を開催した。  | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |      |                 |               |              |              |              |             |                |                | 府民文化部男女参画・府民協働課 |
|                 | DV相談・DV被害者自立支援事業           | 女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者が利用可能な制度等に関する情報提供等を行います。各種会議や研修等を通じて、相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における相談支援センターの設置に向けた支援を行います。 |                          | 95,656           | 99,234           | 103,538          | 118,813  | 女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、DV被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、DV被害者が利用可能な制度等に関する情報提供等を行った。<br>また、市長会・町村長会人権部長会議、市町村DV所管課長会議、市町村女性相談担当者等ブロック別情報交換会(全ブロック)等(裏面含む)において、市町村における相談支援センター設置を働きかけるとともに、中核市やDV相談対応件数の多い市町村(10市)には個別に訪問し、設置を働きかけた。<br>DV相談対応件数(女性相談センター・子ども家庭センター)<br>4,094件(※R3実績) | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |      |                 |               |              |              |              |             |                |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課  |
|                 | DV被害者の一時保護事業               | DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行います。  |                          | 65,994           | 28,275           | 23,396           | 45,113   | DV被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、DV被害者や同伴児童の一時保護を行った。<br>DV被害者の一時保護件数 189件(※R3実績)  | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |      |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                 |
|                 | 婦人保護施設運営事業                 | 大阪府が設置する婦人保護施設についても、DV被害をはじめ、様々な困難な状況にある女性及び同伴児童の保護施設として活用します。  |                          | 192,132          | 212,551          | 213,893          | 213,965  | ・婦人保護施設入所者及び同伴児童への入所支援を行うとともに、施設退所者の自立生活を支援するため、相談・訪問指導を行った。<br>・指定管理評価委員会を開催し、経営基盤や管理運営に係る法的課題、利用者の視点等の様々な観点から、施設の適正な運営について外部有識者から意見を受け、施設運営に反映した。(開催回数: 令和4年度2回)   | ○  | ・令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「新法」という。)が施行され、施設の設置根拠が売春防止法から新法に変わることを踏まえ、新法に基づく女性支援事業に取り組む。<br>・女性をめぐる課題が複雑化・多様化・複合化している状況を踏まえ、指定管理者評価委員会委員の助言を受けながら、新法施行に向けて支援内容の見直し等を行つ。 |      |                 |               |              |              |              |             |                | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                 |
|                 | 府営住宅の一時使用のための住戸の提供と生活用品の支援 | 自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行います。   | (65,994の内数)              | (28,275の内数)      | (30,242の内数)      | (45,113の内数)      | 自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行った。                 | ◎  | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |  |      |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                |                 |
|                 | 母子生活支援施設の機能の向上             | 利用者ニーズの複雑化、多様化に伴い、離婚、その他の事情により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設所在地の関係機関と意見交換会を開催し、各関係機関の現状及び課題の共有や、今後より良い支援の方策について意見を出し合い連携を深めます。   | 0                        | 0                | 0                | 0                | 母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設所在地の関係機関と意見交換会を開催し、各関係機関の現状及び課題の共有や、今後より良い支援の方策について意見を出し合い連携を深めた。 | ○  | ・施設部会への出席を通じ、支援の現状や課題、ニーズの把握に努める。<br>・母子生活支援施設の役割の啓発について、施設部会と協力し取り組む。 |  |      |                 |               |              |              |              |             | 福祉部子ども家庭局家庭支援課 |                |                 |

<基本方向3 子どもが成長できる社会>

| 少子化<br>対策<br>関連               | 具体的取組                                    | 事業名  | 事業内容   | 令和2年度決算額<br>(千円)   | 令和3年度決算額<br>(千円)   | 令和4年度決算額<br>(千円)  | 令和5年度予算額<br>(千円)  | 令和4年度の取り組み状況  | 令和4年度までの<br>自己評価  | 課題<br>今後の目標・展開   | 個別目標   |  |   |              |                |                 | 担当課             |
|-------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|---|---|--|--|--|---|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
|                               |  |  |  |  |  |   |   |   |   |  | 項目   | 現状<br>(令和元年度当初)  | 目標値<br>(6年度末)   | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値   | 評価              |                 |
|                               |  |  | <b>個別の取り組み18 義務教育前の子どもへの教育・保育内容の充実</b>   |  |  |   |   |   |   |  |  |  |   |              |                |                 |                 |
|                               |  |  | <b>取組項目18-(1) 教育・保育内容の充実</b>   |  |  |   |   |   |   |  |  |  |   |              |                |                 |                 |
| 認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育機能の充実 | 認定こども園等研修・幼稚教育フォーラム・幼稚教育理解推進事業・就学前人権教育研修 | 研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取り組みの周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業における教育・保育機能の充実をめざします。   | 355<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:182<br>380<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:280<br>391<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:234<br>535<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:564 | 355<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:280<br>380<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:234<br>391<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:564<br>535<br>(幼稚園理解推進事業総額)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修:564 | ・幼稚教育センターの取組み<br>幼稚教育アドバイザー育成研修:<br>5/25~6/8、6/15、7/8、8/31~9/22、8/26、9/7~9/28、9/30、<br>11/10、2/6(認定者127人)<br>幼稚教育フォーラム:<br>2/13、3/7(参加者676人)<br>幼稚園教育理解推進事業<br>府庁協議会:7/13、3/7(参加者97人)<br>園長等専門研修:<br>11/4、2/13~2/27(参加者824人)<br>保育技術専門研修:<br>8/3、8/5、7/26、7/5~7/22、7/20、10/18、9/26(参加者数310人)<br>幼稚教育人権研修:<br>6/24~7/14、2/13~3/3(参加者304人)<br>市町村幼稚教育担当者連絡会:<br>7/13、3/7(参加者97人)<br>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修<br>→実施方法:WEB開催<br>視聴公開期間:R4.10.3~R4.10.17(申込者645名) | ◎   | ・研修、担当指導主事連絡会、フォーラム等の実施を通して、認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育機能の充実を図るために情報提供、働きかけを行つ。<br>・幼稚教育アドバイザーの育成、フォローアップをするための研修や会議を実施し、各地区でのアドバイザーの効果的な活用に資する。<br>※府教育C・認保Gの回答<br>令和5年度以降も継続して事業を実施していく。 | 令和元年度:<br>幼稚教育推進フォーラム(参加者1002人)<br>園長等専門研修(参加者300人)<br>大阪府協議会(参加者237人)<br>幼稚教育人権研修、幼稚園教育理解推進事業<br>幼稚教育人権研修、幼稚園教育理解推進事業<br>幼稚教育技術専門研修(参加者151人)<br>就学前人権教育研究協議会(参加者451人)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修<br>→実施方法:WEB開催<br>視聴公開期間:R4.10.3~R4.10.17(申込者645名) | 幼児教育推進フォーラム(参加者890人)<br>園長等専門研修(参加者237人)<br>大阪府協議会(参加者46人)<br>幼稚教育人権研修、幼稚園教育理解推進事業<br>幼稚教育技術専門研修(参加者856人)<br>就学前人権教育研究協議会(参加者354人)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修<br>→実施方法:WEB開催<br>視聴公開期間:R4.10.3~R4.10.17(申込者491人) | 幼児教育推進フォーラム(参加者676人)<br>園長等専門研修(参加者824人)<br>就学前人権教育研究協議会(参加者310人)<br>幼保連携型認定こども園教育・保育要領研修<br>→実施方法:WEB開催<br>視聴公開期間:R4.10.3~R4.10.17(申込者304人) | ◎  | 福祉部子ども家庭局子育て支援課<br>教育庁市町村教育室小中学校課<br>教育センターエデュケーション<br>教育庁人権教育企画課<br>教育庁私学課  |   |              |                |                 |                 |
| 総合的に教育・保育を提供する認定こども園の普及促進     | 認定こども園の普及促進                              | 認定こども園に移行したい幼稚園や保育所、あるいは認定こども園の普及促進を図る市町村に対し、認定こども園の設置が円滑に行われるよう支援します。   | 435,960<br>・施設整備補助による保育の量的拡大を支援:<br>469,657<br>・公立幼保連携型認定こども園初任者:10年経験者研修の実施:1,904   | 435,960<br>・施設整備補助による保育の量的拡大を支援:<br>469,657<br>・公立幼保連携型認定こども園初任者:10年経験者研修の実施:3,482   | ・施設整備補助による保育の量的拡大を支援:<br>2,196,151<br>・公立幼保連携型認定こども園初任者:10年経験者研修の実施:3,886  | ・施設整備補助による保育の量的拡大を支援:<br>2,563,068<br>・公立幼保連携型認定こども園初任者:10年経験者研修の実施:3,625 | ・施設整備補助による保育の量的拡大を支援:<br>92箇所の施設整備・改修を実施し、2,533人の定員増<br>(※安心こども基金、保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金の実績の合計値)<br>・公立幼保連携型認定こども園初任者:10年経験者研修の実施<br>(国外研修)初任者研修:年9回、10年経験者研修:年6回<br>(国内研修)委託初任者:年4回  | ◎   | 令和5年度以降も引き続き市町村を支援していく。   | 認定こども園の数   | 656か所  | 市町村の積み上げ   | 707か所   | 750か所        | 783か所          | ◎               | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |
| 保幼こ小連携の推進                     | 幼稚教育推進指針の周知徹底                            | 保幼こ小合同研修会等で、幼稚教育推進指針を活用して保幼こ小の連携の重要性を示し、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校において、教育内容などの連携がさらに深まり、子どもの現状把握や課題の共有が行われるよう支援します。  | 0<br>0<br>0  | 0<br>0<br>0  | 0<br>0<br>0  | 0<br>0<br>0   | 幼稚園新規採用教員研修や10年経験者研修及び幼小接続推進フォーラムで、幼稚教育推進指針の内容に基づき、幼保こ小の連携の重要性を指導した。  | ◎   | ・研修等の実施を通して、幼保こ小の連携を図るために情報提供、働きかけを行う。  |  |  |  |   |              |                | 教育庁市町村教育室小中学校課  |                 |
| 幼稚教育・保育の無償化の円滑な実施             | 幼稚教育・保育の無償化(施設型給付費等負担金等)                 | 幼稚教育・保育の無償化の円滑な実施のため、市町村間の意見交換の機会を設けることや、制度等のきめ細やかな情報提供を行うことにより、支給事務の円滑な実施を図ります。   | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0  | 支給事務を円滑に実施するため国からの通知やFAQを市町村に速やかに配付するなど、市町村を支援した。   | ◎   | 令和5年度以降も引き続き市町村を支援していく。   |  |  |  |   |              |                | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                 |
|                               |  | <b>取組項目18-(2) 教育・保育にかかる人材の確保及び人材の向上</b>  |  |  |  |   |   |   |   |  |  |  |   |              |                |                 |                 |
| ○ 教育・保育に携わる人材の確保              | 保育教諭確保のための資格等取得支援事業                      | 幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされています。幼稚園、保育所から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、いずれか一方の免許又は資格を有していない場合は保育教諭となることができる経過措置期間(平成27年度からの10年間)が設けられています。この期間終了までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得又は保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ります。 | 359  | 514  | 826  | 7,791   | 幼稚園教諭の保育士資格取得 6名<br>保育士の幼稚園教諭免許状取得 21名  | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |  |  |  |   |              |                |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |
|                               | 潜在保育士確保事業                                | 保育士・保育所支援センターを設置し、保育所等で就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)に対し、保育士登録簿を活用した働きかけや、就職あっせん、現場復帰に必要な研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行います。  | 11,624   | 12,513   | 12,939   | 13,007  | 保育士・保育所支援センターにおいて、復職応援セミナー、職場体験、求職相談等を実施<br>セミナー参加者数 103人<br>就業者数 297人<br>登録者数 2,991人   | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |  |  |  |   |              |                |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |
|                               | 国家戦略特別区域制度の活用(再掲)                        | 保育実技講習会による地域限定保育士試験を実施することにより、保育士試験の受験者に多様な選択肢を提供し、府内における新たな保育士資格取得者を増やす等、国家戦略特別区域制度を活用した事業を推進します。   | 10,901   | 11,396   | 12,755   | 14,964  | 受験申請者数:1,139人   | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |  |  |  |   |              |                |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |
| ○ 資質向上のための職員研修の充実             | 幼保連携型認定こども園の保育教諭等研修(再掲)                  | フォーラムや協議会等を通じて、効果的な取り組みの周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育機能の充実をめざします。  | 0<br>0<br>0  | 0<br>0<br>0  | 0<br>0<br>0  | 0<br>0<br>0   | ・幼稚教育人権研修:6/24~7/14、2/13、2/13~3/3(参加者304人)<br>・大阪府協議会:7/13、3/7(参加者97人)<br>・幼小接続推進フォーラム:2/13~2/17(参加者676人)   | ◎   | ・教職員の資質向上を図るために、研修、担当指導主事連絡会、フォーラム等を実施する。   | 令和元年度:<br>幼稚教育推進フォーラム(参加者491人)<br>大阪府協議会(参加者300人)<br>幼稚教育人権研修、幼稚園教育理解推進事業(再掲)  | 就学前人権教育協議会(参加者133人)<br>大阪府協議会(参加者46人)<br>保育技術専門研修(参加者354人)<br>就学前人権教育研究協議会(参加者451人)<br>フォーラム・協議会等の総統 | ・幼稚教育人権研修:6/24~7/14、2/13、3/3(参加者491人)<br>・大阪府協議会:9/16、3/8(参加者33人)<br>・大阪府協議会(参加者93人)<br>・幼稚教育推進フォーラム(参加者890人)<br>・幼小接続推進フォーラム(参加者676人) | ・幼稚教育人権研修:6/24~7/14、2/13、3/3(参加者304人)<br>・大阪府協議会(参加者304人)<br>・大阪府協議会(参加者97人)<br>・幼小接続推進フォーラム(参加者676人) | ◎            | 教育庁市町村教育室小中学校課 |                 |                 |
|                               | 保育所等障がい児保育士等研修会の実施                       | 保育所等における障がい児保育の実施に必要な知識及び技術に関する研修を行い、障がい児保育を担当する保育士等の資質の向上を図ります。   | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0   | 0<br>0  | 令和4年9月5日～令和4年12月31日まで配信<br>実施方法Web視聴(Youtube上で実施)<br>・障がいのある子どもやその可能性がある子どもの保護者支援   | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |  |  |  |   |              |                |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |
|                               | 認可外保育施設の指導監督強化事業                         | 認可外保育施設の適切な運営を確保するため、施設職員等に対する研修を実施します。  | 67   | 50   | 46   | 222   | ・大阪府認可外保育施設職員研修会<br>→実施方法:WEB視聴(Youtube上で実施)  | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |  |  |  |   |              |                |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |



| 少子化対策関連                                   | 具体的な取組  | 事業名   | 事業内容 | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開   | 個別目標   |             |   |   |               |               | 担当課           |                |               |  |                 |
|---|---|---|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|--|--|-------------|---|---|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|--|-----------------|
|   |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  | 項目   | 現状(令和元年度当初) | 目標値(6年度末)                                   | 令和3年度実績値                                    | 令和4年度実績値      | 評価            |               |                |               |  |                 |
| 特色・魅力ある私立高校づくり                            | 教育振興に資する教育活動に対する助成  | 私立高校等が独自の建学の精神に基づき行っている教育振興に資する教育活動経費に補助します。  |      | 52,729       | 52,729       | 50,658       | 50,770       | 教育の質向上への取組みと生徒へのケアに関する取組みを重点的に支援した。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |  |             |   |   |               | ◎             | 教育庁私学課        |                |               |  |                 |
|   |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  |                 |
| <b>取組項目19-(3) 支援学校の教育力の向上</b>             |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  |                 |
| 専門性の向上                                    | 特別支援学校教員免許法認定講習   | 教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を促進するため、免許法認定講習を実施します。   |      | 1,977        | 1,977        | 1,754        | 2,481        | コロナ禍でも実施できるように開催方法を工夫し、感染防止対策を講じながら、コロナ禍前と同様の人数規模の認定講習(7科目)に加えて、大阪大谷大学の協力のもと第2認定講習を実施(1科目延べ1940名に単位授与)し、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組みを行った。   | ○            | 令和5年度に、国がめざす免許保有率概ね100%を達成することは困難な状況にあるが、国の法改正の動きを注視し、関係課(教職員人事課・教職員企画課)と連携のうえ、今後も対応が必要である。  |  |             |   |   |               |               |               |                | 教育庁教育振興室支援教育課 |  |                 |
| <b>取組項目19-(4) すべての学校における支援教育の専門性の向上</b>   |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  |                 |
| 支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実               | 支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実   | 小・中学校については、府教育委員会が府内全市町村を対象にした学校訪問を行い、支援教育の推進状況を把握します。また、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実に向け、市町村教育委員会へ指導助言を行います。高等学校については、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行います。 |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 支援学級の新設を行った市町村を中心に、小・中学校合わせて、府内の41校を訪問し、支援教育の推進状況を把握した。また、「市町村支援教育担当指導主事会」を年5回開催し、校内支援体制の充実等について指導・助言を行った。   | ○            | 引き続き、市町村教育委員会に対し、必要に応じた指導助言を行うことで、校内支援体制の充実を促進する。  |  |             |   |   |               |               |               |                | 教育庁教育振興室支援教育課 |  |                 |
| 府立支援学校の地域におけるセンター的機能の発揮                   | 支援教育地域支援整備事業  | 複数の支援学校が協力して巡回相談を行うなど、リーディングスタッフやコーディネーターの専門性を生かした地域支援が行える体制をつくり、支援学校のセンター的機能のさらなる充実を図ります。高等学校については、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行います。                  |      | 74,725       | 74,725       | 77,067       | 99,371       | 45校にリーディングスタッフを配置する等により、小・中学校等の教職員や児童・生徒の支援教育に関するニーズに応じた指導・助言・支援を行った。  | ○            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |  |             |   |   |               |               |               |                | 教育庁教育振興室支援教育課 |  |                 |
| 府立高校における自立支援推進校等の成果を活用した取り組みの推進           | 高等学校支援教育力充実事業   | 府立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒の支援の充実のため、校内支援体制を整備するとともに、仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校を支援教育サポータ校と位置づけ、ブロック会議や巡回相談等を実施し、その成果を府立高校全般へ普及を進めます。                                   |      | 7,523        | 6,995        | 7,849        | 9,941        | 府内の高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒の支援の充実のため、校内支援体制の整備や、仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校を支援教育サポート校と位置づけ、訪問相談を行うとともに、各サポート校が主体となり、府内の高校での支援の状況や課題を共有する「支援教育コーディネーター連絡会」を開催した。また、学校からの求めに応じ、専門家を派遣し、生徒のアセスメントと効果的な指導・支援についての指導助言を実施した。<br>【令和4年度実績】<br>相談件数 41校120件 講演・研修講師 10件<br>各区支援教育コーディネーター連絡会 9回<br>専門家派遣 24件 | ○            | 令和5年度以降も継続して事業を実施する  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  | 教育庁教育振興室高校教育改革課 |
| <b>個別の取り組み20 豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進</b> |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  |                 |
| <b>取組項目20-(1) 豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進</b>      |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  |                 |
| 夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ                  | 「志(こころざし)学」の実施  | すべての府立高校において、平成23年度から「志(こころざし)学」を教育課程に位置づけ、よりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむ教育を推進します。   |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 各校において、高等学校課に提出の計画に基づき、小・中学校での教育の基礎の上に、豊かな人間性や規範意識、マナー等を身につけ、夢や希望、志を持つよき社会人として自立するとともに、社会についての理解や健全な批判力等を養い、社会の発展に寄与する態度をはぐくむことをねらいとして、年間を通じて学習または、複数学年にもまたがって1単位時間分学習した。  | ○            | 各校の取組内容の充実及び検討を進める。  |  |             |   |   |               |               |               |                | 教育庁教育振興室高等学校課 |  |                 |
| 社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ                      | 民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進   | 社会に参画し貢献する態度をはぐくむため、小中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において、民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進に努めます。  |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 市町村教育委員会に対し、冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用を促した。ホームページ掲載の実践事例集「民主主義など社会のしみについての教育」について周知し、その活用を促した。  | ○            | 引き続き、市町村教育委員会に対し、実践事例集等の活用を促すとともに、好事例の収集や普及に努めていく。   |  |             |   |   |               |               |               | 教育庁市町村教育室小中学校課 |               |  |                 |
| 「志(こころざし)学」の実施(再掲)                        | すべての府立高校において、平成23年度から「志(こころざし)学」を教育課程に位置づけ、よりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむ教育を推進します。 |   |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 各校において、高等学校課に提出の計画に基づき、小・中学校での教育の基礎の上に、豊かな人間性や規範意識、マナー等を身につけ、夢や希望、志を持つよき社会人として自立するとともに、社会についての理解や健全な批判力等を養い、社会の発展に寄与する態度をはぐくむことをねらいとして、年間を通じて学習または、複数学年にもまたがって1単位時間分学習した。  | ○            | 各校の取組内容の充実及び検討を進める。  |  |             |   |   |               |               |               |                | 教育庁教育振興室高等学校課 |  |                 |
| <b>取組項目20-(2) 健やかな体をはぐくむ取り組みの推進</b>       |   |   |      |              |              |              |              |  |              |  |  |             |   |   |               |               |               |                |               |  |                 |
| 運動機会の充実による体力づくり                           | 元気アッププロジェクト事業   | 体力づくりに向けた重点課題を定め、それに沿った種目の実施を奨励し、その成果を発表するためのスポーツ大会を開催することにより、府内小学校における体力づくりの取り組みを支援します。  |      | 50           | 365          | 755          | 938          | 駅伝大会及びリップアスリートによる実技指導により、大阪の子どもたちのスポーツへの興味関心を高め、運動習慣の定着を図ることを目的としたイベントを開催した。   | ○            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   | 元気アッププロジェクト事業参加市町村   | 30市町村(30年度) | 参加市町村の拡充                                    | 新型コロナのため実施できず                               | 新型コロナのため実施できず | 31市町          | ◎             | 教育庁教育振興室保健体育課  |               |  |                 |
|   | 運動習慣の確立支援(運動ツールの開発)   | 楽しく体を動かすことができるような運動ツールを開発し、児童・生徒が運動を好きになるような働きかけを行います。  |      | 0            | 0            |              |              | 令和3年度で終了 新型コロナウイルス感染症によるイベントの制限がなくなったため。   |              |  |  |             |   |   |               |               | 教育庁教育振興室保健体育課 |                |               |  |                 |
| 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり            | 学校保健課題解決事業  | 児童生徒の学校保健上の課題を解決するため、教職員を対象に専門医師を講師とした研修会等を実施します。また、保護者を委員とした学校保健委員会の設置と開催を推進します。   |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 教職員を対象とした専門医師による研修会については、薬物依存症について、精神科医から講義いただき、生きづらさを抱える子どもたちにどのように接するか等を学んだ。また、がん教育や性に関する保健課題については、民間企業と連携した研修を実施するなど、学校保健上の課題の解決に役立てた。保護者を委員とした学校保健委員会の設置率については、公立小学校は78.9%、公立中学校は71.1%、公立高校は92.4%となり、昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響等もあり公立小学校・中学校・高等学校ともに減少した。  | ○            | 学校保健課題を解決するため、健康課題について学ぶ、教職員向け研修に、企業から講師を招くなど、外部機関と連携し、研修内容の充実を図る。<br>保護者を委員とした学校保健委員会の設置率(政令市除く) (30年度末実施率)<br>公立小学校: 84.9%<br>公立中学校: 82.4%<br>公立中学校: 78.5%<br>公立高校: 95.5%<br>公立高校: 93.7% | (30年度末実施率)<br>公立小学校: 84.9%<br>公立中学校: 82.4%<br>公立中学校: 78.5%<br>公立高校: 95.5%<br>公立高校: 93.7% | 100%        | 公立小学校: 78.9%<br>公立中学校: 71.1%<br>公立高校: 92.4% | 公立小学校: 78.9%<br>公立中学校: 71.1%<br>公立高校: 92.4% | ◎             | 教育庁教育振興室保健体育課 |               |                |               |  |                 |

| 少子化対策<br>関連 | 具体的取組                      | 事業名                     | 事業内容  | 令和2年度決算額<br>(千円) | 令和3年度決算額<br>(千円) | 令和4年度決算額<br>(千円) | 令和5年度予算額<br>(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題<br>今後の目標・展開   | 個別目標 |                 |               |              |              | 担当課             |                    |                 |                  |
|-------------|----------------------------|-------------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|--|--------------|--|------|-----------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|--------------------|-----------------|------------------|
|             |                            |                         |   |                  |                  |                  |                  |  |              |  | 項目   | 現状<br>(令和元年度当初) | 目標値<br>(6年度末) | 令和3年度<br>実績値 | 令和4年度<br>実績値 | 評価              |                    |                 |                  |
|             |                            |                         | <b>個別の取り組み2.1 地域の教育コミュニティづくりの支援</b>   |                  |                  |                  |                  |  |              |  |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 |                  |
|             |                            |                         | <b>取組項目2.1-(1) 地域の教育コミュニティづくりの支援</b>  |                  |                  |                  |                  |  |              |  |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 |                  |
|             | 学校支援地域本部等による学校支援活動の促進      | 教育コミュニティづくり推進事業(学校支援活動) | すこやかネットや学校支援地域本部等を中心に地域全体で学校教育を支援する活動を促進します。  | 33,635           | 36,718           | 43,669           | 58,084           | 中学校区で地域による学校教育を支援する活動を推進した。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                       |      |                 |               |              |              |                 | 教育庁市町村教育室地域教育振興課   |                 |                  |
|             | コーディネーター研修やボランティア研修等の実施    | 教育コミュニティづくり推進事業         | 実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材や参画する人材の育成拡充を図ります。  | 33,635           | 36,718           | 43,669           | 58,084           | 地域人材のスキルアップを図るため、研修会や交流会(4回)を実施した。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                       |      |                 |               |              |              |                 | 教育庁市町村教育室地域教育振興課   |                 |                  |
|             | 持続的な活動を支えるネットワークづくりの促進     | 教育コミュニティづくり推進事業         | 多様な活動団体(地域組織・NPO・企業等)との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう情報発信します。  | 33,635           | 36,718           | 43,669           | 58,084           | 多様な活動団体(地域組織・NPO・企業等)との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるようホームページで10事例情報発信した。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                       |      |                 |               |              |              |                 | 教育庁市町村教育室地域教育振興課   |                 |                  |
|             |                            |                         | <b>個別の取り組み2.2 子どもの居場所づくり</b>  |                  |                  |                  |                  |  |              |  |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 |                  |
|             |                            |                         | <b>取組項目2.2-(1) 子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり</b>   |                  |                  |                  |                  |  |              |  |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 |                  |
|             | 府立大型児童館ビッグバンの運営            | 大型児童館ビッグバンの管理運営         | 子どもの豊かな遊びと文化創造の中核拠点である大型児童館ビッグバンの運営を通して、子どもたちに健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、地域の遊びを振興・支援します。<br>また、令和3年度からの堺市への移管に向けて、協議を進めます。 | 153,754          |                  |                  |                  | 堺市へ移管したことにより令和2年度で事業終了   |              |  |      |                 |               |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課    |                 |                  |
| ○           | 子どもの遊び場づくり                 | 府営公園の管理運営               | 府営公園の管理運営を進め、緑地空間および青少年育成の場を提供します。  | 2,154,677        | 1,851,604        | 1,817,564        | 1,358,220        | 府民の憩いや癒し、スポーツ・レクリエーション等の場として、府民の方々がいつでも安全・安心に利用できるよう、公園施設の点検、補修を実施した。<br>あわせて、老朽化した版部緑地の遊具改修を実施するなど、府営公園の適正な管理運営を進めた。              | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                       |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 | 都市整備部公園課         |
|             | 企業との連携による冒険の森づくり事業         |                         | 企業が主体となって実施する、森林を利用して子どもを育てる「冒険の森づくり」の取り組みに対し、プログラムの提供、活動場所のあっせん等の支援を行っています。  | 0                | 0                | 0                | 0                | コロナ禍の影響により取組なし   | ★            | 今後は各事務所より、企業に活動を行うよう促進する                                     |      |                 |               |              |              |                 | 環境農林水産部みどり推進室森づくり課 |                 |                  |
|             |                            |                         | <b>取組項目2.2-(2) 放課後等の子どもの居場所づくり</b>  |                  |                  |                  |                  |  |              |  |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 |                  |
|             |                            |                         |   |                  |                  |                  |                  |  |              |  |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 |                  |
|             | 放課後児童健全育成事業                |                         | 民間保護者のいない家庭の小学生児童の健全育成を図るために、放課後児童クラブの運営費を補助します。  | 3,421,545        | 3,638,433        | 3,776,098        | 4,613,306        | 補助実績:1,782支援の単位  | ◎            | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                      |      |                 |               |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課    |                 |                  |
|             | 放課後児童クラブ整備費補助金             |                         | 地域における子育て支援を推進するため、放課後児童クラブの整備を促進し、子育て環境の充実を図ります。   | 124,791          | 139,534          | 148,754          | 138,133          | 補助実績:248クラブ  | ◎            | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                      |      |                 |               |              |              |                 | 福祉部子ども家庭局子育て支援課    |                 |                  |
| ○           | 放課後児童クラブの充実                | 放課後児童支援員等研修事業           | 放課後児童クラブ支援員の資質向上を図るために、資格付与及び資質向上のための研修事業を実施します。  | 7,662            | 9,526            | 9,506            | 9,535            | ○認定資格研修<br>回数:9回、修了者:601人<br>○資質向上研修<br>回数:4回、受講者:1,206人   | ◎            | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                      |      |                 |               |              |              |                 |                    | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                  |
|             | 地域人材の活用等による子育て支援の推進        |                         | 子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、地域住民等による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に关心がある地域住民等の情報提供等に努めます。                                 | 0                | 0                | 0                | 0                | 令和4年度事業実施なし。   | ★            |  |      |                 |               |              |              | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |                    |                 |                  |
|             | 放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり | 教育コミュニティづくり推進事業         | 実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材や参画する人材の育成拡充を図ります。  | 33,635           | 36,718           | 43,669           | 58,084           | 地域人材のスキルアップを図るために、研修会や交流会(4回)を実施した。<br>地域のボランティアの参画を得て、小学校区や府立支援学校で放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動や学習活動等を推進したが、新型コロナウイルスの影響により実施を見合はせた地域もあった。 | ○            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。                                       |      |                 |               |              |              |                 |                    |                 | 教育庁市町村教育室地域教育振興課 |
|             | 障がいのある児童の放課後等における療育の支援     | 放課後等デイサービスの充実           | 障がい児の自立の促進及び放課後等の居場所づくりを推進するため、学校通学中の障がい児が放課後や長期休暇中に身近なところで必要な訓練等を利用できるよう、事業所の確保に努めます。                                | 0                | 0                | 0                | 0                | ○放課後等デイサービス事業所数<br>・実施の事業所数 1,101事業所(指定都市を除く)<br>・実施市町村数 40市町村(指定都市を除く)  | ○            | 今後も障がい児支援の充実のため、大阪府障がい者計画及び障がい児計画の目標を全市町村において達成できるよう働きかけていく。 |      |                 |               |              |              |                 | 福祉部障がい福祉室地域生活支援課   |                 |                  |

| 少子化対策関連  | 具体的な取組              | 事業名  | 事業内容   | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円)   | 令和4年度までの取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価  | 課題今後の目標・展開  | 個別目標                          |  |                        |                        |                        |          | 担当課             |  |
|--|---------------------|--|--|--------------|--------------|--------------|--|--|---|---|-------------------------------|--|------------------------|------------------------|------------------------|----------|-----------------|--|
|  |                     |  |  |              |              |              |  |  |   |   | 項目                            | 現状(令和元年度当初)  | 目標値(6年度末)              | 令和2年度実績値               | 令和3年度実績値               | 令和4年度実績値 | 評価              |  |
|  |                     |  |  |              |              |              |  |  |   |   |                               |  |                        |                        |                        |          |                 |  |
| 子ども食堂等の運営支援                                      | 公民連携による子どもの居場所への支援  | 公民連携による子どもの居場所への支援   | 公民連携の取組を通じ、子どもの居場所への企業等からの物品提供や体験活動への招待等を推進                    | 2,350        | 2,304        | 2,402        | 2,554  | ・企業から物品の提供希望があつたものについて、市町村を通じて希望調査を行い、子ども食堂等に提供                              | ◎   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                               |  |                        |                        |                        |          | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |  |
|  |                     | 食材の有効活用に向けたシステム構築  | 民間企業から食材等の提供希望があつた場合、市町村を通じて子ども食堂等に食材が提供できるシステムを構築             | 0            | 0            | 0            | 0  | 0 去年度実績なし。   | ◎   | ・令和4年度は府で調査照会を行う食材量の寄贈申出がなかったため、システムを活用した食材提供の実績にはつながらなかったが、今後も寄贈申出があればシステムを活用した事業を実施していく。            |                               |  |                        |                        |                        |          | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |  |
|  |                     | 民間団体との連携による子ども食堂での相談支援等  | 民間団体等関係機関と連携し、専門的知識をもった人材を子ども食堂にボランティアとして派遣するなど、相談支援等を検討       | 0            | 0            | 0            | 0  | 0 ・子ども食堂との連携事例(専門職員が子ども食堂を訪問し、子どもや保護者を支援につなぐ等)を含む市町村の取組事例集を作成                | ◎   | ・令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                               |  |                        |                        |                        |          | 福祉部子ども家庭局子育て支援課 |  |
| <b>個別の取り組み2.3 子どもの人権を守る取り組みの推進</b>               |                     |  |  |              |              |              |  |  |   |   |                               |  |                        |                        |                        |          |                 |  |
| <b>取組項目2.3-(1) すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進</b> |                     |  |  |              |              |              |  |  |   |   |                               |  |                        |                        |                        |          |                 |  |
| すべての子どもの人権が尊重される社会づくり                            | 大阪府人権施策推進審議会の運営     | 大阪府人権施策推進審議会の運営  | 人権施策の推進に関して意見を聽くため、学識経験者等のうちから委員を選定して開催しています。                  | 0            | 0            | 0            | 0  | 0 開催回数1回   | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                               |  |                        |                        |                        |          | 府民文化部人権局人権企画課   |  |
|  | 人権教育教材の作成           | 人権教育教材の作成  | 家庭や学校、地域など多様な場において人権教育が実施されるよう、人権教育の指導者やリーダーを対象とした参加型教材を作成します。 | 0            | 0            | 0            | 0  | 0 府関係部局・府内市町村・社会福祉協議会・学校・図書館等への配布や、府内市町村と連携した参加型講座の開催等を通じて、人権教育教材の普及、活用を行った。 | ◎   | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                               |  |                        |                        |                        |          | 府民文化部人権局人権企画課   |  |
| <b>取組項目2.3-(2) ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ</b>      |                     |  |  |              |              |              |  |  |   |   |                               |  |                        |                        |                        |          |                 |  |
| 生命を尊重する心や規範意識等の育成                                | 道德教育推進事業            | 子どもたちの命を尊重する心や規範意識の育成に努めます。<br>新学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導や評価、推進体制を構築するための研究等を行い、小中学校における特色ある道徳教育の取組みの支援を行います。また、道徳教育に関する研修会の実施、地域・家庭や中学校区でともに進める道徳教育の推進します。<br>また、引き続き、「こころの再生」府民運動においても啓発を行います。 | 0  | 2,730        | 2,466        | 2,857        | 全小中学校等道徳教育推進教師及び道徳教育担当指導主事を対象とした研修会を実施し、道徳教育の推進を図った。<br>・道徳教育担当指導主事対象研修会: 年間3回(5/25、10/3、2/10)<br>・大阪府小・中学校道徳教育推進教師連絡協議会・学識経験者による講演及び研究校の実践報告をWeb配信(8/22~9/10)(12/12~1/13)<br>・授業の公開状況については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から各学校の現状に応じて取り組んでおり、令和4年度については把握を行っていない。 | ◎  | 道徳教育推進事業を進めてきたことで、府域小中学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導方法の工夫が充実してきている。道徳教育推進教師や市町村教育委員会道徳教育担当指導主事等を対象とした研修会や実践報告会において、学識経験者の講演や、実践研究校の効果的な取組みを発信・普及することで、府域全体の授業改善及び道徳教育の充実につなげていく。 | 道徳教育推進事業<br><30年度実績><br>道徳の時間を開け<br>(小学校: 99.8% 中学校: 99.6%)<br>道徳教育公開講座を実施<br>(小学校: 60.0% 中学校: 58.9%) | 「特別の教科道徳」の授業<br>公開 小中学校: 100% | 1 新型コロナウイルスの影響により、把握を行っていない<br>新型コロナウイルスの影響により、把握を行っていない | ★                      | 教育庁市町村教育室小中学校課         |                        |          |                 |  |
| 自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成                            | 小中学校における人権教育の推進(再掲) | 人権教育教材集・資料等を活用した実践に係る教員研修を実施します。研究校において指導方法に係る調査研究を実施し、その普及を図ります。(再掲)  | 0  | 0            | 0            | 0            | 0 市町村教育委員会と連携し、人権教育教材集・資料を活用した研修を実施した(11月)。<br>・人権教育の実践や教材集の活用の報告を含む人権教育フォーラムを実施した(2月)。  | ◎  | ・引き続き人権教育実践研究協議会や人権教育フォーラム等を通して、教材・資料の普及や指導方法の工夫改善に向けて、実践を共有する機会を確保する。  | 人権教育教材集・資料等活用率(再掲)  | 活用率 小学校 99.0% 中学校 94.4%       | 活用率 小学校 100% 中学校 95%                                     | 活用率 小学校 100% 中学校 94.7% | 活用率 小学校 100% 中学校 97.5% | 活用率 小学校 100% 中学校 96.8% | ◎        | 教育庁市町村教育室小中学校課  |  |

| 少子化対策関連                | 具体的取組                             | 事業名                                       | 事業内容  | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開   | 個別目標             |   |   |  |  |                                       | 担当課                          |                |                |
|------------------------|-----------------------------------|---|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|--|------------------|---|---|--|--|---------------------------------------|------------------------------|----------------|----------------|
|                        |                                   |   |   |              |              |              |              |  |              |  | 項目               | 現状(令和元年度当初)   | 目標値(6年度末)   | 令和3年度実績値   | 令和4年度実績値   | 評価                                    |                              |                |                |
|                        |                                   |   | 取組項目2.3-(3)いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化   |              |              |              |              |  |              |  |                  |   |   |  |  |                                       |                              |                |                |
| 児童・生徒への支援・相談の取り組みの推進   | いじめ解消に向けた総合的な取り組みの推進              | 児童生徒支援総合対策事業                              | いじめの未然防止や早期発見に向けた的確な実態把握や相談体制の充実を図るとともに、校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月)や「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成25年8月)の活用を推進するとともに専門家を市町村教育委員会や学校へ派遣し事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める支援を行います。            | 23,155       |              |              |              |  |              |  | いじめの解消率等         | <30度実績><br>・スクールロイヤーの派遣回数:100回<br>・いじめの解消率(小学校:91.1%、中学校:80.1%) | ・市町村学校支援チーム(仮称)の充実<br>・学校の対応力の向上<br>・いじめ解消率100%   |  |  |                                       |                              | 教育庁市町村教育室小中学校課 |                |
|                        | スクールカウンセラー配置事業                    | スクールカウンセラー配置事業                            | スクールカウンセラー(臨床心理士)を全公立中学校に配置し、併せて中学校区の小学校における教育相談を実施することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教員への助言、援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。  | 374,221      | 405,932      | 427,072      | 455,655      | 府内全中学校285校にスクールカウンセラーを配置<br>スクールカウンセラーネットワーク会議4回<br>(相談件数)べ 160,749件(直接相談のみ)<br>内訳 児童生徒 34,140人<br>保護者 19,684人<br>教職員 106,925人   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   | スクールカウンセラーポジション  | <30度実績><br>・スクールロイヤーの派遣回数:100回<br>・いじめの解消率(小学校:91.1%、中学校:80.1%) | 相談チーム<br>・小学校 19046人<br>・中学校 93038人               | 相談人数<br>・小学校 37,606人<br>・中学校 90,140人               | 相談件数<br>・小学校 62,236人<br>・中学校 96,493人                       | ◎                                     |                              |                | 教育庁市町村教育室小中学校課 |
|                        | スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)             | スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)                     | 市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを改令・中核市を除くすべての中学校区に配置できるように支援し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行ふとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。(再掲)   | 50,733       | 56,155       | 63,325       | 74,632       | 府内全ての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう府内市町村を支援。<br>・相談件数:延べ46,495件<br>・校内及び連携ケース会議へのスクールソーシャルワーカー参加ケース数5,615件<br>市町村支援のためスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを派遣するとともに、本事業の円滑な事業運営についてスーパーバイザー会議を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上にかかる協議や連絡会の企画。<br>スクールソーシャルワーカー連絡会を実施し情報共有や事例検討を行う。<br>・スクールソーシャルワーカー連絡会5回<br>・スクールソーシャルワーカー育成支援研修6回<br>・スクールソーシャルワーカーミドルリーダー研修5回 | ○            | 家庭にわける生徒指導上の課題等に対して適切な支援が進むよう、市町村のSSW事業体制の見直し及びSSWの資質向上に向けて府雇用のSSWSVによる支援をより充実させていくことが課題。                      |                  |   |   |  |  |                                       |                              | 教育庁市町村教育室小中学校課 |                |
|                        | 教育振興に資する教育活動に対する助成                | 教育振興に資する教育活動に対する助成                        | 私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取り組みを求めていきます。   | 52,729       | 52,729       | 50,658       | 50,770       | 教育の質向上への取り組みと生徒へのケアに関する取り組みを重点的に支援した。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                  |   |   |  |  | 教育の質向上への取り組みと生徒へのケアに関する取り組みを重点的に支援した。 | ◎                            | 教育庁私学課         |                |
| 中学校における生徒指導体制の強化       | 中学校における生徒指導体制の強化                  | 中学校における生徒指導体制の強化                          | 国の加配定数を活用して、こども支援コーディネーターの拡充等、校内における様々な活動をコーディネートする中で、学校全体の指導体制の充実と関係機関との連携による総合的な問題解決機能の向上を図ります。<br>また、教員の生徒指導に関する力量の向上を図るために、生徒との適切な関わり方や、警察などの関係機関との連携のあり方、小学校・中学校・高等学校・支援校間の連携等について、実践的な研修を実施します。 | 0            | 0            | 0            | 0            | ・全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会1回(オンライン)<br>・児童生徒支援コーディネーター研修会4回<br>・指導主事による学校訪問74校2回  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   | 中学校における生徒指導体制の強化 | ・全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会(オンライン)<br>・こども支援コーディネーター研修会3回               | ・全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会(オンライン)<br>・こども支援コーディネーター研修会2回 | ・全小中学校生徒指導担当教員対象連絡会(オンライン)<br>・児童生徒支援コーディネーター研修会4回 | ◎  |                                       | 教育庁市町村教育室小中学校課               |                |                |
|                        |                                   | 取組項目2.3-(4)体罰等の防止                         |   |              |              |              |              |  |              |  |                  |   |   |  |  |                                       |                              |                |                |
| 速やかな事象解決に向けた校内体制の整備    | 府立学校において、アンケート「安全で安心な学校生活のために」を実施 | 府立学校において、アンケート調査を実施することにより、体罰の早期発見につなげます。 | 年2回、アンケート調査を実施することにより、体罰の早期発見につなげます。  | 0            | 0            | 0            | 0            | すべての府立学校において、アンケートを実施し、早期の事象解決に取り組んだ。  | ◎            | 令和5年度からいじめアンケートに「安全で安心な学校生活のために」の質問項目を追加して年3回実施とし、実施方法をGoogleフォームによる回答とした。これにより各学期間での把握により、早期発見・早期対応につなげていきたい。 |                  |   |   |  |  | 教育庁教育振興室高等学校課:生指G                     |                              |                |                |
|                        | 「被害者救済システム」等の相談窓口の活用              | 「被害者救済システム」等の相談窓口の活用                      | 児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備します。<br>また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもたちの立場に立った解決・救済を図ります。   | 4,021        | 3,662        | 3,227        | 4,035        | 被害者救済システム等の相談窓口の活用に向けて、「安全で安心な学校生活のために」アンケート等を通して生徒、保護者への周知を図った。<br>評議委員会2回<br>(相談件数)電話相談:581件<br>面接相談:20件   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                  |   |   |  |  |                                       | 教育庁教育振興室高等学校課:教育庁市町村教育室小中学校課 |                |                |
| 私立学校における体罰等の防止に向けた取り組み | 体罰等の防止                            | 体罰等の防止                                    | 体罰等の防止に向けた府教育委員会等の取り組み情報を提供し、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取り組みを働きかけ、支援するとともに、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私立学校に適切な対応を求めていきます。   | 0            | 0            | 0            | 0            | 文部科学省の調査により、府内私立学校における体罰の実態を把握するとともに、私立学校校長会において注意喚起を実施した。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。   |                  |   |   |  | 文部科学省の調査により、府内私立学校における体罰の実態を把握するとともに、私立学校校長会において注意喚起を実施した。 | ◎                                     | 教育庁私学課                       |                |                |

| 少子化対策関連       | 具体的取組                         | 事業名   | 事業内容   | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度までの取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開  | 個別目標                                  |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 担当課             |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------|-------------------------------|---|--------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|---|---------------------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
|               |                               |   |        |              |              |              |              |  |              |   | 項目                                    | 現状(令和元年度当初)                                | 目標値(6年度末)                             | 令和2年度実績値                              | 令和3年度実績値    | 令和4年度実績値                          | 評価              |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                               | 個別の取り組み24 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止   |        |              |              |              |              |  |              |   |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                               | 取組項目24-(1) 子どもの安全確保の推進  |        |              |              |              |              |  |              |   |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
| ○ 子どもの安全確保の推進 | 地域防犯力の向上                      | 市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の整備を促進し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取り組みを推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯をつけたパトロール車(以下、青バト)で、地図を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。また令和元年度より、市町村が青バトへ設置・配布するラレコに対する「補助事業」を実施し、動く防犯カメラとして児童登下校時の見守り力の向上を目指します。 | 0      | 365          | 0            | 0            | 0            | ・地域安全センターについては、令和元年度末、府内全小学校(978校)に設置完了しました。(小学校の統廃合により、令和5年4月時点の小学校区数は965校区)  | ◎            | 行政、学校、地域が連携し、地域安全センターを活用した青色防犯パトロールや防犯ボランティア等の一層の活性化を図る。  | 設置数<br>977小学校区<br>/978小学校区(設置率99.9%)  | 977小学校区<br>/978小学校区(設置率99.9%)              | 973小学校区<br>/973小学校区(設置率100%)          | 965小学校区<br>/965小学校区(設置率100%)          | ◎           | 府警本部<br>府民安全対策課<br>危機管理室<br>治安対策課 |                 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                               |   |        |              |              |              |              |  |              |   | 青色防犯パトロール台数<br>1,180台(うち、民間団体のもの833台) | 青色防犯パトロール台数<br>1,147台(うち、民間団体のもの800台)      | 青色防犯パトロール台数<br>1,159台(うち、民間団体のもの809台) | 青色防犯パトロール台数<br>1,159台(うち、民間団体のもの809台) | ◎           |                                   |                 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                               |   |        |              |              |              |              |  |              |   | —                                     | ドライブレコーダー設置補助台数<br>令和元年<br>予定87台<br>目標100台 | 令和3年度目標<br>200台<br>令和4年度事業実施せず        | 補助台数<br>41台                           | 補助台数<br>40台 | —                                 | ★               |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | こども110番運動                     | 「こども110番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるよう、地域の協力家庭が「こども110番の家の旗等を掲げたり、「こども110番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども110番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。  |        |              |              |              |              |  |              |   | 「こども110番の家」協力家庭・事業所等の軒数<br>169,140軒   | 「こども110番の家」協力家庭・事業所等の軒数<br>20万台            | 170,331軒                              | 169,395軒                              | 166,378軒    | ◎                                 | 危機管理室<br>治安対策課  |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               |                               |   |        |              |              |              |              |  |              |   | 「動くこども110番」協力車両台数<br>112,661台         | 「動くこども110番」協力車両台数<br>15万台                  | 112,610台                              | 114,016台                              | 114,255台    | ◎                                 |                 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰支援    | 19歳未満の子どもに対して一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に 대해、再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰支援を行います。   | 13,625 | 13,625       | 15,519       | 16,865       | 13,625       | 大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、26名の届出があり、うち8名に対し社会復帰支援を行った。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 危機管理室<br>治安対策課  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 効果的な広報啓発の取り組みの推進              | 子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るために広報啓発の取り組みを進めます。   | 0      | 0            | 0            | 0            | 0            | ・防犯ブザーの配付<br>協賛企業から防犯ブザー約6万5千個の寄贈を受け、希望した小学校の令和5年度新一年生に配付した。   | ◎            | ・協賛企業及び団体の拡大  |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 危機管理室<br>治安対策課  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 子どもの安全見まもり隊                   | 子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の力を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。  | 0      | 0            | 0            | 0            | 0            | 子どもの安全見守り活動をする防犯ボランティアや青色防犯パトロール隊と合同でパトロールを実施し、当該活動をSNSで発信したり、同活動を含む特色ある防犯活動に取り組む防犯ボランティア団体に対し、知事表彰を送り、活動の活性化を図った。   | ◎            | ・防犯ボランティアの高齢化<br>・若年層の拡大  |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 危機管理室<br>治安対策課  |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 安まちアプリ、安まちメール等を活用した子ども安全対策の推進 | 子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、「安まちアプリ」や「安まちメール(携帯電話等へのメール記録システム)」を活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。   | 22,418 | 22,571       | 22,622       | 22,622       | 22,418       | ・安まちアプリ、安まちメール、X(旧ツイッター)等を活用し、迅速かつタイムリーに、子供に対する犯罪発生情報や防犯対策情報を配信するとともに、安まちアプリを掲載し、保護者や子供に対する注意喚起を行いました。<br>安まちアプリの防犯パトロール機能の利用を促進するなどし、子供の見守り活動などの防犯パトロールの普及促進を図りました。<br>・大阪府内の小学校等と連携し、新入生の保護者等に安まちアプリの紹介チラシを送付するなど、登録勧奨を推進しました。 | ◎            | ・引き続き、大阪府内の小学校等と連携し、新入生の保護者等に安まちアプリの紹介チラシを送付するなどして、安まちアプリの普及を促進する。<br>・安まちメールを活用し、迅速かつタイムリーな犯罪発生情報や防犯対策情報を配信することで、自主防犯意識の向上を図る。 |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 府警本部<br>府民安全対策課 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 子どもに対する犯罪の未然防止対策              | 子どもが被害者となりやすい犯罪を未然に防止するため、危険箇所に対する警戒活動、防犯教室、広報啓発活動等を実施するほか、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・警告を積極的に実施し、子どもに対する犯罪を未然に防止します。   | 12,287 | 15,634       | 15,543       | 15,490       | 12,287       | ・小学校において、児童に対する誘拐被害防止の防犯教室を行ったほか、「1つのやくそく」を題材としたリーフレットを作成しました。<br>また、教職員等を対象とした不審者対応訓練や学校施設に対する防犯診断を行いました。<br>・声掛け等行為の段階で行為者への指導・警告を積極的に行い、犯罪の未然防止を図りました。  | ◎            | ・全国的に小中学校への不審者侵入事案が発生している現状などを踏まえると、防犯意識を醸成し維持することが必要なため、継続的な広報啓発活動及び不審者対応訓練等を実施していく。   |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 府警本部<br>府民安全対策課 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | まちぐるみによる子どもを安全に守るモデル地区活動      | 登下校時間帯の通学路等における、地域住民による子どもの安全を具守る活動の継続・活性化を図るほか、それ以外の時間帯、場所において地域住民、事業者、自治体、学校及び警察が連携した、まちぐるみでの子どもを見守る活動を促進します。   |        |              |              |              |              | ・「登下校防犯プラン」に基づき、学校との不審者情報の共有、学校・自治体と通学路の合同点検等を行い、まちぐるみで子供を見守る活動を促進しました。  | ◎            | ・子供の安全見守り活動の活性化はもとより、地域住民や事業者のながら見守り活動への積極的な参画を促すなど、引き続き、まちぐるみの防犯機運の醸成を図る。  |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   | 府警本部<br>府民安全対策課 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 子どもを犯罪から守るモデル地区活動             | 府下63警察署において、小学校区1校区以上を指定し、地域住民・自治体・学校及び警察が連携して、通学路や公園等における安全点検を行い、暗がり等犯罪の要因となっている箇所の改善、整備を図るなど、子どもを犯罪から守る活動を推進します。  |        |              |              |              |              | ・府下64警察署においてモデル校区を指定し、合同パトロールや通学路等の安全点検等を実施しました。   | ◎            | ・犯罪情勢のほか、通学路等を取り巻く環境変化を踏まえ、令和5年度以降も継続して実施していく。  |                                       |  |                                       |                                       |             | 府警本部<br>府民安全対策課                   |                 |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 福祉犯の取締りの強化                    | 児童買春・児童ボルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、被害児童の救出保護を図ります。   |        |              |              |              |              | 令和4年中ににおける福祉犯検挙人員:436人<br>(うち児童買春・児童ボルノ法違反検挙人員:217人)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して取締りを実施していく。   |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   | 府警本部少年課         |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|               | 性暴力被害にあった子どもへの支援              | 民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携し、被害にあった子どもが安心して適切な支援を受けることができるよう取り組みます。  | 128    | 128          | 159          | 581          | 128          | ・「性暴力被害者支援ネットワーク」による医療支援(拠点病院を含む)11病院による体制)<br>・各相談窓口が検索できるQRコード記載の啓発したりを作製。厅内ラック等での配架や講演会等の機会を活用し生徒や学生への直接配付。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                       |  |                                       |                                       |             |                                   |                 | 危機管理室<br>治安対策課  |  |  |  |  |  |  |  |

| 少子化対策関連                     | 具体的取組            | 事業名                         | 事業内容   | 令和2年度決算額(千円)                  | 令和3年度決算額(千円)              | 令和4年度決算額(千円)              | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度までの取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開  | 個別目標                               |                |            |          |          |        | 担当課              |                  |
|-----------------------------|------------------|-----------------------------|--|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------|--|--------------|---|------------------------------------|----------------|------------|----------|----------|--------|------------------|------------------|
|                             |                  |                             |  |                               |                           |                           |              |  |              |   | 項目                                 | 現状(令和元年度当初)    | 目標値(6年度末)  | 令和3年度実績値 | 令和4年度実績値 | 評価     |                  |                  |
| 取組項目24-(2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進 | 非行など問題行動を防ぐ施策の推進 | 小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進 | 大阪府内の小学生(高学年)を対象に、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取り組みを推進します。  | 54,686(再掲)<br>(12,287の内数)(再掲) | 51,494<br>(12,287の内数)(再掲) | 53,991<br>(12,287の内数)(再掲) | 59,445       | 府内10か所の少年サポートセンターにおいて、府内の小学校5年生に対する非行防止・犯罪被害防止教室を行い、少年の規範意識の醸成に努めた。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  | 小学校高学年を対象とした非行防止・犯罪被害防止教室の実施小学校の割合 | <30年度実績>99.3%  | 100%実施をめざす | 83.0%    | 88.4%    |        | ◎                | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |
|                             |                  | 少年サポートセンター等における非行防止活動の推進    | 関係機関・団体と連携し計画的な街頭補導活動を推進します。また、非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の原因を早期に発見するため、少年相談・資質調査による非行原因の調査・調査結果に基づくカウンセリング指導など、少年や保護者等に対するきめ細かな指導・助言等を行います。   | (12,287の内数)                   | (15,634の内数)               | (15,543の内数)               | (15,490の内数)  | 令和4年中の不良行為少年の捕縛状況:34,209人<br>令和4年中の少年サポートセンター等における保護者等相談件数:1,909件<br>令和4年中の心理判定実施状況:786回   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                    |                |            |          |          |        |                  | 府警本部少年課          |
|                             |                  | 少年サポートセンター等における立ち直り支援事業     | 補導された少年や、子ども家庭センターや学校などで相談を受けていた少年のうち、体験活動等を通じた立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、様々な体験活動プログラムや福祉専門的プログラムを実施します。非行が進んでいない初期的段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。 | 54,686(再掲)                    | 51,494(再掲)                | 53,991(再掲)                | 59,445(再掲)   | 府内10か所の少年サポートセンターの育成支援室(子ども青少年課)において、個々の少年に応じた面談やソーシャルスキル・トレーニング等のプログラム、学習や社会貢献活動、野外活動等の立ち直り支援を実施した。(立ち直り支援回数:887回、参加延べ人数:963人)                    | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  | 刑法犯少年の検挙・補導人員                      | <30年度実績>2,804人 | 減少         | 2,313人   | 1,974人   | 2,188人 | ◎                | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |
|                             |                  | 地域と連携した少年非行問題解決活動の推進        | 少年の健全育成に携わる関係機関や団体あるいは民間ボランティア、地域住民等で構成する少年健全育成ネットワークにおいて、具体的な事業・課題等を検討する会議を開催するとともに、個別の課題に応じて関係機関等の実務担当者で構成する「少年健全育成サポートチーム」を編成し、連携した対応により少年非行問題の解決にあたります。                        | (12,287の内数)                   | (15,634の内数)               | (15,543の内数)               | (15,490の内数)  | 地域の中で問題になっている少年問題について、学校、教育委員会等の関係機関をはじめ、少年警察ボランティア、PTA、保護司、管轄警察署等が連携して少年健全育成サポートチームを結成し、問題解決を図りました。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                    |                |            |          |          |        |                  | 府警本部少年課          |
|                             |                  | 地域社会が一体となった非行防止対策の推進        | 少年が利用する機会が多い娯楽施設を営む営業者からの自主的な申請に基づき、その営業所を少年非行防止協力店として指定することなどにより、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。   | (12,287の内数)                   | (15,634の内数)               | (15,543の内数)               | (15,490の内数)  | 令和4年中の新規指定店舗数 2店舗<br>(令和4年末時点 316店舗)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                    |                |            |          |          |        | 府警本部少年課          |                  |
|                             |                  | 少年柔剣道の活動を通じた少年健全育成の推進       | 関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道や剣道を指導する活動を通じて、少年の非行防止と健全育成の推進を図ります。   | (12,287の内数)                   | (15,634の内数)               | (15,543の内数)               | (15,490の内数)  | 令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、活動を停止していた少年柔剣道活動を地域・学校・警察署の感染状況等を勘案し、感染防止と熱中症予防に十分配意するとともに、少年の安全を第一に考慮した訓練内容により再開した。しかし、少年柔剣道大会は、参加少年の減少、練習不足等の事情により中止した。 | ○            | 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、参加する少年の安全はもとより、指導する警察官の感染防止対策を講じながら如何にして効果的に訓練を実施し、少年の健全育成を図るかが課題である。 |                                    |                |            |          |          |        |                  | 府警本部少年課          |
|                             |                  | 少年非行防止活動ネットワーク事業            | 少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による少年非行防止活動ネットワークの定着化や活動活性化に向けた支援を行います。  | 0                             | 0                         | 0                         | 0            | ・H30年度に全市町村でのネットワーク構築済み。<br>・関係機関と連携のうえ、地域で行われる該当巡回における同行指導、研修講師などの活動支援を実施。  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |                                    |                |            |          |          |        | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |
|                             |                  | 薬物乱用防止対策の推進                 | 覚醒剤や大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝え、府教育庁等と連携し、府内小・中・高校での薬物乱用防止教室の開催支援を行った。  | 2,783                         | 3,197                     | 3,461                     | 4,373        | 子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝えるため、府教育庁等と連携し、府内小・中・高校での薬物乱用防止教室の開催支援を行った。   | ◎            | 引き続き、大麻などの薬物乱用を安易に行わないよう、子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝える薬物乱用防止活動を、継続的に推進します。                          |                                    |                |            |          |          |        | 健康医療部生活衛生室業務課    |                  |

| 少子化対策関連   | 具体的な取組  | 事業名  | 事業内容 | 令和2年度決算額(千円) | 令和3年度決算額(千円) | 令和4年度決算額(千円) | 令和5年度予算額(千円) | 令和4年度の取り組み状況   | 令和4年度までの自己評価 | 課題今後の目標・展開  | 個別目標 |             |           |          |          |    | 担当課 |                  |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|---|--|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|--------------|---|------|-------------|-----------|----------|----------|----|-----|------------------|------------------|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   |   |  |      |              |              |              |              |  |              |   | 項目   | 現状(令和元年度当初) | 目標値(6年度末) | 令和3年度実績値 | 令和4年度実績値 | 評価 |     |                  |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>個別の取り組み25 青少年の健全育成の推進</b>                          |   |  |      |              |              |              |              |  |              |   |      |             |           |          |          |    |     |                  |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目25-(1) 青少年を取り巻く社会環境の整備(青少年健全育成条例の運用)</b>       |   |  |      |              |              |              |              |  |              |   |      |             |           |          |          |    |     |                  |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| インターネット利用環境の整備  | インターネット上の有害情報閲覧防止に係る努力義務                            | 保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年のネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守を図ります。  |      | 259          | 130          | 134          | 71           | フィルタリング利用を啓発するチラシ等を各市町村等を通して配布。(のべ9団体、4,870部)  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取り組み及び教育・啓発                       | 有害情報を遮断するフィルタリングの利用促進及び青少年のインターネット利用に関する教育及び啓発活動の推進 | 携帯電話事業者や府警、府教委等と連携して、青少年や保護者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、青少年が自ら考えてインターネットを適切に利活用できるよう、教育啓発活動を展開します。                                     |      | 0            | 0            | 0            | 0            | ○ネットリテラシーの向上に向けた取組として、大阪の子どもを守るネット対策事業を実施。<br>・ネット利用をみんなで考えるプロジェクトの実施<br>児童・生徒向けワークショップを2回、保護者向けワークショップを1回開催し、スマートフォンの賢く適切な利用についての方策を議論。青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを開催。<br>・OSAKAスマホアンケートの実施<br>6月に青少年のスマホ利用実態を把握するためのスマホアンケートを実施<br>(児童・生徒:約9千人、保護者:約3千人)<br>○スマホSNS安全教室の実施(3,157名受講)(防犯ボランティア講師分のみ)<br>・スマートフォンやSNSの利用に伴う各種トラブルから青少年を守るために、児童・生徒と教職員等の指導者を対象に具体的なトラブル事例とその回避策についての研修を実施。<br>・ネットトラブルの低年齢化に対応するために、府警本部サイバー犯罪対策課と連携し、主に小学生を対象に年齢の近い大学生(防犯ボランティア)が講師となり出張講座を実施 | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     |                  |                  | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 有害図書類・有害玩具刃物類への規制                                     | 有害図書類・有害玩具刃物類への規制                                   | 青少年にとって有害な図書類や玩具刃物類の青少年への閲覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。   |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 条例に定めた处罚規定により、随時適切に対応。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 青少年の夜間外出制限の取り組み                                       | 青少年の夜間立入制限設への規制                                     | 青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで、青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。                                      |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 条例に定めた处罚規定により、随時適切に対応。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 夜間に外出させない保護者の努力義務                                   | 青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について周知徹底を図り、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。  |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 条例に定めた处罚規定により、随時適切に対応。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」)を営む者への規制                          | 有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」)を営む者への規制                        | 青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」)に青少年を従事させること等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。  |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 条例に定めた处罚規定により、随時適切に対応。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目25-(2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護(青少年健全育成条例の運用)</b> |   |  |      |              |              |              |              |  |              |   |      |             |           |          |          |    |     |                  |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 青少年の性的搾取への規制  | 青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制                             | 青少年に対するみだらな性行為やわいせつな行為及び違法行為等への勧誘等については、条例で处罚規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。  |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 条例に定めた处罚規定により、随時適切に対応。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 児童ボルノ等の提供を求める行為への規制(自画撮り被害の防止)                      | 青少年に対し、当該青少年に係る児童ボルノ等の提供を求める行為を禁止しており、この規制の適切な運用により、いわゆる「自画撮り被害」を未然に防ぎます。  |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 条例に定めた处罚規定により、随時適切に対応。   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>取組項目25-(3) 青少年の健やかな成長を促進</b>                       |   |  |      |              |              |              |              |  |              |   |      |             |           |          |          |    |     |                  |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 青少年団体等と協働した青少年の健全育成の推進                                | 青少年育成大阪府民会議における府民運動の展開                              | 青少年問題の重要性を鑑み、広く府民の総意を結集するとともに、青少年関係機関や団体の連携により青少年の健全育成を図ります。   |      | 453          | 823          | 783          | 1,362        | 青少年健全育成運動の取組の一環として、「大人が変われば、子どもも変わる運動」や「こども110番」運動を推進するとともに、青少年の社会参加活動及び地域活動を促進するため、「中学生の主張」や「青少年賞」等を実施。「中学生の主張」(応募:6市、12校、1,034編)   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     |                  | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 様々な体験活動機会の提供  | 府立青少年海洋センターの運営                                      | 府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちにカヌー等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。   |      | 159,671      | 145,304      | 120,768      | 115,563      | 令和4年度利用者数:51,907人(宿泊:22,904人、日帰り:29,003人)  | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     |                  | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 公共建築設計コンクール「あすなろ夢建築」事業                              | 小規模な公共建築物を題材として、府内高校生・専修学校生等からアイデアを公募し、最優秀作品に選定された作品の提案権を活かして事業化を図ることによって、永く府民に愛され親しまれる公共建築づくりの推進とともに、青少年に夢を与え、将来の建築技術者となる青少年の育成を図ります。 |      | 60           | 31           | 43           | 86           | 「花と緑のあふれる都会のオアシス」をテーマに、大阪府営住之江公園の休憩所を本コンクールの課題とし、実施した。応募作品数178点(うち、高校生の部:44作品、専修学校生等の部:134点)の中から入選作品10点を選出し、表彰式及び受賞者による作品プレゼンテーションを開催。応募作品数:178人、応募者数:203人   | ◎            | 令和5年度以降も継続して事業を実施していく。  |      |             |           |          |          |    |     |                  |                  | 都市整備部公共建築室計画課    |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 青少年活動の促進  | 府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の運営                        | 府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する情報発信及び活動の場を提供します。   |      | 0            | 0            | 0            | 0            | 令和4年度来館者数:241,341人   | ○            | 着実に取り組みを進めるため、ドーンセンターのホームページで発信している様々な情報が、よりわかりやすいものとなるよう、指定管理者に要請する。 |      |             |           |          |          |    |     | 福祉部子ども家庭局子ども青少年課 |                  |                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |